資料２－２－３
令和３年度 第２９回風力部会

（仮称）DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和３年７月

大和エネルギー株式会社

目　次

第１章　環境影響評価方法書の公告及び縦覧 1
1.　環境影響評価方法書の公告及び縦覧 1
(1)　公告の日 1
(2)　公告の方法 1
(3)　縦覧場所 2
(4)　縦覧期間 2
(5)　縦覧者数 3
2.　環境影響評価方法書についての説明会の開催 4
(1)　公告の日及び公告方法 4
(2)　開催日時、開催場所及び来場者数 4
3.　環境影響評価方法書についての意見の把握 6
(1)　意見書の提出期間 6
(2)　意見書の提出方法 6
(3)　意見書の提出状況 6
第２章　環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解 . 7

第１章　環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.　環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して 3 か月半の間（自主期間 2 週間を含む）縦覧に供した。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、より多くの住民の皆様のご意見をお伺いするため、縦覧期間を延長した。

(1) 公告の日

令和 3 年 1 月 14 日（木）

【縦覧期間及び意見受付期間延長】

令和 3 年 3 月 2 日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

下記の日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和 3 年 1 月 14 日（木）付　西日本新聞（佐賀版、ふくおか都市圏版）

・令和 3 年 1 月 14 日（木）付　佐賀新聞

② 広報による公告（別紙 2 参照）

下記の広報に「お知らせ」を掲載した。

・市報からつ（令和 3 年 1 月号　vol.192）

・糸島市広報紙いとしま（令和 3 年 1 月 1 日号　No.264）

・市報さが（令和 3 年 1 月 1 日号　No.367）

【縦覧期間及び意見受付期間延長、追加住民説明会の開催】

・市報からつ（令和 3 年 4 月号　vol.195）

・糸島市広報紙いとしま（令和 3 年 4 月 1 日号　No.270）

・市報さが（令和 3 年 4 月 1 日号　No.373）

③ インターネットによるお知らせ（別紙 3 参照）

下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。また、縦覧期間及び意見受付期間延長、追加住民説明会の開催についても「お知らせ」を掲載した。

・当社のウェブサイト

・関係市である唐津市、佐賀市、糸島市のウェブサイト

④折込チラシによる公告（別紙4 参照）

縦覧期間及び意見受付期間の延長については唐津市、佐賀市、糸島市の新聞全紙に「折込チラシ」を配布した。

【縦覧期間及び意見受付期間延長】

令和３年３月２日（火）

【追加住民説明会の開催】

令和３年４月１日（火）

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎８か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

・唐津市生活環境対策課
（佐賀県唐津市西城内１番１号）
・七山市民センター総務・福祉課
（佐賀県唐津市七山滝川 1254 番地）
・佐賀市環境政策課
（佐賀県佐賀市栄町１番１号）
・佐賀市富士支所総務・地域振興グループ
（佐賀県佐賀市富士町大字古湯 2685 番地）
・糸島市生活環境課
（福岡県糸島市前原西１丁目 1-1）
・一貴山コミュニティセンター
（福岡県糸島市二丈石崎 81）
・深江コミュニティセンター　３階
（福岡県糸島市二丈深江 1360　糸島市交流プラザ二丈館３階）
・福吉コミュニティセンター
（福岡県糸島市二丈吉井 4017-1）

② インターネットの利用による縦覧（別紙3 参照）

・当社のウェブサイト
https://www.daiwa-energy.com/

(4) 縦覧期間

縦覧期間：令和３年１月 14 日（木）から令和３年４月 30 日（金）まで
（自主期間２週間を含む）

・関係自治体庁舎　土曜日・日曜日・祝日を除く開庁時間とした。
・インターネット　常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は224名であった。

（内訳）	唐津市生活環境対策課	124名
	七山市民センター総務・福祉課	18名
	佐賀市環境政策課	0名
	佐賀市富士支所総務・地域振興グループ	10名
	糸島市生活環境課	44名
	一貴山コミュニティセンター	2名
	深江コミュニティセンター　3階	16名
	福吉コミュニティセンター	10名

2.　環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。また、(2)に記載のとおり、地区説明会を複数回実施した。

(1) 公告の日及び公告方法（別紙1～別紙4 参照）

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

追加の住民説明会の開催に当たっては、関係市である唐津市、佐賀市、糸島市の令和3年4月1日(火)付けの新聞全紙への折込、関係市である唐津市、佐賀市、糸島市のウェブサイト、広報紙、当社のウェブサイトへの掲載により周知した。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

・開催日時：令和3年1月22日（金）18時30分から21時15分まで
・開催場所：七山公民館（佐賀県唐津市七山滝川1252番地）
・来場者数：68名

・開催日時：令和3年1月24日（日）9時30分から11時30分まで
・開催場所：富士公民館（フォレスタふじ）（佐賀県佐賀市富士町古湯2624）
・来場者数：26名

・開催日時：令和3年1月24日（日）15時00分から18時40分まで
・開催場所：伊都文化会館（福岡県糸島市前原東2丁目2-7）
・来場者数：120名

＜追加説明会＞
・開催日時：令和3年4月9日（金）18時30分から21時10分まで
・開催場所：七山公民館（佐賀県唐津市七山滝川1252番地）
・来場者数：47名

・開催日時：令和3年4月10日（土）9時00分から12時00分まで
・開催場所：伊都文化会館（福岡県糸島市前原東2丁目2-7）
・来場者数：79名

・開催日時：令和3年4月10日（土）15時00分から17時00分まで
・開催場所：富士公民館（フォレスタふじ）（佐賀県佐賀市富士町古湯2624）
・来場者数：15名

＜地区説明会＞
・開催日時：令和3年1月23日（土）10時05分から12時35分まで
・開催場所：福吉コミュニティセンター（福岡県糸島市二丈吉井4017-1）
・来場者数：73名

・開催日時：令和3年2月7日（日）18時00分から20時00分まで
・開催場所：深江コミュニティセンター
（福岡県糸島市二丈深江1360　糸島市交流プラザ二丈館3階）
・来場者数：41名

・開催日時：令和3年3月14日（日）18時00分から19時40分まで
・開催場所：荒川区多目的集会所（佐賀県唐津市七山荒川689）
・来場者数：16名

・開催日時：令和3年3月15日（月）18時00分から19時30分まで
・開催場所：大白木公民館（佐賀県唐津市七山白木2752-10）
・来場者数：31名

・開催日時：令和3年3月16日（火）19時25分から20時40分まで
・開催場所：野井原公民館（佐賀県唐津市七山藤川2184-1）
・来場者数：22名

・開催日時：令和3年4月4日（日）10時00分から12時55分まで
・開催場所：福吉コミュニティセンター（福岡県糸島市二丈吉井4017-1）
・来場者数：27名

・開催日時：令和3年4月4日（日）15時00分から18時00分まで
・開催場所：一貴山コミュニティセンター（福岡県糸島市二丈石崎81）
・来場者数：19名

3.　環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

（別紙5、別紙6 参照）

(1) 意見書の提出期間

令和3年1月14日（木）から令和3年4月30日（木）までの間

（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函

② 当社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は292通、意見総数は551件であった。

第2章　環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は551件であった。それに対する当社の見解は表2のとおりである。

表2　環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

（意見書1）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	本事業に関し以下の理由で賛成いたします。 1、世界的温暖化、環境破壊の抑止の観点から脱炭素社会の実現のため、再生エネルギーの導入は不可欠で、日本政府も推進している事業であり、七山、糸島地区の山の環境保全のためにも、大局的見地から是非必要な事業と考えます。	地球温暖化防止の観点から、脱炭素社会を目指し、再生可能エネルギーの普及に寄与したいと考えております。環境に配慮した事業計画といたします。
2	2、佐賀県は原子力発電に代替するエネルギーとして、風力発電、太陽光発電の受け入れを積極的に進め、地域振興の一環として共存してきた歴史がございますので、設置地域における地域振興に役立つものと推察いたします。	地域への貢献としては、事業計画地が植林地であることから、林業、地元地区と共生するため、防災対策や管理用道路の活用を検討しております。また、近隣地区との共生のため、保守点検等の雇用創出についても貢献したいと考えております。地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、さらに地域貢献策を具体的に検討いたします。
3	3、本事業の配慮書では、糸島市にも設置予定でしたが、一部住民の皆さんから反対の声が上がり、方法書では、それに配慮され佐賀県内に設置することに変更されていますので佐賀県側の住民の本事業へのご理解こそが重要で、ご理解頂けるのであれば推進していただくべき事業と考えます。	事業計画地に隣接する唐津市3地区、糸島市3校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。 引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書2）

No.	意見の概要	事業者の見解
4	本事業に対し、下記記載理由により賛成します。 ①IEAが公表している最新データベースによると、2017年の日本の全発電量に占める化石燃料発電量は75%以上です。化石燃料の燃焼は二酸化炭素が発生し、温室効果ガスにより地球温暖化が加速していると言われています。地球温暖化の加速を抑えるためにも、風力発電建設推進は国にとって重要課題だと思います。	本事業は、地球温暖化防止の観点から、脱炭素社会を目指し、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換に貢献できるものと考えております。
5	②糸島地区住民からの指摘等を考慮して、当初実施区域から糸島地区エリアを除外した方法書が2月14日公表されており、地域住民に十分配慮した計画が示されていると考えます。	配慮書から方法書にかけて、関係機関及び住民の皆様のご意見を踏まえ、対象事業実施区域の絞り込みを行いました。 引き続き、環境に配慮した事業計画といたします。
6	③唐津市では上場地区に風力発電設備が稼働しており、地域住民の理解も十分得られていると考えられ、七山地区での建設推進は地元経済活性化にとっても価値が高いものと考えます。	地域への貢献としては、事業計画地が植林地であることから、林業、地元地区と共生するため、防災対策や管理用道路の活用を検討しております。また、近隣地区との共生のため、保守点検等の雇用創出についても貢献したいと考えております。地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、さらに地域貢献策を具体的に検討いたします。
7	④上記記載の意見により、唐津市七山地区での建設に賛成します。	引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 3）

No.	意見の概要	事業者の見解
8	私は、佐賀県で生まれ 25 歳で糸島市へ移住し、すでに 36 年が経過いたしました、当然、私の子供たちは糸島で生まれ育ちましたので、私自身、糸島の住人としての思いはございます。 近年、地球環境の悪化により、温暖化で海に沈む国家があり、砂漠化は加速し、氷河の流失により災害懸念、身近では、大型台風災害の増加、ゲリラ豪雨等を考えますと、脱炭素社会の実現は急務であり 2018 年 7 月の広島県での土砂災害と同じ土質である糸島の山を守ることにつながるものと思います。 また、佐賀県で生まれ育った人間としては、糸島市一部住民の方の反対で、御社が方法書の段階で配慮をされ糸島市地内での設置を断念し、唐津市地内に全機を計画変更されたと知り、それでも反対をされる方がおいでと聞いて、とても残念に思いました。 佐賀県内で、少なくとも北部九州で使用される電気を発電し供給されていますが、糸島市の反対をされる一部の方に問いますが、環境問題も含め電気を造るのは佐賀県でやればいい、糸島市民は当然料金は支払ってるから使用するとの対岸の火事のような考えで宜しいのでしょう？ 私の佐賀県の友人は、この話を聞いて、「その身勝手さに憤りを覚える」と言っておりました。 さて、私が、本事業への反対意見について不思議に感じ納得できない点が 2 点ございます。 1、再生エネルギーである風力発電事業に共産党の糸島市市議会の先生が反対を表明されていることです。 再生可能エネルギーへの転換については、国の進める政策であり、日本共産党本部も 2019 年 6 月 3 日機関紙である赤旗に、エネルギー政策「脱炭素社会」実現に、大転換こそ未来の希望生むと明言され再エネ拡大必要と訴えておられますが、何故か地方議員の皆さんは反対を表明されることに大変な矛盾を感じますし、党の政策と議員としての得票数の確保は別なことなのでしょうか？	地球温暖化が及ぼす影響は多岐にわたり、脱炭素社会実現が急務となっていると当社も認識しております。脱炭素社会の実現には、再生可能エネルギーの普及や省エネルギーへの取り組みが必要だと考えております。 引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定するとともに地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、丁寧な説明に努めます。
9	2、唐津糸島の山の未来を考える会さんについてですが、そのネットの内容を拝見しましたが、電気需要について、玄海原子力発電所はすでに 4 基中 2 基の廃炉が決定し解体準備始まっており、化石燃料である石炭、重油関係の発電所の閉鎖の方針を国に打ち出すなか、代替となる再生可能エネルギーの確保が必要なことは、火を見るより明らかで、そこで、国は洋上風力発電の推進に力をそそぎ、現在 4 地区の促進区域の指定を行っています。 現実に、本年 1 月 10 日付けで九州電力より、寒波で電気需要量に発電量が追付かないことが予想され節電の依頼が出ております。 ある推計では、2040 年に現状のまま推移すれば、当然電力不足に陥ることが予想され、停電等の発生は我々の生活の安定も脅かされる事態となることは明白で、山の未来を考える会のみなさんは、このことについて、いかがお考えなのでしょうか？ そもそも、山の環境を守ると主張されるのであれば、山林の伐採面積と影響を考慮いたしますと、送電用の鉄塔の建設に反対すべきではないのでしょうか？ また、日本に 2 本だけ設置されている、はがね山標準電波通信所の高さ 200m の通信塔（山林伐採面積	ご意見いただいたとおり、化石燃料の代替となる再生可能エネルギーの普及が必要となっているため、国では洋上風力及び陸上風力についても推進に力を注いでおります。 本事業の実施により、今後不足すると予想される電力需要に対し、貢献できると考えております。 事業の実施に当たっては、環境負荷の低減の観点から総合的に事業計画を検討いたします。 地域への貢献としては、事業計画地が植林地であることから、林業との共生を検討しております。また、地元地区との共生のため、保守点検等における雇用創出についても貢献したいと考えております。 引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、さらに地域貢献策を具体的に検討いたします。

（表は次ページに続く。）

	115,803㎡）にも当然反対をされるべきと考えます。 重ねてで申し訳ございませんが、佐賀県の山々は、いたるところ送電のための鉄塔がハリネズミのごとく無数に立ち、それでも電気を送電することは、生活する皆さんを守ることにつながると共存しておりますが、それについても「佐賀県の勝手だろうと」、笑って済ませられるのでしょうか。 送電鉄塔や通信塔は良くて、地球環境保全のための再生可能エネルギーである風力発電は駄目だと反対される、この会の意図が理解できません。 また、山の未来を考える会のみなさまは、糸島の山を実際に守る環境保全活動は、なさっているのでしょうか、せめて大局的見地から地球環境保全と国内の電気需要について学習いただきたいと考えます。	

（意見書 4）

No.	意見の概要	事業者の見解
10	計画に問題は無いと考えます。 事業については賛成致します。	引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 5）

No.	意見の概要	事業者の見解
11	計画に問題はないと考えます。 事業について賛成致します。	引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 6）

No.	意見の概要	事業者の見解
12	計画に問題は無いと考えます。 事業について賛成致します。	引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 7）

No.	意見の概要	事業者の見解
13	計画に問題ないと思います。 風力事業に賛成です。	引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 8）

No.	意見の概要	事業者の見解
14	計画については、問題ないと考えます。 事業について賛成致します。	引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 9）

No.	意見の概要	事業者の見解
15	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者（大和エネルギー株式会社）及び委託先（日本気象協会）の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点がすり替えられてしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに同様の理由から本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	いただいたご意見は、削除または要約、順番を並び替えることはせず、全文公開いたします。
16	■2. コウモリ類の保全措置について 『新たな知見(2020 年に出版された文献)』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。 ※「コウモリ学　適応と進化」p229（2020 年 8 月，船越公威）	現地調査結果、専門家へのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。
17	■3. 本事業で採用する風力発電機はカットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードが回転するのか？仮に採用機種が未定ならば、バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。	現時点では採用機種は未定です。準備書においては、採用予定の機種の仕様を踏まえ、予測いたします。
18	■4. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあった。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を実施できない理由を述べよ。 ※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015,07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11,2017） ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018)静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体　合計 9 個体「高森高原風力発電事業　環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県） ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体　合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月　株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体　合計 9 個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年 8 月、東北自然エネルギー	現地調査結果、専門家へのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。

（表は次ページに続く。）

	株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、種不明コウモリ2個体、合計8個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年12月、よこはま風力発電株式会社）青森県 ※ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ属1個体　合計2個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020年2月、コスモエコパワー株式会社）北海道 ※ヤマコウモリ3個体、ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、合計7個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第2回）」（令和2年4月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ3個体「姫神ウィンドパーク事業　事後調査報告書」（令和2年10月　コスモエコパワー株式会社）岩手県	
19	■5.コウモリ類の保全措置として「稼動制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。環境保全の観点から、本事業でも実施していただきたい。	現地調査結果、専門家へのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。
20	■6.コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。「科学的根拠のある保全措置」について、本事業者は実施するつもりはあるのだろうか。 ※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report,Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	現地調査結果、専門家へのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。
21	■7.フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、今後コウモリ類の保全措置としてカットイン風速未満の風速時にのみ保全措置（フェザーモード）を行うかもしれない。 しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。 仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。	今後の手続きにおいて、実施する音声モニタリング調査や専門家へのヒアリング結果等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。
22	■8.環境保全措置の実施時期について 保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思うが、これについて、事業者が事後調査前から追加的保全措置を検討・実施しない	現地調査結果、専門家へのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。

（表は次ページに続く。）

	理由を述べよ。	
23	■9.「予測の不確実性」の定義及び基準について これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は（おそらくするだろう）、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べること。 その上で、事業者がコウモリ類の追加的な環境保全措置を実施しない理由を述べよ。	「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省産業保安グループ電力安全課、令和２年３月）によれば、事後調査を行わなければならない場合の考え方として、以下のとおり「予測の不確実性」について記載されております。 1)事後調査を行わなければならない場合の考え方 事後調査については、発電所アセス省令第 31 条第 1 項第１号～第４号に該当する場合には、事後調査を実施することとなる。 第１号の「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合」とは、過去の環境アセスメントの実績等から、未だ予測の手法が確立されておらず、予測の結果と実際の結果に大きな差が生じるおそれがあると思われる場合で、具体例としては、動物、植物及び生態系に対し環境保全措置を講じる場合等が考えられる。 第２号の「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合」とは、過去の環境アセスメントにおいて環境保全措置として行われた例が少なく、環境保全措置の効果が十分に検証されていない環境保全措置を講じる場合で、具体例としては、実施例の少ない生物の移植等が考えられる。 第３号の「工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合」とは、環境影響評価の実施段階で想定した環境保全措置の内容について、工事の実施及び供用開始後の状況を踏まえ、それをより詳細なものにすることを想定している。 第４号の「代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度により、事後調査が必要であると認められる場合」とは、効果が十分に検証されていない代償措置を講じる場合や代償措置の知見が少ない場合等、事後調査を通じて代替措置の効果を把握する必要がある場合等が考えられる。
24	■10.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	現地調査結果、専門家へのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。
25	■11.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影	現地調査を実施し、可能な限り予測をした上で、コウモリ類への影響を回避・低減できるような環境保全措置を検討いたします。

（表は次ページに続く。）

	響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。	
26	■12. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。 ※「高森高原風力発電事業　環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）	現地調査結果等を踏まえ、コウモリ類やその他項目における環境影響を総合的に考え、風力発電機の配置計画等を検討いたします。
27	■13. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 保全措置は「コウモリを殺してから」実施しても手遅れである。	適切な保全措置を先延ばしにせず、現地調査結果を基に予測した結果や専門家へのヒアリング結果等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。
28	■14. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	適切な保全措置を先延ばしにせず、現地調査結果を基に予測した結果や専門家へのヒアリング結果等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。
29	■15. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	適切な保全措置を先延ばしにせず、現地調査結果を基に予測した結果や専門家へのヒアリング結果等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。
30	■16. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とそ	現地調査結果を基に予測した結果や専門家へのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。

（表は次ページに続く。）

	の理由を「丁寧に」述べよ。	
31	■17.バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターを使用した調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。 よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。	音声モニタリング調査を実施し、調査結果の解析を行い、可能な限り定量的に影響を予測いたします。
32	■18.自動録音バットディテクターを使用した調査について ・自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間（冬眠期を除く年間）のモニタリングが必要である。 ・地上からの調査については、すべての風力発電機設置位置において、日没前から日の出まで自動録音調査をするべきである。 ・自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。 （意見の理由）以下のガイドラインに記載があるため。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014”EUROBATSPublication Series No.6」,（https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf）	方法書に記載した調査、予測及び評価の手法は、コウモリ類の専門家の意見を踏まえた上で設定しております。方法書においても、佐賀県、福岡県及び経済産業省による審査を受けることになっております。審査の内容を踏まえ、手法等について必要な勧告がなされます。ご指摘いただいた内容についても参考にさせていただきます。
33	■19.自動録音バットディテクターを使用した解析について 準備書には以下を記載すること。（意見の理由）事業者の調査結果が適切か否かを判断するため。 ・バットディテクターの種類及び分析ソフト ・ディテクターの感度範囲 ・ディテクターの位置（高さ） ・デイテクターの稼働時間及び欠測時間 ・自動録音システムの設定	準備書において、バットディテクターの使用機器の詳細を記載いたします。
34	■20.「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること１ 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第２項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	方法書に記載した調査、予測及び評価の手法は、発電所アセス省令※に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家の意見を踏まえ決定しています。これらについては、今後、ご意見等を踏まえつつ、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。 以上の方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第十一条第２項に従い、技術的な助言を求めます。 ※発電所アセス省令：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）
35	■21.月２回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて３日程度で消失することが明らかとなっている＊。仮に月	事後調査の頻度については、現地調査結果、最新の知見及び専門家へのヒアリングを踏まえ、検討いたしま

（表は次ページに続く。）

	2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 ＊平成28年度～平成29年度成果報告書　風力発電等導入支援事業　環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ｉ報告書）P213.NEDO,2018.	す。
36	■22.コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている＊。よって、 ①コウモリ類の死骸探索調査は、1基あたり連続3日間の調査を月2回以上（もしくは週1回の調査を月4回以上）実施すること。 ②死骸探索調査は日の出より開始すること。 ③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録すること。 ＊平成28年度～平成29年度成果報告書　風力発電等導入支援事業　環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ｉ報告書）P213.NEDO,2018.	事後調査の頻度等については、現地調査や専門家へのヒアリング結果等を踏まえ、検討いたします。
37	■23.コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べること。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」,（https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf）	事後調査の手法や頻度については、現地調査や専門家へのヒアリング結果等を踏まえ、検討いたします。
38	■24.「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省産業保安グループ電力安全課、令和2年3月）によれば、事後調査の考え方は以下のとおり記載されています。事後調査は国の審査を受け、該当するものについては事後調査を実施してその結果を報告する必要があるものと真摯に受け止めております。 (3) 事後調査の考え方 事後調査については、発電所アセス省令第31条第1項第1号～第4号に該当する場合には、事後調査を実施することとなる。 一　予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合 二　効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合 三　工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合 四　代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度により、事後調査が必要であると認められる場合

（意見書 10）

No.	意見の概要	事業者の見解
39	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて，最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット＆バードストライク），その影響評価等において重点化されている． 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており，不確実性を伴うものではなく，確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである． このことを踏まえて環境保全の見地から，本方法書に対して以下の通り意見を述べる． なお，本意見は要約しないこと．	いただいたご意見は、削除または要約、順番を並び替えることはせず、全文公開いたします。
40	1．方法書の段階においてコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される．	今後もコウモリ類の専門家へのヒアリングを実施いたします。
41	2．バットディテクターによる入感状況調査で使用するバットディテクターの機種を記載すること．	準備書及び評価書において、バットディテクターの機種を記載いたします。
42	3．今後もコウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ，コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査，予測評価，保全措置を行う必要があるだろう． 以上．	今後の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価いたします。これらの結果やコウモリ類の専門家へのヒアリング結果等を踏まえ、適切に環境保全措置を検討いたします。

（意見書 11）

No.	意見の概要	事業者の見解
43	糸島の自然破壊に繋がるのではないか。まずは、暮らし方を少しずつ変えていく努力が必要。 24 時間営業等。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46％の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。

（意見書 12）

No.	意見の概要	事業者の見解
44	（仮称）DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業説明会に参加して 昨日の七山公民館での説明会は大変ご苦労様でした。約 60 名の参加だったと佐賀新聞に報道されていましたが、私は最前列で説明者席の直前に居たため後方の様子も質問者も分かりませんでした。私は約 15 年前、当時唐津市合併前の東松浦郡肥前町職員で、現唐津市最初の風力発電事業を第三セクター事業（現：肥前風力発電）として関わった者です。三セクは 1500kW 1 基のみでしたが、その後唐津玄海地方では、串崎 1 基、肥前 20 基、玄海 6 基を増設、唐津・鎮西に 8 基計画され、現在は総数 40 基近くに増えています。 唐津市北部と、肥前町、玄海町、鎮西町、呼子町の玄海灘沿岸は通称上場（うわば）地域と呼ばれ、年間を通して玄界灘から吹き付ける強風、河川が少なく渇水常襲地帯、道路の未整備等で農業の発展を阻害し、「佐賀のチベット」と揶揄されていました。そうした中で昭和 46 年から「上場に水と道を」のスローガンのもと、国営・県営の土地改良事業が開始され、総額 2000 億円の巨費が投入され約 30 年の歳月をかけて完工しました。 現在、玄海灘沿岸に約 40 基の風車が建設されていますが、前述の土地改良事業による大規模農道が風車搬入道路となったものです。従ってどの風車もそれらの道路に隣接した農振地を避けた原野や山林等で、総じて丘陵地に建っています。 今回の説明を聞いて、玄海沿岸の風車群と違い、七山山間地域でのリスクの大きさを感じています。以下自分の意見です。 ①地質 玄海沿岸の地質（通称赤土：玄武岩が風化した粘土質土壌）と違い、七山・富士町周辺の脊振山系は真砂（まさ）土と呼ばれる粘り気のない砂質土壌で、極端に水に弱いこと。下流の浜玉町玉島川には大量の土砂が堆積しその跡が伺えます。雨による台風災害件数も玄海沿岸に比べ常に多数を占めています。急傾斜と脆弱な地質の為どうしても避けられないことです。	懸念されている地質については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。
45	②受入体制 受付時に見たところ、地元（七山地区）の参加者が少ないのが気になりました。名簿では何割ぐらいだったでしょうか。市議や市職員等も見ませんでした。地元に歓迎されてこそ事業の成功があると思います。当時の肥前町や玄海町では行政挙げて推進していました。	1 月 22 日（金）、4 月 9 日（金）に実施した七山公民館での住民説明会における全参加者に対する七山地区の参加者は約 4 割でした。なお、両日ともに市議や市職員の方も参加されておりました。 また、関係市での住民説明会を複数回実施するとともに、地元地区への説明会も別途実施いたしました。説明会の日程については地元住民の皆様へもご相談させていただきながら、設定いたしました。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発出されたことを考慮し、より多くの住民の皆様のご意見をお伺いするため、縦覧期間及び意見受付期間を延長し対応いたしました。 引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。
46	③七山村 県内有数のふるさと感の残る所です。県内直売所の先駆けだった「鳴神の庄」には、朝から多くの福岡ナンバ	地域への貢献としては、事業計画地が植林地であることから、林業、地元地区と共生のため、防災対策や管理

（表は次ページに続く。）

	一の車が並び、公営温泉浴場の「ななの湯」も唐津市内の他施設と比較して最も好成績を収めています。花弁、野菜、果樹など農業後継者も意欲的で、村人の暖かい人情と相まって福岡からの交流人口も多くなる所以です。平成 17 年の唐津市との 8 市町村合併時は、独立してやっていくという大勢の意見が村内に根強く、1 年後の 18 年に唐津市に編入合併ということもありました。小さい村でも独立独歩の気概に溢れた地域です。 以上参考になれば幸いです。御社の益々のご発展を祈ります。	用道路の活用を検討しております。また、保守点検等における雇用創出についても貢献したいと考えております。地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、さらに地域貢献策を具体的に検討いたします。

（意見書 13）

No.	意見の概要	事業者の見解
47	糸島市の農家さんから毎週野菜を購入させていただいています。無農薬で自然とともに、自然を大切にされて野菜を作ってくださっています。 自然に影響がないはずはないと思います。近年たくさんおきている自然災害もこれまで自然を大切に生きてこなかったから起こっている事です。 近い将来、必ず今ある再生可能エネルギーに変わる地球に優しいエネルギーが開発されます。 目先の利益でなく、これから先を生きる子供達や動物、植物のことを考えて、そして今糸島市に住んでいる方達のことを思いもう 1 度よく考えて下さい。 風力発電は必要ありません。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減できるようにいたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 これから先を生きる子どもたちや動植物に対し、やさしいエネルギーとなるよう、事業計画を検討いたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46%の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。

（意見書 14）

No.	意見の概要	事業者の見解
48	1．景観、脊振山地の景観が失われる。	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
49	2．山頂附近を掘削して基礎をつくる。この附近の地質は真砂土で崩壊しやすく、雨にて流れ易い・埋戻しても緑化、安定するまで時間も要る。 唐津市の水源も玉島川は七山が水源元である。 以上、景観上も、工事に関する施工上に於いても不適地である。故に中止を求める。	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 また、地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討

		いたします。

（意見書 15）

No.	意見の概要	事業者の見解
50	環境に十分配慮し地域に貢献できる風力発電所として頂きたい。	環境に十分配慮し、地域貢献できるような事業計画といたします。また、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、さらに地域貢献策を具体的に検討いたします。

（意見書 16）

No.	意見の概要	事業者の見解
51	私は風力発電所建設予定地の七山のふもと、浜玉町に住んでいます。七山にも友人知人がいます。私は、七山に風力発電所を建設することに反対です。理由は、まず七山の美しい自然を壊してほしくないこと、また、353ha もの広大な土地を風車建設に使われてしまうと、大規模な保安林伐採がなされ、土砂災害の危険性が高まる。風力発電所の火災の消火は不可能であり、さらなる森林火災につながるおそれがある。風車からの低周波音による健康被害を不安に思っている。風力発電の耐用年数はたったの 20 年であり、そのために大規模な自然破壊をするのは持続可能とは言えない、等です。 住民にとって、七山での風車建設は、失なうものが大きすぎてとうてい賛成できません。	対象事業実施区域は約 353ha となっておりますが、風力発電機の設置対象となる面積は約 175ha となっております。なお、すべてのエリアを改変する訳ではございません。本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画とし、七山の美しい自然を守れるよう事業計画を検討いたします。また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 稼働後の火災対策については、今後の手続きにおいて、関係機関と対策を協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。 風力発電機の耐用年数は 20 年となっておりますが、既存設備を全面的に更新することや主要部品のみを更新することにより、効率化を図り、長期間の運用が可能であると考えております。なお、事業の継続は今後の社会情勢を鑑みながら、判断いたします。 なお、懸念されている低周波音による健康被害についてですが、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。

（意見書 17）

No.	意見の概要	事業者の見解
52	再生可能エネルギーとして風を利用することは良いことです。しかし今の風力発電はデメリットが多すぎます。もっと研究し、改良したのでないと駄目です。それを背振山系に 160m の巨大な風車が 8～10 基も立ち並ぶことは環境破壊の何ものでもありません。まず道路や土台が建設されるので森林が伐採されます。集中豪雨がおきれば土砂災害、川や海の汚染、地下水の汚染になりかねません。生きものも生息できず、山村風景は失われます。七山は自然豊かな観光地です。住民、登山者観光客、生物への影響として低周波音が心配です。又、強風、台風で羽が折れたり倒壊の可能性もあります。膨大な修理費のために放置される可能性がありリスクが多すぎます。電力はそんなに逼迫しているでしょうか。自然を破壊してまで都会は電力が足りてないでしょうか。いいえ電力は足りてます。	日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46％の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、山村風景や七山の豊かな自然を守るため、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 風力発電機の台風等の強風に対する強度は、発電用風力設備の技術基準（発電用風力設備に関する技術基準を定める省令）が定められており、現時点で検討中の機種は 10 分平均で 57m/s の風速まで耐えられる仕様となっております。構造については風力発電設備支持物構造設計指針の改定などの指針が見直されており、強度については向上しております。本事業においても、審査を受けるとともに、建築基準法に基づき設計いたします。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。また、事業を終了する際には、大和エネルギー株式会社が責任を持って風力発電機を撤去いたします。撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。

（意見書 18）

No.	意見の概要	事業者の見解
53	別紙「意見書」（貴社（仮称）DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業について）全 6 頁に記載いたしましたので、ご高覧のうえ、ご深慮下さいますよう、お願い致します。 本意見書におきましては、野鳥、特にヒタキ科ツグミ目の渡りの実態が環境省を含めた研究・調査により明らかになりつつあること、この鳥たちのバードストライクが報告されていること、この鳥たちの大きな飛来地が東松浦半島にあり、接続している背振山地西部においては鳥たちの通過、生息、往来によってバードストライクが多発してしまうのではないか、という点を危惧しており、意見書としてまとめました。 【総説】 結論からいえば反対で、計画地を検討すべきと思いま	猛禽類、ツグミ目等の小鳥類を含む渡り鳥については、現地調査において、飛翔経路や飛翔高度等の確認に努め、準備書において事業の実施に伴う影響を予測及び評価いたします。 方法書 p4.3-29(227)の記載については、「事業実施想定区域には、鳥獣保護区等といった注目すべき生息地は含まれておらず、改変に伴う動物の注目すべき生息地に対する影響はない」と予測したものであり、対象事業実施区域及びその周囲に生息する鳥類について影響がないと記載したものではございません。配慮書段階における直接改変による生息環境の変化に伴う予測結果は、方法書 p4.3-28(226)においてお示しいたしました。

（表は次ページに続く。）

	す。 　自然環境、特に有翼生物の生態に重篤な影響を及ぼしてしまう立地、地勢にあるためです。以下、野鳥の生態保護における観点から理由を述べます。 【理由】 　背振山地西部は玄界灘に接続する唯一の森林地帯です。標高500m～1000mの山地帯で当地に分布する多くの野鳥は渡り鳥、旅鳥のような朝鮮半島から対馬、壱岐を経由して飛来する野鳥、五島列島を経由して中国大陸まで渡る野鳥が含まれます。 　具体的には絶滅危惧Ⅱ種サシバをはじめとする猛禽類、およびヒタキ科ツグミ目です。サシバ、ハチクマ、ハイタカ等の生態への影響の可能性が指摘されていますが、環境省もすでにその点の把握をして注意喚起を行っているため割愛します。 　以下、特徴的な事例としてヒタキ科ツグミ目について述べます。 　最新の環境省および複数研究機関の研究によると、環境省「鳥類の主要な渡りルートに関する調査（2017年度実施）および論文「レーダーを用いた夜間の渡り鳥の飛跡数，飛翔高度，渡り経路の追跡」（2019年受理、2020年日本鳥類学会誌掲載）にて背振山地西部の近隣である波戸岬（東松浦半島）がヒタキ科ツグミ目の国内有数の飛来地となっている実態が調査によって明らかになっています。（別紙参照） 　この調査で興味深い点は秋における波戸岬の野鳥飛来数が調査地点で2番目に多いという規模に及んでいることです。中でも目視調査において主要な飛来確認ができた鳥はヒタキ科ツグミ目「トラツグミ属またはツグミ属の一種」であり、主として森林を好む陸鳥である点です。 　彼らが対馬海峡の島嶼線を渡り、波戸岬経由で飛来している実態が明らかになったことは背振山地西部の森林地帯が彼らの生息ないし中継に利用されている可能性が極めて高く、加えて山地の通過ないし往来にあたってはバードストライクが強く懸念されることを意味します。 　実際、風車の建設予定地は急峻な女岳の左右肩に位置し、標高が山頂部より相対的に低いことから鳥類の通り道となっております。これは私の個人的な実地調査でも確認されました。また、同地林縁にてヒタキ科ツグミ目らしき群れを1回の調査で複数回視認しており、建設予定地付近で野鳥の生態活動が営まれていること、往来がみられることは間違いありません。 　この点から、背振山地西部における風力発電所の存在が朝鮮半島－対馬海峡－東松浦半島という限られた島嶼線を経由する彼らの生態に重大な悪影響をもたらす可能を指摘します。 　以上、当地が人工林かつ二次林であっても当地の森林は野鳥の生態に重貴な生育資源を提供しています。注目生物への影響がないーという御社の評価（方法書4.3-29）は妥当ではありません。 　（※さらにヒタキ科に限って言えば、初夏に南西諸島方面から飛来し九州以北で繁殖するオオルリや、キビタ	

（表は次ページに続く。）

	キのような森林性の小鳥も背振山地西部に分布することが予想され、彼らは福岡県では明確に準絶滅種となっており生息域が狭められています。 彼らが春や夏に背振山地西部へ飛来ないし山地往来をすれば同じくバードストライクにかかる恐れが高くなりますので、明確にこれら注目生物への影響が懸念されることになります。) 以上の通り、背振山地西部の山頂帯はこのような生態への影響が非常に懸念される地勢ですので現計画には反対します。東松浦半島や糸島半島にはある程度の標高をもった広範な森林地帯がなく、大陸の玄関口かつ住処として機能する森林はこの背振山地西部しかありません。 対馬海峡に接する脊振山系西部、しかも稜線上というような立地は風力発電所の事業には生態系への影響が大きすぎるので避けなければなりません。 【参考資料、文献および補論】 ■参考資料 1「環境基本計画に当たりー糸島市」 https://www.city.itoshima.lg.jp/s011/010/010/020/030/030/23896_53273_misc.pdf 上記は糸島市の環境基本計画書であるが、ヒタキ科のオオルリ、キビタキ、絶滅危惧種Ⅱ種であるサシバ、ほかハチクマ等の猛禽類をはじめとする陸生野鳥が「糸島市市内で確認されている希少動植物」として指定されている。背振山地西部への分布や渡りによる往来が予想される。 ※補論　“自然圏”の認識を！　～渡り鳥、旅鳥は広い地域や島、大陸を往来している～ 本意見書にて上げた例だけでも渡り鳥や旅鳥が県境、国境を越え広く往来している生態であることが分かる。人間の設定した国境や県境、鳥獣保護区のような考え方は一概になじまないことに留意されたい。該当地域が鳥獣保護区であるかどうかが重要ではなく、渡り鳥をはじめとする鳥の生態に鑑みて悪影響を与える恐れが大きい、というのが本意見書の趣旨である。 開発地域を佐賀県のみに再指定したとしても糸島市と唐津市は背振山地西部という自然圏を共有しており、野鳥の「渡り」の観点からみればユーラシア大陸とも接続している。野鳥の生息圏としては糸島市および他の地域と問題を共有しており、広域自然圏の問題である、ということを御社には認識していただきたい。 ■参考文献 1「スギ・ヒノキ人工林を利用する確率の高い鳥類種の推定」 https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjfs/102/3/102_147/_pdf/-char/ja 上記論文の通りヒタキ科では特にキビタキなどが人工林に適応し、多く利用することが推定されるーという研究結果が出ている。 ※補論　希少種指定されていない野鳥類の生態 また希少種と認定されていない野鳥のうち定住性の強い留鳥について、キツツキ科コゲラ、シジュウカラ科の種、カラス科カケスなどの人工林への適応が予想され	

（表は次ページに続く。）

	る。これらはバードウォッチングの対象として知られており、文化的価値を担保している存在であることを留意されたい。 これらの留鳥（定住性の強い鳥）ないし漂鳥（生息圏を移動する鳥）は日常生活で山地周辺を往来していることから、山頂帯を通過する際に（渡り鳥や旅鳥の場合と同じように）バードストライクに遭遇する危険性がある。このことは結果として生息圏の縮小に繋がる。 風力発電所による生態系へのダメージを軽視した事業展開を行った場合、貴社の所属する大和グループが掲げる SDGs 推進に反することになる(SDGs17 の 15「陸の豊かさも守ろう」に反する)。野鳥の生態に配慮した、SDGs 推進の立場に立った行動が貴グループには望まれる。 ■参考資料２：NHK for school「風力発電の問題点　バードストライク」 https://www2.nhk.or.jp/school/movie/clip.cgi?das_id=D0005320582_00000 上の風力発電所も環境アセスメントを経て建築されている筈だが、絶滅危惧種のオジロワシが多数被害に遭う実態が明らかになっている。運転後に生態系への影響が判明する良き事例である。 ■参考文献２：海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き https://www.env.go.jp/nature/yasei/sg_windplant/guide/umiwashi/mat1.pdf 論文中に「ヒタキ科」のバードストライクが環境省に報告されているという点に注目。 ヒタキ科の小鳥に関する渡り経路は現時点の研究においては正確に捕捉されていない。しかし、近年実態が明らかになりつつあり、さらにバードストライク事例が報告されている点が本意見書の危惧する点である。 ※補論　小型野鳥のバードストライク ヒタキ科ツグミ目または小型の鳥については血液飛沫などの生痕が相対的に少なく、他の生物に捕食されやすいことから、バードストライクの実態が大型猛禽類に比べてつかみにくいことが指摘されている。見過ごされやすい実態事例として挙げておきたい。 ※補論　風力発電に対する考え方 風力発電は生物との共存が難しい発電方式に思われる。人間を含めた生物との共存の観点から設置に耐える立地はかなり狭まるはずであり、風力発電自体は反対しないが立地制限が本来は必要ではないかと感じる。 原子力発電所も安定した岩盤の場所を選んで操業している。風力発電にもそういう配慮を求められているのだと思う。 ※補論　保安林について 立地に関連して、建設予定地は保安林となっており許可のない伐採、開発、採取が禁止されている。もともと稜線部には山体保護ないし土砂崩れ防止のために広葉樹などが残してあり、杉を伐採した後にアカガシを植えるような活動が行われおり、人工林の間伐も行われていなかった。すなわち保安機能を拡大するために時間をかけて営林しているのが建設予定地の森の現在である。従	

（表は次ページに続く。）

	って、風力発電機および変電所、送電線などの一連の開発は当地の営林活動に逆行する行為といえるため、その観点からも風力発電所の適地とはみなされないだろう。 （以上） 別冊資料 環境省「鳥類の主要な渡りルートに関する調査」より引用（2017 年度実施）	

（意見書 19）

No.	意見の概要	事業者の見解
54	この事業には問題が多い。 必要性の問題、景観破壊、環境問題、事故の懸念、etc.etc... ですが、一番に「健康被害問題」、これ一つをとっても、とてもこの計画には賛成できません。補償する、などと言われても、健康を害してお金をもらって、何になるのですか？それに実際にそういう事態になったらなったで因果関係がどうのこうのという話になるのは目に見えています。訴訟問題になり、何年も何年も時間と労力を費やすことになります。 このリスクは必要性（あるかどうかもわからない）のメリットを超えていると思いませんか？	日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46%の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている健康被害についてですが、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 本事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。

（意見書 20）

No.	意見の概要	事業者の見解
55	唐津湾を望む好立地であり、森林も豊かな場所のため、周辺環境と調和のとれた風力発電所の建設を期待します。	周辺環境と調和のとれた計画といたします。

（意見書 21）

No.	意見の概要	事業者の見解
56	メリットよりデメリットの方が多いです。 利権ですか？ 利権ですよね。 しょうもない事で自然、健康を破壊するな!!	日本政府は2030年までに二酸化炭素排出量を2013年度比46％の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている健康被害についても、当社が愛媛県で稼働している2事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。

（意見書 22）

No.	意見の概要	事業者の見解
57	電力不足を身近に感じてもいないのに、突然風力発電といわれてもえっという感じしかない。 2月に建設予定地の山に登ってみた。ここに建てるのかと腹が立ってしょうがなかった。 それを建てることで、山をくずし、水脈をこわし低周波音で体調をくずす人も出るだろう。 作ってからは元に戻すことはできないし、何があっても造った会社は自分たちの非を認めないのは目に見えている。 風力発電によってだれが恩恵を受けるのか考えると、かかわった工事業者だけだとしか思えない。絶対建設はやめて下さい。	日本政府は2030年までに二酸化炭素排出量を2013年度比46％の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、地下水については環境影響評価とは別途、風力発電機の設置位置においてボーリング調査を実施いたします。その結果を踏まえ、水脈への影響がないよう、事業計画を検討するとともに安全性にも考慮し、施工いたします。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。

（意見書 23）

No.	意見の概要	事業者の見解
58	風力発電所の建設事業に反対します。 風車の低周波音による健康への影響や周辺の環境破壊、動物などの生息地への悪影響などが懸念されるためです。 景観的にも唐津・糸島の美しい山々の風景が失われてしまいます。 以上のことにより、この計画に強く反対します。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 なお、懸念されている健康への影響については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 24）

No.	意見の概要	事業者の見解
59	風力発電所の建設事業に反対します。 すでに他県などの地域の風力発電所近くに住んでいる住民の方の健康被害も多く、引っ越しを余儀なくされる方もいると聞きます。 また、近年増加傾向にある自然災害の際、土砂災害の危険も高まると思います。野性動物への影響や環境破壊につながると思います。 山の景観も損なわれ、今ある豊かな自然が失われてしまいます。 以上の理由を持ってこの計画に強く反対します。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、豊かな自然を守るため、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。

（意見書 25）

No.	意見の概要	事業者の見解
60	再生可能エネルギー事業の導入で、SDGs に寄与し、地域経済に貢献できると思いました。	再生可能エネルギーの導入により、SDGs が掲げる「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」の開発目標に寄与できると考えております。地域経済に貢献できるよう、地元住民の皆様との共生に努めます。

（意見書 26）

No.	意見の概要	事業者の見解
61	移住者です。糸島の海と山、自然と多様な教育を目的に移住して来ました。その為環境に与える損害が非常に残念でなりません。エネルギーを必要とするか、しないか、どうやってまかなうか、という議論には答えありきとなってしまっているので意味がないと思っています。 お金や企業の利益を優先しすぎず数年～数十年先の未来の事、環境がどう変化しているか、子ども達に与える影響など、お金にできない価値についてもっと考えて下さい。	日本政府は2030年までに二酸化炭素排出量を2013年度比46%の削減を目標として掲げております。当社としては、お金や企業の利益を優先するのではなく、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、自然環境と調和、共生できるよう、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 27）

No.	意見の概要	事業者の見解
62	自然破壊、環境破壊を起こすので反対いたします。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 28）

No.	意見の概要	事業者の見解
63	こんなものはいりません！	日本政府は2030年までに二酸化炭素排出量を2013年度比46%の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。

（意見書 29）

No.	意見の概要	事業者の見解
64	風力発電所はいりません。	日本政府は2030年までに二酸化炭素排出量を2013年度比46％の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。

（意見書 30）

No.	意見の概要	事業者の見解
65	地球温暖化防止の観点からも再生エネルギーを最大利用出来る、環境に配慮した風力発電所をお願いします。	地球温暖化防止の観点から、脱炭素社会を目指し、再生可能エネルギーの普及に寄与したいと考えております。環境に配慮した事業計画といたします。

（意見書 31）

No.	意見の概要	事業者の見解
66	1.　動植物等への影響 ・鳥類、コウモリ類のバード（バット）ストライクは避けられず影響は大きいのではないか。ブレード径100m超であればブレード先端周速はかなりの高速になる。航空機（比較的大きく、対向方向（同軸・平行方向）の単純な動き）と異なり風車のブレードはハブ部から先端まで周速が異なる複雑で、しかも比較的細いブレードの運動に鳥類が垂直方向に飛び込んでいくことになり避けるのは困難であろう。今後の評価にもよるが、大幅な規模縮小または計画撤回は必至と考えるが如何考えるか。 ・トンボ類等の水域近辺に棲む昆虫は生息域の直接改変が無いので環境変化はないと予測しているが、風車の運転中に生じる気流が後方の生息域まで流れていき飛翔に影響を生じる可能性はないのか。昆虫類は軽いため微弱でも自然に存在しない気流が生じた場合に安定して飛べなくなるのではないかと危惧している。風車が作る後方気流や昆虫の飛翔に気流が与える影響等について知見及びそれに対する意見を聞きたい。 ・事業区域は基本的に植林で一見植生の多様性に乏しいが、評価書中で言及されている通り絶滅危惧種が分布している可能性が指摘されている。情報不足であり評価は難しいが希少種が見つかった場合は、それら植物への擾乱を避けるように風車位置の変更をしてほしい。	・鳥類、コウモリ類については現地調査結果を踏まえ事業計画を検討いたします。 ・昆虫類への影響については、現地調査結果を踏まえ専門家ヒアリングを実施いたします。 ・現地調査により、植物の希少種が改変区域内で確認された際は、専門家へヒアリングを実施の上、必要に応じて直接改変の回避や環境保全措置等を検討いたします。
67	2.　景観 ・評価書では目立った景観ポイントのみを評価対象としているが、登山道からの見え方について言及がなかったように見受けられる。風車は遮るものさえなければ生活の場全てから見えるものである。観光地・景勝地のみを評価対象とするのはダイワエネルギー社にとって都合が悪いことを隠しているかのような印象を受ける。	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 登山道についても、現地の状況を確認した上で、眺望が開けた場所があれば、調査地点として追加することを

（表は次ページに続く。）

		検討いたします。 環境影響評価は事業者自らが実施する手続きでありますが、どの段階の手続きにおいても国や県の審査がございます。そのため、事業者の判断のみで調査、予測及び評価の内容を確定することはございません。調査内容についても第三者による審査の結果を踏まえた上で検討を行い、適切に対応いたします。
68	3.　人と自然のふれあい ・表 4.3-30 にて主要な触れ合いの場を列挙しているが、稜線上の登山道を加えるべき。この登山道は計画区域境界となる稜線上を通過しており、白木峠からの縦走利用者も多い。 評価書にて距離がより短い女岳自然歩道について影響を受ける可能性がある登山道として言及しておきながら、稜線上の登山道に触れないのは重大な欠陥である。(非常に厳しい言葉をつければ、百点満点中ゼロ点。大きな影響が避けられないのでわざと評価対象から外したのだろうと勘繰ることもでき心証が非常に悪い) ・自然と触れ合う人への安全配慮はどうなっているのか。当該地域の冬は降雪もありブレードへの着雪、着氷及び風向によっては登山道に氷塊が落下する場合も考えられる。これ以外にも風車への落雷からの側撃雷・地電流による周辺の人物への感電、風車そのものの耐久性及び倒壊時の影響等安全性の観点について今後言及があることを期待する。	・方法書において、人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点として稜線上に位置する「雷山幹線自然歩道」を選定しております。なお、本事業では稜線上の登山道は直接改変いたしません。登山道への影響については、今後の現地調査において利用状況や利用環境を把握いたします。その結果を踏まえ、登山道と共生ができるよう、事業計画を検討いたします。 ・ブレードに着いた氷の破片が飛ぶことにより周辺へ影響を及ぼした事例は把握しておりません。 今後の手続きにおいて、関係機関と稼働後の対策について協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。
69	4.　今後の手続きについて 自然環境について元々情報が少なく詳細設計が無いため評価が困難な部分があったのは思料するが、今回の評価書は、単なる調査報告と具体的根拠に乏しい（「直接改変が無いので影響なし」等）評価項目の選定に終始した感がある。今後の詳細な調査と根拠ある考証に期待する。	方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。本事業を実施した際の影響についてお示しができるのは、現地調査を実施した後になるため、準備書でお示しいたします。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。 また、環境影響評価は事業者自らが実施する手続きでありますが、どの段階の手続きにおいても国や県の審査がございます。そのため、事業者の判断のみで調査、予測及び評価の内容を確定することはございません。調査内容についても第三者による審査の結果を踏まえた上で検討を行い、適切に対応いたします。

（意見書 32）

No.	意見の概要	事業者の見解
70	・パブリックコメント etc で多数の意見や情報を得る事はされませんか？	方法書では、縦覧場所に設置の意見箱への投函または事業者への郵送により意見書を受け付けいたしました。準備書においてはより多くの住民の皆様のご意見をお伺いできるよう検討いたします。
71	・開発グループ内にその地元の人が参加されないと真の情報が得られない事もある。	事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。
72	・同じ様な風力発電をすでに設置した場所があれば、その情報、環境への影響などを情報として拡散する。	当社は愛媛県において佐田岬で 14 年、西予で 1 年運営管理をしております。これまでに健康被害等の報告はございません。また、2 事業ともに現地に管理事務所を設置し、定期的に地元の方とコミュニケーションを取りながら、稼働後の状況についてお聞きしております。
73	・その事業で生まれた電力の使用、経済的利潤をどの様に動かすのか？	九州電力株式会社の変電所へ系統連系する計画としております。 地域への貢献としては、事業計画地が植林地であることから、林業、地元地区と共生のため、防災対策や管理用道路の活用を検討しております。また、保守点検等における雇用創出についても貢献したいと考えております。地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、さらに地域貢献策を具体的に検討いたします。

（意見書 33）

No.	意見の概要	事業者の見解
74	魂を売るナ！ この設備、何年もつの？ その後の処分？ どこで？ 捨てるの！	稼働後の運営に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても事業を継続して運用したいと考えております。 事業を終了する際には、大和エネルギー株式会社が責任を持って風力発電機を撤去いたします。撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。

（意見書 34）

No.	意見の概要	事業者の見解
75	やめてくれ！ 七山、女岳、浮岳の山と森を守りましょう！	今後の手続きにおいて、七山地区を含め、事業計画地の周辺の環境について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 35）

No.	意見の概要	事業者の見解
76	カーボンニュートラルの実現の為にも、風力発電所建設は賛成です。	カーボンニュートラルの実現のため再生可能エネルギーの普及に努めます。環境に配慮した計画といたします。

（意見書 36）

No.	意見の概要	事業者の見解
77	玄海灘を一望できる唐津市から糸島・二丈方面にのびる山嶺に連なる、十坊、浮嶽、女岳の尾根地域は、古代より、山自体が信仰の対象です。山頂には、神功皇后ゆかりの浮嶽神社が祀られており、神社中宮には、国の重文指定の仏像がある。古代史上大変大事な地域として、存在してきた場所であり、山が守り神である。 自然にしても、鳥類などの繁殖や、越冬など、重要な場所であり、この現況地が消失したり、環境変化によって影響がでたりする可能性があることは、ぜったいに避けなければならない。また季節の草木、花など、遊歩道を利用した山歩きを楽しむことができる山であり、子供から年配者まで、たくさんの人達の大切な場所である。 佐賀県にしても、生活環境保全林地域として、森林公園があり、大事な観光スポットにもなっている。 この大切な、自然と人々の心の寄り処である山々を、「自然」という名のもとのエネルギー開発で、利益追求の為に、壊されることに怒りが湧く。 誰のための、何のための、風力発電なのか！地域の人々のためになるのか!! 何が自然エネルギーだ！ 『自然環境破壊エネルギー』でしかない!! ※なぜ、この場所での建設なのか？ 政府が勧めている風力発電事業が、「再エネ海域利用法」において、「洋上風力産業ビジョン」を打ちたてたことをみても、あきらかだが、陸上風力建設場所が限られて、地域住民とのトラブルなど多数の問題がこの決定になっていると想像に難くない。とくに欧州は海洋風力推進だ。 この自然環境破壊エネルギーなるものを、推進している企業「大和ハウスグループ」は支持できない!!	陸上風力は環境負荷の少ないエネルギーであり、水力、太陽光に続く、再生可能エネルギーとなります。電源構成において、風力発電は目標容量に達していない状況で更なる導入が必要であると考えております。陸上風力は 2019 年度 420 万 kW ですが、2030 年度では約 3 倍増の 1330 万 kW、さらに政策の強化をしたケースで 1530 万 kW を参考値としております。【「2030 年に向けたエネルギー政策の在り方」（資源エネルギー庁、令和 3 年）に記載の数値を参照】また、日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46％の削減を目標として掲げており、再生可能エネルギー比率も現状より約 2 倍程度の目標に引き上げております。本事業はこれらに沿ったものと考えております。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、本事業では稜線上の登山道は直接改変いたしませんが、登山道への影響について、今後の現地調査において利用状況や利用環境を把握いたします。その結果を踏まえ、季節の草木、花など、遊歩道を利用した山歩きを楽しむことができる山と共生できるよう、事業計画を検討いたします。

（意見書 37）

No.	意見の概要	事業者の見解
78	女岳山頂、風力発電建設地をみてきました。ここ数日、雨が降っていなかったのにもかかわらず、地盤が柔らかかったですが、地すべり等はどうでしょう?!山道途中すでに土砂が崩れていました。また、6 才の子は、「ここに大きな風力発電が建ったら虫や動物たちは嫌がるだろうね」って言っていました。そちらのご主張も含め、小さな子も納得できる説明を、これからの次世代を担う保育園や幼稚園、小中学校への説明を求めます。最後にこの登山後に 6 才の子が書いた絵を同封します。「山に虹がでたよ」と言っていました。よろしくお願い致します。 みんなで調和できる方向を歩めたら嬉しいです。 「山に虹がでたよ ここに大きな風力発電ができたら虫や動物たちは嫌がるだろうね」 と登山後に 6 才の子がニコニコ描きながら話をしていました。　2021.2.28 描く	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。また、地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。 住民の皆様と調和しながら、事業を進めていきたいと考えております。引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 38）

No.	意見の概要	事業者の見解
79	風力発電による騒音低周波音による健康被害を知り、驚きました。 今回の心配は、森林の伐採です。 近くの地域で、施設建設のため山を削られました。 そのため 30 年前、台風の時、そこから水が流れ出し死者一名を出したのを憶えています。 これ以上自然に手を付けると災害が増えるばかりだと思います。 これは人災です。 電力は、生活の上で必要不可欠なもので感謝しております。 しかし、今回の風力発電事業には懸念を抱いています。 宜しくお願い申し上げます。	懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積並びに森林伐採面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 39）

No.	意見の概要	事業者の見解
80	大型の風力発電だけに設置に関わる諸問題が発生するのではないかと思います。 土台を設置するにはかなり山地を整備しなければならず傾斜な山地だけに大規模になりませんか。 安定させなければならないので大量の生コン等が必要でしょうし、設置して、倒れたりするのでは困ります。 保有林、全体がなくなる可能性があるのではありませんか。 設置するためのはん入道路も私有地にお世話にならなければなりません。保有林だけではないように思います。工事に伴い、災害（土砂くずれ、土砂の流れ）の危険性を感じます。 過去もゴルフ場建設の時も、土砂問題で川に流れ込む事件がありました。	本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画といたします。 施工方法については、行政と協議し、審査を受けることになりますが、現時点では、各風力発電機のヤードに沈砂池を設置することにより、建設工事に伴う濁水を緩和してから沈砂池排水口より林地浸透させる計画としております。河川及び沢筋等との位置関係を把握し、沈砂池設置位置や排水方向を検討し、周辺河川に濁水が流入することを極力回避又は低減できるよう、事業計画を検討いたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 また、地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。

（意見書 40）

No.	意見の概要	事業者の見解
81	そもそも風力発電は必要ないと思います。 2017 年に佐賀で火災がありテレビでも見ましたがとても怖いです。今回考えられている場所はとても風の強いところだと聞き、ぞーっとしました。低周波が人体に与えるデータがまだはっきりしていないのに、賛成できません。自然豊かな場所に、人工的なものを建てると必ず被害が出ると思います。	日本政府は2030年までに二酸化炭素排出量を2013年度比46％の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 稼働後の火災対策については、今後の手続きにおいて、関係機関と対策を協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。 なお、低周波音による健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。

（意見書 41）

No.	意見の概要	事業者の見解
82	人間にとって食物よりも更に大切だと思われる空気！その空気の流れを変えるということは、生命維持の見地からみてもたいへんな有害な設備だと思われる風力発電には命をかけて反対です。自然の流れを変えるようなことは止めて頂きたい。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 42）

No.	意見の概要	事業者の見解
83	・低周波が恐い。	低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
84	・今、風力発電は必要ないと思う。	日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46%の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。
85	・山の景観を損なう。	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 43）

No.	意見の概要	事業者の見解
86	糸島のいいところは豊かな自然と美しい景観です。風力発電所による風車によって、それは永遠に失われてしまいます。そのため風力発電所の設置に反対します。 また、風車は低周波音を発生するとききました。低周波は、地域の住民・子どものために大きな被害を与えてしまいます。風車は設置してほしくないです。	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、豊かな自然と美しい景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。 また、低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。 これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 44）

No.	意見の概要	事業者の見解
87	今、全世界は二酸化炭素の排出拡大により世界各地の気候変動や海面水位上昇をもたらしていると考えられていますが日本政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロとするカーボンニュートラル宣言いたしましたが排出量削減に対して日本の再エネ比率が非常に低い。 本事業は温室効果ガスの排出削減に有望な新エネルギー促進行動だと思われます。 また、地域活性化や雇用創出など大きな経済効果が期待出来ると思われるので是非地域の理解と協力で事業化していただきたい。	本事業により、温室効果ガスの排出量の削減に貢献したいと考えております。 また、地元との共生により、地域活性化に繋がるよう、事業計画を策定いたします。引き続き、地元住民の皆様のご理解、ご協力をいただけるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 45）

No.	意見の概要	事業者の見解
88	背振山地の景観が大好きです。 そこに、人工物が建つのは反対です。 他の地域のプロペラの下を通ったとき、ブーンという音が気になりました。	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。 また、騒音については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、適切に調査及び予測いたします。なお、音の感じ方には個人差があること、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しておりますが、一つの定量的な指標として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）を参考に評価いたします。また、地形や気象等の影響を踏まえ、周辺住宅等への影響を適切に把握し、風力発電設備を住宅等から離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。 これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 46）

No.	意見の概要	事業者の見解
89	景観や低周波、電力などの話は根本的には話の俎上にありません。 問題は事業者の心がお金や事業という観点に固定し、自然を見失なっている事です。今、一度、自らの心の聲に耳をかたむけられよ。自然を素直に見て、感じるならこのような計画にならないでしょう。太古より自然と共にあり、その恵みに命を与えられている同じ人間ではないですか。	自然と共生できるよう、環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 47）

No.	意見の概要	事業者の見解
90	風車の建てる人の気が知れません。山を削って不自然な人工物をぐさぐさ山に刺し、沢山の生き物、自然を破壊し、大量のゴミを出し、未来に負の遺産を残す。低周波の害も恐怖でしかありません。環境を破壊して生きていく意味は何なのですか？風車、しかも巨大な不自然極まりない物の建設には絶対反対です!! 環境破壊は時代遅れです。自然をとり戻す、再生する事に人間は知恵を絞りエネルギーを注がなくてはならない時代です。	負の遺産とならないよう、環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 48）

No.	意見の概要	事業者の見解
91	風力発電施設 現代は人だけがこの自然から切り離されたようにして生きています。より快適により便利にと追求して人々は幸せになったでしょうか。日本では経済格差や貧困、少子高齢化といった社会問題だけでなく、個人においても、焦燥感や不安、ストレスフルな状況が深刻化し体調だけでなく精神をも病んでしまう人が増えています。 何がその原因でしょうか。 人、人類だけの幸せはありません。 なぜなら自然と共に生きているのが当たり前だからです。水や空気を汚せば、人が病気になるように。水や空気がきれいな所に行けば自然と身体も整います。私たちは自然ときってもきれない存在です。 私たちに必要な事は「ただただ自然に感謝して生きていくこと」です。ミツバチの様な小さな生き物たちが花の受粉をするように、私たちの暮らしを支えています。だから、人は森や海、川へ行くと心が癒やされるのだと思います。 これまで飛躍的に様々な分野でこれまでできなかった技術が発達しました。その技術を真に環境負荷のないものに、また災害時に役に立つようなあり方で人々の役に立てられないでしょうか。 具体的には小さい集落でも地域の特性を生かした小水力などの小さな発電施設から災害時に使用する公民館の電源を確保すること。大規模一極集中型の発電ではなく小規模地域分散型なら災害時のレジリエンスを高められます。災害時に非常用電源を確保していない避難所は非常に多いです。 日本人にとって山は崇拝し神聖視する対象（山岳信仰）でした。そこには野生の動物も多く住み、人が荒らさない場所でもありました。同時に山の頂は水源であり、そこから湧き出す水は全ての生き物を育みます。今、山の上方に建てようとしている風力施設はこの自然の理から見ると真逆の考えです。 毎年の様に人々の予想を遙かに超える台風や地震、長雨といった自然災害が後を絶たず、ついにはコロナウイルスが発生し、人々の生活のあり方を変えなければどうしようもない事態にまで発展しています。今こそ自然とのつながりを見直し、元々あった自然の森を広げていくことが後から来る者への責任だと思います。賛成反対、右左といった了見を越えたところでつながり合いより多くの人々が不安なく幸せに暮らせるような社会のあり方を目指してください。経済、お金は一時のものです。使ってしまって無くなる物ではなく、50 年 100 年先の人に感謝されるようなものを作っていきたいですね。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。

（意見書 49）

No.	意見の概要	事業者の見解
92	私は、大和エネルギー様の風車建設計画を応援しております。子供をもつ親として、クリーンエネルギー活用による地球環境を守ることは、大切だと考えるからです。再生エネルギー分野の中でも、私は、風力発電所が一番好きです。バイオマス発電のように原料を必要としない、真のクリーンエネルギーだからです。全国の風力発電設置の自治体に対し、「ふるさと納税」で僅かばかりですが、応援してます。実績豊富な事業者さんなので、周辺住民の皆様のご理解も得られるものだと考えてます。事業の成功を応援しております。	本事業において、脱炭素社会を目指し、再生可能エネルギーの普及に寄与したいと考えております。環境に配慮した事業計画といたします。 引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、丁寧な説明に努め、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 50）

No.	意見の概要	事業者の見解
93	今回の風力発電事業を SDGs に照らしてみた時、持続可能とはほど遠い事業だと感じます。自然を残す為にも反対です。 説明会で、土砂災害の危険が増すこと、水質の汚染について、水脈が変わること、火災発生時に消火できないこと、風力が CO_2 の削減に貢献している具体的な出来事（火力発電所が減らない）など住民の質問に対して説明が不足しています。このまま進めても住民の理解は得られません。説明会には糸島市長同席のもとで開催いただくよう御願い致します。	方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。本事業を実施した際の影響についてお示しができるのは、現地調査を実施した後になるため、準備書でお示しいたします。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 稼働後の火災対策については、今後の手続きにおいて、関係機関と対策を協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。 風力発電機の耐用年数は 20 年となっておりますが、既存設備を全面的に更新することや主要部品のみを更新することにより、効率化を図り、長期間の運用が可能であると考えております。なお、事業の継続は今後の社会情勢を鑑みながら、判断いたします。

（意見書 51）

No.	意見の概要	事業者の見解
94	①一番の不安は、地球温暖化で水（井戸・山の地下水）が枯れたらどうしようということです。10～20 年後でも補償して水道工事をしてもらえるのか？	地下水については環境影響評価とは別途、風力発電機の設置位置においてボーリング調査を実施いたします。その結果を踏まえ、水脈への影響がないよう、事業計画を検討するとともに安全性にも考慮し、施工いたします。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。
95	②里山の動物たちが（今でさえ被害が多いのに）下りてきて住みついたらどうなるのか？	本事業のような風力発電事業により、イノシシ等の害獣が里に下りてくるという科学的な知見は現在のところ確認されておりません。引き続き、最新の知見収集に努めるとともに、イノシシ等の害獣の生息状況の把握に努めます。
96	③うちからだと直線で 2～4 キロ。原発からは 20 キロ圏内．．．．万が一でも何かあれば．．．．と不安でたまりません。 環境の保全の見地から絶対大丈夫といわんばかりの参考資料だった．．．．。反論を論述できる力量はなくて直感で触覚で？田舎に住んで生活してきた者としての意見です。 地元の各戸配布のちらし（「二丈の風」「糸島の風」）見る機会ないだろうと同封しておきます。ご参考までに。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。
97	膨大な資料を、綴じようとして「穴あけ」に四苦八苦していて、資料を作る方も大変だったろうな・・・と思い、一筆啓上いたします。 あなたは「いい仕事」と信じてされているし、こちらは自然を守りたいと思っているので、平行線でかみ合うことはないと思いますが。「誠意」を見せて対応してくださっているのはわかります。でもね、犠牲になるのは住んでいる私たちなのですそれは確かです。 うちの息子は、就活に乗り遅れ田舎へ帰ってきました。あなたたちはエリートサラリーマンです、それはわかっています。愚息は、地元消防団にも入っていて、もし万が一、風力発電機が火災や、自然災害での被害の時は「出動」することになります。佐賀県側でも、です。田舎はどれだけ無償のことを、しているのか？都会で便利に、快適に暮らしてある人には、想像できないと思います。 先日、お話しした通り、お宮の出ごと（浮嶽上宮の、掃除や「辻」のお祀り）で、山を守っているのだと、ここに 30 年以上住んで、やっとわかってきました。 それと今回の意見書とは、まったく関係ないことかもしれませんね。けれど原発が行き詰まり、風力や太陽光が、これからの投資も含めての次世代エネルギーなのでしょう。大会社と田舎の自治体・住民（サイフ）では経済力も、まるで違います。ごまめも歯ぎしりだと思っています。でも、きちんと知りたいのです。 鎮西町の風力発電 5 基を、建造中の現場も見に行きました。女岳や浮嶽周辺も、少しずつ調査（視察）に行っています。田舎に住む、無力で財力もない（ボーナスと	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。また、風力発電機の設置位置においてボーリング調査を実施いたします。その結果を踏まえ、水脈への影響がないよう、事業計画を検討するとともに安全性にも考慮し、施工いたします。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。 稼働後の火災対策については、関係機関と対策を協議いたします。稼働後については、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛

（表は次ページに続く。）

	は無縁の家族です）わたしには、みんなに「どうしよう」と話して、考えることしかできません。年寄りは「もう、私たちには関係ない」と言われたりするけれど、若い人たちも無関心な人も多いけれど・・・・でも私は、未来の子どもたちや小動物や植物（学術的にどうとかいうものでなくて）や、里山や、海の生き物（微生物も含めてです）やわかめ・イリコなどにも、きっと将来、影響があると感じています。 たとえば白血病がどうとか？いうような、統計的なことでなく、ある病気になったことを証明するというのはとてもむずかしい。それが風力発電も含めた山の開発だった・・・とは、数十年後でもわからないと思います。原発の最終処分場も、候補地として挙がったほどの地形や、住民が穏やかな風土、それが福吉や七山なのだと思います。 確かに地球温暖化で（山道を歩いて感じました。数日の雨でもすぐに「乾いて」います）これから地下水脈が枯れたりすることもあるのだろうな・・・・と。 どこにどうしていいのか？わかりません。ただ不安ばかりが募るのです。それは杞憂かもしれません（そうだといいのですが・・・）でも、こういう思いをいいたかったのでした。	媛県で稼働している2事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。

（意見書52）

No.	意見の概要	事業者の見解
98	以下、「要約書」のページ数。 p47 表 4.2-1(18)について、予測の基本的な手法で挙げられた「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」では「未解明の部分も多いため、個別の具体的な調査や影響評価等にあたっては、本書を参考にすることに加え、関係する専門家の指導助言や今後得られる最新の知見を踏まえて柔軟に対応を検討していく必要」があるとされているが、関係する専門家の指導助言についての言及がなく方法として不足。地元の専門家を選任して調査結果の分析と事業の影響評価してほしい。	方法書では動物（コウモリ類、鳥類）、植物について、対象事業実施区域の周囲の状況を把握されている専門家へのヒアリングを実施しております。なお、方法書にもヒアリング結果を記載しております。その結果を踏まえた上で調査、予測及び評価の手法を検討いたしました。今後の手続きにおいても、専門家へヒアリングを実施し、ご助言をいただく予定としております。
99	p88 表 4.2-1(43)の景観について、垂直視野角での予測とされているが、地元住民の原風景である脊振山地の稜線における開発であることを踏まえ、スカイラインの分断の有無、箇所数、範囲について予測を行う必要があると考える。その上で、スカイラインの分断の有無、箇所数、範囲について回避、低減されているか評価してほしい。	環境影響評価においてはスカイラインの分断について評価することはございません。なお、自然公園内での計画となるため、環境影響評価とは別途、関係機関と協議を実施しております。各展望地からの眺望やスカイラインの分断についても、調査、予測及び評価を実施し、行政による審査を受け、適切に対応いたします。

（意見書 53）

No.	意見の概要	事業者の見解
100	①景観調査について 景観調査の予定観測ポイントについて、①真名子木の香ランド（研修棟）、②真名子木の香ランドキャンプ場、③女岳山頂、④浮岳山頂、⑤二丈ふれあい交流センター福ふくの里、を追加してください。いずれも自然景観を楽しむ人が多く訪れる場所であり、登山者や直売所等の利用者は糸島市と観光関係者にとって大切なお客様です。本計画は美しい山の景観を著しく損ない、糸島市の評価を大きく下げることにつながると懸念しています。	ご意見いただいた 5 地点については、補足的に調査を実施することを検討いたします。
101	②騒音及び超低周波音に関する調査について 今回の計画では風車から発生する騒音と超低周波音による健康被害と交流人口の減少が懸念されます。 調査の予定観測ポイントについて、①真名子木の香ランド（研修棟）、②真名子木の香ランド キャンプ場、③女岳山頂、④浮岳山頂、⑤二丈ふれあい交流センター福ふくの里、を加えてください。さらに真名子木の香ランドキャンプ場を訪れるキャンプ客、女岳付近を訪れる登山客、二丈ふれあい交流センター福ふくの里の利用客について、風車設置についてどう感じるかのアンケート調査を実施するよう希望します（アンケート項目については実施前に糸島市観光協会及び糸島市役所との協議を行ってから進めること）。	ご意見いただいた地点については、現地の状況を踏まえ、簡易調査を実施することを検討いたします。なお、「二丈ふれあい交流センター福ふくの里」については、風力発電機から距離が遠いことから、調査は実施いたしませんが、面的に予測を実施いたします。
102	③糸島市との協議について 糸島市に隣接するエリアに巨大な構造物を設置する本計画は、「脊振雷山県立自然公園の美しい森林を保全再生」し、「美しい自然を眺めることのできる視点場を確保する」という糸島市都市計画マスタープランに合致しません。脊振山脈エリアの景観は唐津市や佐賀県と共有するものです。計画を進めるにおいては事前に糸島市との十分な協議を行い、糸島市からの賛同が得られない場合は直ちに計画を中止するよう求めます。	関係市である糸島市へ適宜情報共有をさせていただいております。引き続き、糸島市への情報共有に努め、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、住民説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。
103	④事業計画の見直しについて これまで行われてきた住民説明会では、景観の悪化や周辺生活者の健康への影響、土砂災害の危険性、観光客減少による地域経済への悪影響、火災の危険性など、多くの懸念や心配の声が聞かれましたが、事業者側はそれらを解決する手段を提示できておりません。また今後も改善の余地は非常に限られると思われますので、大和エネルギー株式会社様は、今回の計画については撤回されるよう希望いたします。	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている健康への影響については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 稼働後の火災対策については、今後の手続きにおいて、関係機関と対策を協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 54）

No.	意見の概要	事業者の見解
104	貴社の唐津風力発電事業に関する計画に賛同致します。 政府が掲げた 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現には、再エネの主力電源化が必要不可欠だと考えます。陸上・洋上風力発電には、主力電源としてのポテンシャルの高さに大いに期待しています。 貴社には、これまでの風力発電事業の知見を活かして、地域住民の方々や自然環境との共生に意を用いた計画推進を願っております。	本事業において、脱炭素社会を目指し、再生可能エネルギーの普及に寄与したいと考えております。環境に配慮した事業計画といたします。 引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、丁寧な説明に努め、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 55）

No.	意見の概要	事業者の見解
105	1 この度、御社が唐津市の山中にて風力発電事業を行われる予定があるという記事を確認いたしました。御社の HP 内のインターネットによる縦覧にて内容を確認しましたところ、対象事業区域が糸島市と隣接していることが分かりました。	対象事業実施区域は唐津市に位置しており、糸島市にも隣接しております。 このことから、事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。
106	2 風力発電事業は、「空中」で構造物が動く（風車が回っている）という、これまでの対象事業にはない事業特性を持っています。風力発電事業は「空中」という動物の生息場所を改変することにより、様々な影響を生態系に及ぼすことになります。	生態系については、環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
107	3 しかしながら、風力発電事業の実施による生態系に対する影響について、十分に整理されていないのが現状です。	方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。本事業を実施した際の影響についてお示しができるのは、現地調査を実施した後になるため、準備書でお示しいたします。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。
108	4 糸島養蜂組合において、組合員それぞれが風力発電事業による動物の生態系に対する影響について調べたところによりますと、風力発電から発生する低周波もしくは振動や音波により、動植物や昆虫に少なからず影響を及ぼす恐れがあるということを確認いたしました。	現地調査により生物の生息・生育状況を把握いたします。生物への騒音及び低周波音については最新の知見の収集に努め、対応を検討いたします。
109	5 御社が風力発電事業を行われる予定の対象事業区域付近において養蜂事業を行っている組合員が複数存在しており、養蜂事業に悪影響があることを懸念しております。また、養蜂事業のみならず、糸島の農業への悪影響も懸念されます。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
110	御社がどのような影響を想定し、どのような対応を取られるのかをお伺いしたく、意見書を提出させていただきました。 以上	事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 56）

No.	意見の概要	事業者の見解
111	保安林を伐採し、風力発電施設を建設することに私は反対です。保安林は、土砂崩壊等の災害防止、水源の涵養、生活環境の保全等、特定の公益目的を達成するために伐採が制限されている森林です。保安林の伐採は災害の危険性を高め、生態系の破壊や住民の生活の質（QOL）の低下につながります。また、（超）低周波音による健康被害も懸念されます。それ故、本事業に反対します。 環境影響評価を行う上で、ひとつお願いがあります。この事業に伴う CO_2 排出量と CO_2 削減量を比較し、公表してください。CO_2 排出量を算定する際には、ボーリング調査等の現地調査時に排出される CO_2、風力発電機等の製造と輸送時に排出される CO2、風力発電施設建設時に排出される CO_2（輸送路や送電線等の整備・設置時に排出される CO_2 を含む）、風力発電施設運転時に排出される CO_2（バックアップ電源としての火力発電施設から排出される CO_2 を含む）、20 年後の撤去時に排出される CO_2 等、この事業に伴う CO_2 の全排出量をできる限り正確に算定してください。そして、CO_2 削減量と比較し、現地調査実施前に貴社 HP で公表してください。以上、宜しくお願いいたします。	環境影響評価とは別途、保安林及び林地開発許可手続きについて行政による審査がございます。林地開発許可の手続きにおいては、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から審査が行われ、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 地元住民の皆様の生活の質が低下することのないよう、環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、超低周波音（低周波音を含む。）による健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。

（意見書 57）

No.	意見の概要	事業者の見解
112	予定地は唐津市民にはかけがえのない山々が連らなっている場所です。大昔から海上の目印になっていた山です。七山という地区は庭先に季節の花木が植てあり、道端には桜やつつじ、あじさい等を植て里山の原風景を守っています。私は毎日通っていて楽しみにしています。何よりもこの計画を危惧しているのは多数の地元民は計画地の山（北側）を背にして急傾斜地に住んでいます。 現地の土質は花崗岩が風化した土壌でくずれやすく、このところの大雨を心配しています。命の危険があるのです。万一災害になった時どのように責任を取られるのでしょうか。 昔からそういう地域であるから保安林があるのではないでしょうか。 地元の人々が代々守ってきた地を荒さないで下さいませ。 尚参考までに七山んお宝マップのパンフレットを同封しました。 古代より大切にされた地です。	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。また、地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。

（意見書 58）

No.	意見の概要	事業者の見解
113	環境影響評価方法書要約書の P9「2.2.5 1.発電所の設備の配置計画」に「今後の現地調査の結果、関係機関並びに地権者との協議や許認可等を踏まえ決定するため、変更の可能性がある」としていますが、関係機関とはどこ（誰）なのか明確にしてください。 他にも「関係機関並びに地権者との協議」といった文面が少なくありませんが、それぞれの協議内容に応じて協議の相手先を明確に示すべきだと考えます。	環境影響評価手続きにおける関係機関は経済産業省、佐賀県、福岡県、唐津市、佐賀市及び糸島市となります。
114	環境影響評価方法書要約書の P11「2.発電機」には「風力発電機の概要（予定）」として「耐用年数 20 年」と記載しています。 東京新聞の記事（2020/1/11）によると「1990 年代後半以降、国などの補助で建てられた陸上風力発電所が、約 20 年といわれる寿命を一斉に迎え始めている。高額な費用がネックとなり建て替え件数はわずかで、撤去が相次ぐ。」「撤去された風車はこれまで約百五十基に達し、今後も増え続けるのは確実だ。寿命を迎えた風車が放置される可能性も指摘されており、日本風力エネルギー学会の出野勝監事は『風車の墓場が出現することもあり得る』と警告する」とあります。御社の見解を聞かせてください。	稼働後の運営に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても事業を継続して運用したいと考えております。 事業を終了する際には、大和エネルギー株式会社が責任を持って風力発電機を撤去いたします。撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。
115	環境影響評価方法書要約書の P13「想定基礎図」によると、断面図では、高さ 4～5m、幅・奥行き 18～20m のコンクリートの基礎構造図があります。最大高さ約 159m の風車の基礎の高さ（深さ）が 4～5m で安全性は確保できるのか疑問です。また、これ以外に杭の深さなどの記述が見られませんが、鹿島建設が風力発電の建設工事について説明するウェブサイトによると、「基礎には、コンクリート基礎の荷重で風車を支持する直接基礎と、地中の支持層まで杭を打つ杭基礎の大きく分けて 2 種類があります」との説明があり、この「杭基礎」のサイズについて教えてください。 https://www.kajima.co.jp/tech/g_warming/wind_power/ground/index.html	ボーリング調査を実施し、地盤の状況を確認の上、風力発電機の基礎の施工方法・基礎設計（深さ・形状）を検討いたします。工事方法としてはコンクリート基礎、杭基礎を想定しております。
116	環境影響評価方法書要約書の P13「3. 変電施設及び送電線」に「変電所、送電ルート及び送電線の敷設方法については現在検討中である」とありますが、現時点での計画書では、送電線の敷設工事の環境影響評価については含まれていないのでしょうか。 P15「(4) 主要な工事の方法及び規模 ②電気工事」に「変電所から風力発電機までの連係地点間は、基本的には林道、作業道及び新設道路にケーブルを埋設する方針であるが、埋設できない部分については、鉄塔やコンクリート柱を設置し架線する計画である」とあり、相当な環境影響が考えられますが、環境影響評価の対象には含まれていないということでしょうか。	送電線は浜玉変電所へ接続する予定としております。送電線ルートについては現地調査を実施の上、選定いたしますが、基本的には林道、作業道にケーブルを埋設し、埋設できない部分については架空とする方針です。なお、方法書では送電線ルートを検討中の段階であったため、お示しできませんでしたが、より計画が具体化した準備書では送電線ルートをお示しいたします。
117	環境影響評価方法書要約書の P19「3. その他の事項 (6) 工事に伴う産業廃棄物の種類及び量」で「対象事業実施区域における工事に伴う産業廃棄物の種類としては、木くず（伐採木を含む。）や金属くず、紙くず、廃プラスチック類、コンクリート殻及びアスファルト殻等となるが、それぞれの発生量は現時点では未定である」とありますが、御社の過去の事業の実績から想定は可能ではないか、事業コストを積算するためには想定が不可欠ではないかと考えます。なぜ発生量の想定ができないのか説明してください。	工事の実施に当たっては、産業廃棄物の発生量を低減し、発生した産業廃棄物については可能な限り有効利用に努めます。 方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。本事業を実施した際の影響についてお示しができるのは、現地調査を実施した後になるため、準備書でお示しいたします。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。
118	環境影響評価方法書要約書の P20「(7) 残土に関する事項」で、「現時点において発生量は未定であるが、造成	工事の実施に当たり発生する残土については、土量収支の均衡に努めます。残土が出た場合には場外搬出し、

（表は次ページに続く。）

	工事においては土量収支の均衡に努め、原則として対象事業実施区域ですべて処理する計画であるが、今後の計画において残土が発生する場合には、場外搬出を検討する」とありますが、御社の過去の事業の実績から想定は可能ではないか、事業コストを積算するためには想定が不可欠ではないかと考えます。なぜ発生量の想定ができないのか説明してください。 また、場外搬出の場合、どこに搬出し、どのように処理するのかを説明してください。	適切に処理いたします。 方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。本事業を実施した際の影響についてお示しができるのは、現地調査を実施した後になるため、準備書でお示しいたします。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。
119	環境影響評価方法書（本編）のP274「表6.1-4 環境影響評価の項目の選定」で環境影響評価の項目に「水環境／水質／水の濁り」が挙げられているが、地下水の水量について言及されていません。 地下水の水量について「造成等の施工による一時的な影響」及び「地形改変および施設の存在」による影響評価も必要だと考えますが、いかがでしょうか。	地下水については、環境影響評価とは別途、風力発電機の設置位置においてボーリング調査を実施いたします。その結果を踏まえ、水脈への影響がないよう、事業計画を検討するとともに安全性にも考慮し、施工いたします。
120	環境影響評価方法書（本編）のP276「表6.1-5 環境影響評価の項目として選定する理由」に環境影響評価の項目で「生態系／地域を特徴づける生態系」の「改変区域及びその周囲の生態系」に、対象事業実施区域の南側の玉島川、対象事業実施区域の北側の加茂川流域の生態系を含めてください。 玉島川ではアユ漁が盛んで観光資源ともなっています。また、住民でつくる「玉島川河川美化の会」などが20年以上前からサケの稚魚を放流しています。 加茂川の下流域である佐波地区には「加茂川のシロウオ漁」が貴重な伝承文化が存在します。	玉島川においては魚類相、底生動物相の調査を実施する予定です。なお、唐津市に風力発電機を設置する計画としており、尾根を超えて糸島市側へ濁水が流れ込むことはないと想定しております。そのため、加茂川においては濁水の流入による影響がないと考えられることから調査を実施しないこととしております。 工事の実施に当たっては、しっかりと濁水対策を実施いたします。
121	環境影響評価方法書（本編）のP277「表6.1-6 環境影響評価の項目として選定しない理由」での「環境影響評価の項目として選定しない理由」の中で「動物／海域に生息する動物」「植物／海域に生息する植物」については、「海域におけるしゅんせつ工事を行わない。また、海域は対象事業実施区域に存在しない。以上より選定しない。」とあります。 対象事業実施区域は水源かん養機能を有しており、南側は玉島川、北側は加茂川を経由して海に流入することから、海域に生息する動物や植物への影響評価は必要だと考えます。	事業の実施により、海域に生息する動物や植物への影響が懸念される場合には、環境影響評価の実施を検討いたします。
122	環境影響評価方法書（本編）のP286「表6.2-1(8) 調査、予測及び評価の手法（大気環境）」に「超低周波」に関わる環境影響評価の手法については音圧レベルを評価指標としており、例えば「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」の根拠を、昭和55（1980）年度の報告書によるものとしているが、40年以上前の研究による基準が現在も有効なのか、疑問を持ちます。御社の見解をお聞かせください。	環境影響評価は事業者自らが実施する手続きでありますが、どの段階の手続きにおいても国や県の審査がございます。そのため、事業者の判断のみで調査、予測及び評価の内容を確定することはございません。調査内容についても第三者による審査の結果を踏まえた上で検討を行い、適切に対応いたします。
123	日本弁護士連合会が2013年に発行した「低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書」には、「『100ヘルツ以下の音は聞こえにくい、10ヘルツ以下の音は聞こえないからいずれも生理的な影響は考えられない』という『感覚閾値論』は、低周波音被害が必ずしも聴覚によってもたらされているわけではないので、実態に即さない」「実際に、公害等調整委員会において低周波音を原因とするものとして訴えられたもののほとんど全てが、『参照値以下である』ことを理由に，低周波音被害自体を否定されるか，または受忍限度を超えることを否定されている」とありますが、これらの意見について御社の見解を教えてください。 https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_131220_3.pdf	低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(環境省、平成28年)によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 59）

No.	意見の概要	事業者の見解
124	貴社が計画されている風力発電事業に賛同します。 子ども達の未来のために、安全でクリーンな発電所の建設を目指して頑張ってください。	本事業において、再生可能エネルギーを推進することにより、安全でクリーンなエネルギーの普及を目指します。 引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 60）

No.	意見の概要	事業者の見解
125	かけがえのない脊振の山に、超巨大風力発電を建設することに断固反対します。 対応年数約 20 年、稼働率およそ 20%、火力発電などのバックアップも必要な風力発電の建設は再生可能エネルギーとは呼べません。 山をこれ以上お金儲けの為に削ってはいけません。 発電のメリットよりも環境負荷の方がはるかに大きいです。 自然エネルギーという、まやかしの名の下の自然破壊をどうかやめて下さい。 風力発電を建てたって、原発は止まりません。 口先だけのトリックはやめて下さい。 一日も早くこの計画の停止を願います。	風力発電によって火力発電で消費される燃料を削減することができることにより、二酸化炭素排出量の削減に繋がります。風力発電が需給調整を必要とするのは事実であり、電力系統の需給調整のために火力発電の出力を増減することで効率が低下するのではないかという懸念もあります。しかし、これまでの研究によると、火力発電の出力制御の増加による排出量は、発電電力量の総量や燃料使用量を削減することによる便益に比べ、小さいことが明らかになっております。このことから、風力発電事業を推進したいと考えております。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 61）

No.	意見の概要	事業者の見解
126	災害、鳥獣被害など、不安なことがたくさんあります。 今回の場所はやめてほしいというのが正直なところです。 別紙を付けます。不安があっても字を書くのが困難な人もいれば、用紙を出力できない人、とりに行くのが難しい人、色々です。 何かと、不親切だと感じています。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 意見書の提出については、方法書では、縦覧場所に設置の意見箱への投函または事業者への郵送により意見書を受け付けいたしました。準備書においてはより多くの住民の皆様のご意見をお伺いできるよう検討いたします。 稼働後の獣害については、本事業のような風力発電事業により、イノシシ等の害獣が里に下りてくるという科学的な知見は現在のところ確認されておりません。引き続き、最新の知見収集に努めるとともに、イノシシ等の害獣の生息状況の把握に努めます。
127	【方法書についての環境の保全の見地からのご意見】 1、環境調査は単年ではなく 2 年以上、少なくとも 3 年ほどをもって計画し、後から鳥獣被害、生態系へ悪影響が及んだのではないかという疑義が生じた場合	 環境影響評価は事業者自らが実施する手続きでありますが、どの段階の手続きにおいても国や県の第三者による審査がございます。また、「発電所アセス省令」等に

（表は次ページに続く。）

	にも「調査は単年の限られた時期で行ったため、その調査では、それらの疑義に答えることができず、開発の影響を認めることはできない」という回答にならないようにすべきです。	基づき、調査、予測及び評価の内容を設定しております。調査内容についても第三者による審査の結果を踏まえた上で検討を行い、適切に対応いたします。
128	2、開発地域周辺では、農業への鳥獣被害が多発しています。この開発は「すみ分け」の原理を壊すものであることから、調査にはサルやイノシシへの影響も含むべきです。国が定めている調査項目は「最低でもこれは調べなさい」というものだと思っています。よって、事業者が本当に、地域と共存する開発を考えているのであれば、地域に応じた調査項目を追加すべきです。それがないのであれば、事前調査として不十分、住民合意を得る資料としての役目を十分に果たしておらず、開発は認められません。	本事業のような風力発電事業により、イノシシ等の害獣が里に下りてくるという科学的な知見は現在のところ確認されておりません。引き続き、最新の知見収集に努めるとともに、イノシシ等の害獣の生息状況の把握に努めます。
129	3、送電線のルート、工法を示してください。	送電線は浜玉変電所へ接続する予定としております。送電線ルートについては現地調査を実施の上、選定いたしますが、基本的には林道、作業道にケーブルを埋設し、埋設できない部分については架空とする方針です。なお、方法書では送電線ルートを検討中の段階であったため、お示しできませんでしたが、より計画が具体化した準備書では送電線ルートをお示しいたします。
130	4、工事に使用する水の取水ルート等、工事中の水の出どころから排水に至るまでを示してください。	施工方法については、行政と協議し、審査を受けることになりますが、現時点では、各風力発電機のヤードに沈砂池を設置することにより、建設工事に伴う濁水を緩和してから沈砂池排水口より林地浸透させる計画としております。河川及び沢筋等との位置関係を把握し、沈砂池設置位置や排水方向を検討し、周辺河川に濁水が流入することを極力回避又は低減できるよう、事業計画を検討いたします。
131	5、風力発電機建設後に、豪雨時の川の水量をコントロールするために作られる調整池について、対応可能な雨量、調整池の箇所、工法等、詳しく記載してください。方法書として受け取るには内容が不十分です。国の規程に沿っていることと、住民に説明するに足るものかどうかは別の話です。私たちは、あなた方が国の規程に反していると言っているのではありません。	調整池等については、環境影響評価とは別に林地開発許可について行政と協議し、審査を受け適切に対応いたします。排水計画は地質調査を実施した上で、沈砂池を設置すること等により対策いたします。その他、工事関係車両に付着した土を落とすために使用した洗浄水等は持ち帰り、適切に処理いたします。 方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。本事業を実施した際の影響についてお示しができるのは、現地調査を実施した後になるため、準備書でお示しいたします。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。

（意見書 62）

No.	意見の概要	事業者の見解
132	4月4日（土）福吉コミュニティセンターの住民説明会に出席しましたが、大和エネルギー側からの「調査を丁寧に行った上で」そのセリフはさすがに聞きあきました!!生態系の動物調査も大切なことですが、吉井地域に住んでる住民の人々が納得するような資料（火災発生時の対応、低周波騒音被害が起きた場合の補償内容等）を添付し、説明責任をしてもらわないと、2年間の実施書待ちの『おあずけ』状態では、到底納得する事はできません!! 大和エネルギーは地域住民の意見に真摯に耳を傾けて、次回の住民説明会の場には必ず『しかるべき立場の人』の出席・責任ある説明を希望します!!!	方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。本事業が実施された際の影響についてお示しができるのは、現地調査を実施した後となり、準備書でお示しをさせていただきます。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。 事業実施の判断をいたしましたら、責任者同席のもと説明をさせていただきます。

（意見書 63）

No.	意見の概要	事業者の見解
133	福岡県糸島市の二回目の住民説明会に参加した知人より、お話を聞きましたが、反対派及びそれを助ける日本共産党が、事業者が「まずは丁寧なアセスメント現地調査を実施する」というタイミングで事業に対して反対するのは非常におかしいと思います。お隣の佐賀県唐津市は絶えず玄海原発と隣接しており、東日本大震災以後、日々原発事故の恐怖に怯えております。 それもあって、唐津市では非常に積極的な新エネルギーのプラン（ビジョン）を以て現在、陸上・洋上風力を峰市長以下バックアップしている国（菅政権）のカーボンゼロ政策にマッチした優秀な自治体です。それに対して糸島市は全く「地球温暖化には無頓着」で結果として相変わらずCO_2発生電源である火力発電及び玄海原発の原子力発電で暮らして行きたいようです。非常に情けないです。 風力発電含む新エネ発電が増えるほど火力発電がバックアップ電源として増え続けると発言した反対派女性にも失望しました。 どこにそんな事を云うバカな学者がいるのか！ これも共産党ですか？共産党は国政選挙時マニュフェストでは再エネ賛成と云いながら実際は嘘で日本のあちこちで再エネの計画に反対しており、結果として日本の温暖化を助長している、忌々しき政党である。 説明会でも市議の方からそういうご説明があったようです。 最後に地球温暖化を憂う一人の国民として、本事業を強く支持致します。 引き続き丁寧なアセス及び開発を継続して欲しい。反対派の多い糸島市ではなく、唐津市の貴重なCO_2フリー電源となって欲しいです。 唐津市が日本の正しい自治体の姿だと強く思います。 以上です。	日本政府は2030年までに二酸化炭素排出量を2013年度比 46％の削減、2050 年のカーボンニュートラルという目標を掲げており、当社も脱炭素社会実現のため、再生可能エネルギーの普及に寄与したいと考えております。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。これらの結果を踏まえ、より環境に配慮した計画といたします。引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。 引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 64）

No.	意見の概要	事業者の見解
134	住民説明会に 3 回参加させて頂きました。 資料やお話をありがとうございました。 この機会に、いろいろなことを考えることができました。 このたび計画された風力発電機の工事には反対です。 どうか、作らないでください。おねがいします。 電気のむだ使いをやめれば、今回唐津に大きな風車をたてなくても、人は生きてゆけると思います。 発電機や送電線、道路等の工事をして今ある自然を壊すことの方が、人間にとっても地球にとっても良くないことだと思います。 近年の集中豪雨による川の氾濫や土砂崩れも怖いですが、目に見えないところで、地下水脈や動植物の生態系に大きな影響を与えます。 聞こえる音も苦しいですが、耳に聞こえない低周波による健康被害がとても心配です。 約 20 年間稼働、とのことですが、その後巨大なゴミとなるのも残念です。 地元の電気を地元で作り、地元で消費する小規模な形での開発を望みます。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 地下水や災害については、環境影響評価とは別途対応することになります。 地下水については、風力発電機の設置位置においてボーリング調査を実施いたします。その結果を踏まえ、水脈への影響がないよう、事業計画を検討するとともに安全性にも考慮し、施工いたします。 また、災害については、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛

（表は次ページに続く。）

	風力発電機や送電線、コンクリート道路等のない自然な山の景色を失いたくありません。 どうか、DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業の計画を撤回してください。よろくおねがいします。	媛県で稼働している2事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 事業を終了する際には、大和エネルギー株式会社が責任を持って風力発電機を撤去いたします。撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成29年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。

（意見書65）

No.	意見の概要	事業者の見解
135	予定地の女岳は、35年来私の心の山なんです。風力発電じたいは、反対してないんですが、ライフサイクルベースで考えた場合、今回の設置プランはぜ〜ったいエコなんかじゃないです。多くの市民はもう気づきどんどん話が広がってますのではじめています。 大阪からエゴを持って来るのやめてネ。大阪は大スキだけど。	風力発電によって火力発電で消費される燃料を削減することができることにより、二酸化炭素排出量の削減に繋がります。風力発電が需給調整を必要とするのは事実であり、電力系統の需給調整のために火力発電の出力を増減することで効率が低下するのではないかという懸念もあります。しかし、これまでの研究によると、火力発電の出力制御の増加による排出量は、発電電力量の総量や燃料使用量を削減することによる便益に比べ、小さいことが明らかになっております。このことから、風力発電はエコであると考えております。

（意見書66）

No.	意見の概要	事業者の見解
136	環境への負荷が大きすぎると思います。 耐用年数終了後の措置も明確ではありません。 本当に持続可能性を考慮されていると思えません。 地元近隣住民として、計画に反対します。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 稼働後の運営に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である20年を超えても事業を継続して運用したいと考えております。 その後も、既存設備を全面的に更新することや主要部品のみを更新することにより、効率化を図り、長期間の運用が可能であると考えております。なお、事業の継続は今後の社会情勢を鑑みながら、判断いたします。 事業を終了する際には、大和エネルギー株式会社が責任を持って風力発電機を撤去いたします。撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成29年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。

（意見書 67）

No.	意見の概要	事業者の見解
137	・方法書 531 ページに「地域住民、関係機関のご意見等を踏まえ、福岡県糸島市側の事業実施想定区域及び脊振雷山県立自然公園の第 2 種特別地域を対象事業実施区域から除外した」とあるが、具体的にどのような「地域住民、関係機関のご意見」を踏まえて、糸島市側を除外したのかが不明であり、明確にしてほしい。おそらく環境問題に対する意見ではないかと推測するが、もしそうであれば、なぜ距離的に大きく離れていないのにも関わらず唐津市側は除外にならないのかが不明である。このような環境に多大な悪影響を及ぼす大型風力発電機の建設に対して、一般的に地域住民の反対にあうことは貴社も十分に承知しており、どの自治体の住民であれば「落としやすい」かを考えて、単に糸島市民よりも唐津市民の方が「落としやすい」と判断しただけではないのか。そもそも、貴社の地元である大阪から遠く離れた愛媛および佐賀をわざわざ建設地に選んだのは、それぞれ伊方原発および玄海原発が足元にあり、お金さえもらえれば毒をも食らおうとする住民、たとえ環境破壊されても原発よりはましだろうと考える住民、に目を付けたためではないかと勘繰りたくなる。受け入れ先選びに難渋するような物は、環境の保全に対して重大な問題がある（と貴社自身も認識している）何よりの証拠であると考える。	局所風況マップから風況確認を行い、風況が良いエリアである当該地域を計画地として選定いたしました。現地において風況観測を行っており、概ね良好な結果が得られております。既存林道を利用して工事においても改変面積を低減できると考えております。また、唐津市は「第 2 次唐津市環境基本計画」において再生可能エネルギーの普及・利用の促進及び再生可能エネルギーによる地域活性化の推進を掲げており、本事業は寄与できるものと考えております。今後の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果を踏まえ、総合的に事業判断をいたします。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
138	・方法書 256 ページに、⑤二丈岳における「最寄りの風力発電機の見えの大きさ」が約 11.4 度との記載があり、257 ページの「表 4.3-29 見えの大きさ（垂直視野角）について」によると、垂直視角 10～12 度は「眼いっぱいに大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない」とある。実際に二丈岳山頂に登ったことがあるが、すばらしい眺望であった。苦労して登った先に、このような周囲の景観と調和しえない巨大建造物が眼前に現れることは、興ざめ以外の何物でもない。	景観については、二丈岳等の主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
139	・方法書全般において「環境影響の回避、低減に係る評価」に対して「実行可能な範囲内で回避又は低減されているか」を評価するとの記載が見られる。実行可能か否かの判断が貴社自身（および貴社から利益供与のある日本気象協会）によるものであれば、結果的にそれが実現可能な範囲であったと自己判断すれば、いくら環境を破壊しても評価上問題ないことになってしまう危険性がある。我々のように貴社以外の立場の者からすれば、わざわざ自然豊かな山地を破壊してこのような巨大な建造物を建てなくとも、もっとずっと小型なものを貴社の地元でもある大阪にでも建設することは、十分実行可能な範囲内であると判断する。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、自然豊かな山地を残すため、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 評価に当たっては、(1) 環境影響の回避、低減に係る評価、(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討の 2 つの観点から実施いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 環境影響評価は事業者自らが実施する手続きでありますが、どの段階の手続きにおいても国や県の審査がございます。そのため、事業者の判断のみで調査、予測及び評価の内容を確定することはございません。調査内容についても第三者による審査の結果を踏まえた上で検討を行い、適切に対応いたします。
140	以上、佐賀唐津風力発電機のような環境に多大な悪影響を及ぼす巨大建造物の建設には強く反対します。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 68）

No.	意見の概要	事業者の見解
141	「環境負荷の少ない風力発電の設置」とありますが、設置すること自体でそれに伴う道路の拡幅、新設も含めてどれ程環境を破壊することになるのか、改めて認識して頂きたい。 地元の方々がこれまで守り続けてきた里山を安易に壊し、既に土砂災害や渇落の多いこの地域への自然災害を促し、人や動物たちの行き場を奪う危険な計画であること。（設置される地域は花崗岩の風化した土壌で元々不安定であるということです。そこで保安林を伐採するとなると益々危険性が高まるということ。）そのことを認識してある地元住民の方々の不安は大変大きいが、何かあったときの対処方法についての質問には答えられていないということをお聞きしました。 原発の件で私達日本人は学んだ通り、「絶対安全」はありえない。地震がこのところ頻繁に起こり、気象状況も年々すさまじく悪化している今、わざわざ今、これ程の犠牲を伴ってまで、自然公園である背振山頂に低周波を発する大きな風力発電機を並べる計画には違和感を感じずにはいられません。大きいほど利益になるということですが、これも原発と一緒で、何かあった時のリスクにかかわる経費は考慮に入れられてないかと思います。火災、（一部）崩壊、あった場合のそのものの修復（再塗装する場合も含め）、それによる自然、人、動物への被害への補償など、お金ではかえられない、とり返しのつかないことにもなります。 糸島市民としては地下水や低周波、今住んでいる一貴山地域への山や川への影響は大変心配です。 そして隣町である七山の美しい渓流、子ども達が大好きな川が変わってしまうこと、子どもも大人も豊かに楽しめて遊べる川を失ないたくありません。 風力発電も地域に合意の得られる、持続可能な規模や場所で計画を考え直して頂きたいです。 宜しくお願いします。 （乱筆乱文失礼します）	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。 稼働後の火災対策については、関係機関と対策を協議いたします。稼働後については、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。

（意見書 69）

No.	意見の概要	事業者の見解
142	貴社の唐津風力案件には賛同致します。 我が国政府の対応と致しまして、2050 年カーボンフリーの宣言を実施。現在そのロードマップや具体的施策の検討を順次行っております。その中で風力発電導入による再エネ強化は、ベースとなる政策であり唐津市における本件対応は、重要なアクションの１つであります。化石燃料や隣接する玄海原子力発電所より、再エネ発電への移行を図っていく為にも、当該風力発電の意義は大きいと思います。 引き続き、丁寧なアセスメント、近隣住民が安心できる様な進捗説明をお願い致します。	唐津市では、再生可能エネルギーの普及・利用の促進及び再生可能エネルギーによる地域活性化の推進を目標として掲げております。本事業はこの目標に合致しているものと考えております。環境影響評価法に基づき、手続きを進めます。 引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、丁寧な説明に努め、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 70）

No.	意見の概要	事業者の見解
143	生態系について、種の重要性如何にかかわらず、影響が重大です。 間違いなく環境が破壊され、そのことにより土壌が乱れ、近年増え続けるゲリラ豪雨等の自然災害に脆弱な森となります。 環境影響評価には、これらの住民の生命に関わる重要な項目について触れていないと思いますが、それは意図的なのでしょうか？ 近年の大規模災害は山林が大きく影響しており、調査や評価が必須と思われます。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。

（意見書 71）

No.	意見の概要	事業者の見解
144	(1) 本事業の風力発電機の全ての基数の製造時に発生する CO_2 量は、概算で何トンですか？1 機あたりの内訳もお示しください。	現時点では計画の熟度が高まっていないため、風力発電機の製造時に発生する CO_2 量をお示しできません。今後、現地調査や詳細設計の結果を踏まえ、検討いたします。その結果は今後の手続きにおいてお示しいたします。
145	(2) 本事業の風力発電機を製造場所から設置場所までの輸送時に発生する CO_2 量は概算で何トンですか？海上輸送、陸上輸送等の内訳もお示しください。	現時点では計画の熟度が高まっていないため、輸送時に発生する CO_2 量をお示しできません。今後、現地調査や詳細設計の結果を踏まえ、検討いたします。その結果は今後の手続きにおいてお示しいたします。
146	(3) 本事業の風力発電機を全て設置するまでに（ダンプカーやミキサー車、クレーン車等全ての風力発電機の移動時、稼働時を含む）発生する CO_2 量は概算で何トンですか？各稼動する車が発生する CO_2 等の内訳もお示しください。	現時点では計画の熟度が高まっていないため、風力発電機の設置時の建設機械から発生する CO_2 量をお示しできません。今後、現地調査や詳細設計の結果を踏まえ、検討いたします。その結果は今後の手続きにおいてお示しいたします。
147	(4) 本事業の風力発電機を全て設置する敷地は、何平方メートルですか？1 機あたりの内訳もお示しください。	現時点では計画の熟度が高まっていないため、風力発電機の設置に必要な面積をお示しできません。今後、現地調査や詳細設計の結果を踏まえ、検討いたします。その結果は今後の手続きにおいてお示しいたします。
148	(5) 本事業の風力発電機を全て設置する敷地において、概算で何本の樹木を伐採しますか？根拠もお示しください。	現時点では計画の熟度が高まっていないため、風力発電機の設置時の伐採面積をお示しできません。今後、現地調査や詳細設計の結果を踏まえ、検討いたします。その結果は今後の手続きにおいてお示しいたします。
149	(6) 本事業の風力発電機を全て設置するにあたって、拡張する道路は概算で合計何平方メートルですか？根拠もお示しください。	現時点では計画の熟度が高まっていないため、道路の拡幅箇所をお示しできません。今後、現地調査や詳細設計の結果を踏まえ、検討いたします。その結果は今後の手続きにおいてお示しいたします。
150	(7) 本事業の風力発電機を全て設置するにあたって、拡張する道路は概算で何本の樹木を伐採しますか？根拠もお示しください。	現時点では計画の熟度が高まっていないため、風力発電機の設置時の樹木の伐採量をお示しできません。今後、現地調査や詳細設計の結果を踏まえ、検討いたします。その結果は今後の手続きにおいてお示しいたします。
151	(8) 本事業の風力発電機を全て撤去するにあたって発生する CO_2 量は概算で何トンですか？内訳もお示しください。	現時点では計画の熟度が高まっていないため、風力発電機の撤去に当たり発生する CO_2 量をお示しできません。今後、現地調査や詳細設計の結果を踏まえ、検討いたします。その結果は今後の手続きにおいてお示しいたします。
152	(9) 御社グループは、本事業の陸上風力発電以外に、保安林を伐採せずに行うことができる持続可能なエネルギーを活用した発電事業を行う力はないのですか？根拠もお示しください。	2021 年 5 月 31 日現在における当社の再生可能エネルギー発電事業としては、風力発電所を 2 か所、太陽光発電所を 137 か所で稼働しております。 保安林については関係機関と協議を実施しておりま

（表は次ページに続く。）

		す。引き続き、協議を実施するとともにその結果を踏まえ、事業計画を検討いたします。保安林内での事業となるため、行政による審査を受け、適切に対応いたします。
153	(10) 糸島市は、「移住したい小さな街ランキング」で、世界第3位です。また、「輝く小さな街」2021年ランキングでは、世界第3位です。本事業の陸上風力発電所が新たに建造されることによって、世界第3位のランキングが下がった場合に糸島市が被る最大損害額は、概算で何円ですか？根拠もお示しください。	本事業により、糸島市の価値が下がるとは考えておりません。
154	(11) 本事業に起因する山火事の最大被害総額は、概算で何円ですか？根拠もお示しください。	風力発電機に起因する山火事の損害の情報については把握できておりません。なお、林野庁HPによると、日本全国で発生している山火事は、「最近5年間（平成27年～令和元年）の平均でみますと、1年間に約1.2千件発生し、焼損面積は約7百ヘクタール、損害額は約3.6億円となっています。これを1日あたりにすると、全国で毎日約3件の山火事が発生し、約2ヘクタールの森林が燃え、1.0百万円の損害が生じていることになります。」とされております。
155	(12) 本事業に起因する土砂災害の最大被害総額は、概算で何円ですか？根拠もお示しください。	現時点では計画の熟度が高まっていないため、お示しできません。今後、現地調査や詳細設計の結果を踏まえ、検討いたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。

（意見書72）

No.	意見の概要	事業者の見解
156	対象地域の自然環境の豊かさを考えると、稼働年数が20年ほどの事業のために壊されるのは疑問に感じます。 その事業内容が、地域住民に理解をされなければ実施するべきではないし、住民の生活圏に非常に近いことから少しでも不安があればすすめるべきではないと思う。また対象地域近隣住民だけではなく、その自然は特定の人のものではないので、少なくとも対象区域の県民全体にもその発電事業で一部の環境を壊すことを周知し、きちんと詳しい内容を明らかにし理解を得ることをきちんとするべきです。個人的には再エネの大規模事業については、今までと同じ構造だと思うので反対です。	方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。本事業を実施した際の影響についてお示しができるのは、現地調査を実施した後になるため、準備書でお示しいたします。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。 風力発電機の耐用年数は20年となっておりますが、既存設備を全面的に更新することや主要部品のみを更新することにより、効率化を図り、長期間の運用が可能であると考えております。なお、事業の継続は今後の社会情勢を鑑みながら、判断いたします。

（意見書 73）

No.	意見の概要	事業者の見解
157	私は 5 年半前に関東から引越して来ました。(糸島に) 理由が、息子が小学校入学前に自然環境、住環境色々込みで引越して来たのに国内で最大級な風車、風力発電を山に作られてという状況に本当になった場合、糸島に居れないなとふと思いました。そして、息子は発達障害が軽度であり、感覚過敏もあり、軽く山や川に遊びに行けなくなる悲しいと本人も理解して 10 才なりに考えている様です。そして息子は、山は糸島にもあるつながってるので、なんで唐津と言うんですかと言っているので企業の言葉のマジックと教えました。 言葉で息子はだまされる人になってほしくないのでこまかく教えました。未来は子供たちが作っていくので 20 年しか使えない廃棄方法も分からない、ドデカイ風車でなにが自然エネルギーなのか説明会行っても 1mm も納得がいきませんでした。そのたびに息子に話してます。子供たちも納得いく説明があったらいいなと、福吉の説明会でおっしゃってる女性がいましたが私もそれは思いました。住民皆が納得しなければいけないので納得と理解をえたら、そこからじゃないのかなと思います。永く住める場所であって欲しいので私は納得、理解をしても反対なものは反対です。大きさも立てる場所も送電売電先もあと、もうけだけで目先のものだけで、大阪の企業に来てほしくないです。電力の地産地消になっていくべきと思っていて大阪でやったら良いのでは?!と思います。 糸島ブランドの野菜やハチミツ、その他色々山近くのキャンプ場、農家さんの経済事情が変化すると思うのですが、そちらは、その変化を全部補うという事も考えていますか？説明会でいつも（3 回位は行きましたが）調査して報告します、対応します、補うことに関しては、調査する前にある程度決めて前進すると思うのですが、いつも不発でおわりで残念です。(健康面に関してもそうです。) 目に見えて絶対に変化はおきるというのに何もかも説明不足と私は思います。 あと、建てない境界線はどこにあるのかというのを聞かれた方がいらっしゃいましたが、結局答えが明確でなかったので全部提示するべきと思います。よろしくお願いします。たてないで下さい。	方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。 本事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。

（意見書 74）

No.	意見の概要	事業者の見解
158	風力発電による超低周波は 10km 圏内で影響があると聞きます。住民説明会では、因果関係が確認されていないとか、基準がない「(影響が) ないことの証明は難しいとの回答がありました。また、しっかり調査するとも言われましたが、おそらく「影響がない」という結論へむけての調査なのでしょう。心配です。 実際に稼働しないとわからないことや、被害を感じても、声をあげたくても上げられない、おかしいと思いながら言えない声などもあるのではないでしょうか。住民の意見をきけていますか？ 東日本大震災では「想定外」の事が起きました。最悪（影響はある）と考えて計画をすすめる（計画の中止）方が良いのではないでしょうか。企業にとっても。何かを削って作るエネルギー事業は中止して下さい。 愛媛では苦情は聞いていないとのことでしたが、全ての声をきけているのでしょうか？ 今回の風力発電について、配慮書、方法書と住民説明会をされ、告知もされているそうですが、住民でもこの事を知らない人は大勢いました。 企業として、「地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明を努める」としておられるとは思えません。 「風力発電」のイメージは一般的に「エコ」なようです。(原発に対してとか、風=自然というイメージをもつ) むしろ、意見のない、「エコ」なイメージを持った人が説明会に来て、反対の方の意見をきくと、逆に企業にとっては困る？と感じてしまいます。 「当社はきちんと告知しています。できるだけ多くの方に来ていただきたいと思っています」と回答されると思いますが、実際には周知なされていないのが現状です。 「影響は最小限になるように」といいますが、巨大なものを作るための最小限は、やはり大きなものになるのではないでしょうか？恐ろしいです。土砂流出防備保安林、水源かん養保安林を切りくずすことへの不安はぬぐえません。騒音や振動、低周波を発生し、山の生きものはどこへ逃げるのでしょうか？ 10km 圏内には住宅、学校、病院もあり、市民が生活しています。建設による影響は少なからずあります。 糸島市は「生活の質がすぐれている」ということで「輝く小さな街」世界 3 位に選ばれています。豊かな生活を守りたい。風力発電の計画はこれ以上進めないでほしいです。 地域のことを考えて、地球に生きる私達のことを考えて 風力発電の計画を中止してほしいです。 よろしくお願い致します。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発出されたことを考慮し、より多くの住民の皆様のご意見をお伺いするため、縦覧期間及び意見受付期間を延長し対応いたしました。また、関係市での住民説明会を複数回実施するとともに、地元地区への説明会も別途実施いたしました。住民説明会・縦覧期間延長の周知について、関係市である唐津市、佐賀市、糸島市の新聞全紙での折込を実施いたしました。隣接する地元地区については地区説明会の実施をしており、周知方法については全戸配布または区内放送にて周知をさせていただきました。説明会の日程については、地元住民の皆様へご相談させていただきながら、設定いたしました。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。 環境影響評価は事業者自らが実施する手続きでありますが、どの段階の手続きにおいても国や県の審査がございます。そのため、事業者の判断のみで調査、予測及び評価の内容を確定することはございません。調査内容についても第三者による審査の結果を踏まえた上で検討を行い、適切に対応いたします。 また、本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、行政の指導、審査を受け、適切に対応いたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。

（意見書 75）

No.	意見の概要	事業者の見解
159	御社の風力発電プロジェクトについて賛同致します。再生エネルギー事業を牽引してきた「太陽光分野」に代わり、「風力分野」が注目されており、国も推奨しているものと思料します。再生エネルギーの発電所建設において、「地球に優しい脱炭素」は、当然のこと、加えて発電所建設工事発生、資産に起因する固定資産税収入、期中メンテナンス業務における雇用創出等、「地方創生」に大きく貢献します。 近隣住民及び、佐賀県主体のメリットも大きいものと考えますので、ご丁寧な説明を経まして、皆様が納得するプロジェクトの成功を祈念しております。	本事業において、再生可能エネルギーの普及により、地球温暖化防止に貢献するとともに、地元地区との共生のため保守点検等の雇用創出、林業との共生に努めます。 引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、丁寧な説明に努め、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 76）

No.	意見の概要	事業者の見解
160	工事期間中は、周辺環境に配慮頂き 1 日でも早い完成を期待しております。 反対意見等もある様ですが、負けずに頑張って頂きたいと思います。	工事の実施に当たっては、交通等に支障のないよう、地元住民の皆様とも相談させていただきます。また、工事の実施前には、工事説明会の周知を行った上、地元住民の皆様へ丁寧な説明を実施いたします。 引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 77）

No.	意見の概要	事業者の見解
161	残土処理について「原則対象事業実施区域ですべて処理する」とあるが具体的に記載されていない。必ずどこの風力発電の残土処理は谷に埋められるときく。そして必ず埋められた残土は流れ出し被害が出る。そんなずさんな処理のし方をするなら、つくるべきではないと思います。 巨大な部品を運ぶため道路を新設されると自然破壊になる。そうすると法面が非常に多くなり遠くから見るとはげ山のように見え美しい景観を醜いものにされるので反対です。 落雷による火災が起きた場合、159m という大きさなので放水困難。山火事のおそれがあるので断固反対です。 風力発電から発生する騒音、低周波音による被害は世界中で報告されている。人間だけでなく動物にまで悪影響を与えるものはつくるべきではないと思います。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 工事の実施に当たり発生する残土については、土量収支の均衡に努めます。残土が出た場合には場外搬出し、適切に処理するため、谷を埋めることはございません。 稼働後の火災対策については、今後の手続きにおいて、関係機関と対策を協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 今後の手続きにおいても、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 78）

No.	意見の概要	事業者の見解
162	周辺の動植物の生態系に配慮された方法書だと思います。	今後の現地調査において、事業計画地周辺の動植物・生態系を把握し、環境影響の低減に努めます。

（意見書 79）

No.	意見の概要	事業者の見解
163	２年前に糸島の山々、川、海など豊かな自然環境を見て移住してきました。たった１年半暮らしただけで大きな民間事業が参入すると聞いて残念な気持ちです。 事業は唐津側とのことですが、糸島側の山でもあります。糸島に暮らす人々の公共財産である自然環境にどんな陰を落とすかわかりません。悪影響はないのですか？住民の命は守られますか？結局住民の糸島市外への流出につながりませんか？	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、豊かな自然環境を守るため、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 80）

No.	意見の概要	事業者の見解
164	深江地区の説明会に参加しました。 広範囲の森林を壊してまで風力発電を設置する必要性が感じられませんでした。 火力発電や原子力発電の廃止を取り付けてから進めてもいいのではないかと思います。 また、風力発電による低周波被害に苦しんでいる方の本を読み、水俣病と非常に似た危険性を感じました。今後問題になり、多額の賠償金や大和エネルギー様の会社のイメージダウンにつながる可能性もあるのではないかと思います。 新しく風力発電を設置するよりも、今まで設置した場所の調査をした方が賢明だと思います。	日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46％の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、行政の指導、審査を受け、適切に対応いたします。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している２事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。

（意見書 81）

No.	意見の概要	事業者の見解
165	環境保全の見地から問題ないと考えます。 風力事業に賛成致します。	引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 82）

No.	意見の概要	事業者の見解
166	①既存の風力発電機から発生している振動、騒音、低周波音、超低周波音などについて地元住人への影響の有無を調査しているか。調査していれば、調査ポイントまでの距離、調査対象人数、調査結果を公表して下さい。	騒音については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、適切に調査及び予測いたします。なお、音の感じ方には個人差があること、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しておりますが、一つの定量的な指標として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）を参考に評価いたします。また、地形や気象等の影響を踏まえ、周辺住宅等への影響を適切に把握し、風力発電設備を住宅等から離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
167	②過去、風力発電機設置後に環境面の影響が出た事案があるか。報告して下さい。（水質の変化、地下水の枯渇、土砂災害発生状況、動植物への影響など）	当社は愛媛県において佐田岬で 14 年、西予で 1 年運営管理をしております。いずれも現地に管理事務所を設置し、定期的に地元の方ともコミュニケーションを取りながら、稼働後の状況についてお聞きしております。これまでに稼働中の 2 事業ともに健康被害等の報告はございません。
168	③もし貴社が倒産した場合、あるいは、設備が耐用年数を過ぎた場合は撤去するシステムはあるか。放置されたままになることはないか。	事業を終了する際には、大和エネルギー株式会社が責任を持って風力発電機を撤去いたします。撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。
169	④設置予定付近の稜線には登山道があるが、設置工事後に登山道や登山者への影響はあるか。（登山道の消滅、付近の伐採、フェンスの設置による通行不可、振動・騒音など）	本事業では稜線上の登山道は直接改変いたしません。本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。そのため、風力発電機の設置に必要な場所のみを伐採する予定としており、工事実施後は植林を行います。 また、風力発電機の基礎付近にフェンスを設置することを想定しておりますが、通行不可になることはございません。 登山道への影響については、今後の現地調査において利用状況や利用環境を把握いたします。その結果を踏まえ、登山道と共生ができるよう、事業計画を検討いたします。
170	⑤風力発電機から発生する超低周波音が原因と思われる健康被害が報告されているが、もし今回の計画設備からそのような被害が発生した場合、その因果関係の解明方法に対する貴社の考え。	懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。

（意見書 83）

No.	意見の概要	事業者の見解
171	日本では 2030 年のエネルギーの姿を示したエネルギーミックスでその電源構成のうち 2%弱を風力発電とすることを目指していますが、太陽光発電に対して導入量は約半分にも達していません。その原因として考えられるのは開発に先立つ環境影響評価（いわゆる環境アセスメント）の手続きです。 開発に向けて地域住民の意見を取入れ数段階の手続きを踏みながら地域参加型の開発を重視し時間をかけて開発を行っているからだと思います。 方法書を閲覧する限り、本地区の風力発電計画も、環境に充分配慮されており、設置地域と共同開発を行うスタンスで進めていただければ、全国の良いモデルともなると思います。 是非、前向きに推進いただきますことを切望いたします。	再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、エネルギーミックスの導入量の達成に貢献したいと考えております。 地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、地元地区との共生にも努めます。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、丁寧な説明に努め、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 84）

No.	意見の概要	事業者の見解
172	クリーンエネルギーの普及のために頑張ってください。 早期の実現を期待しています。	クリーンエネルギーである風力発電を導入することにより、地球温暖化防止に貢献できると考えております。環境影響評価法に基づき、手続きを進めます。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、丁寧な説明に努め、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 85）

No.	意見の概要	事業者の見解
173	この開発は、地球にやさしいですか？ 福岡市内から移り住んで 20 年余、自然を身近に感じ暮らしています。山里の村や川から流れてくるプラスチックの破片が今では無数にちらばり、ビーズのようになっているものは、簡単に魚の口に入るだろうと思われます。浜辺の感傷に浸るどころではなく砂の上に腰をおろし小さなものから指先で拾いあげるのが散歩中の日課になりました。渡り鳥も来なくなりました。この辺りには、「波あそび」というしゃれたネーミングの貝がたくさんいましたが、この貝も見られなくなった為、海辺は寂しくなりました。 遠く山の上から見おろす海は美しいですが、足元は、大変なことになっています。 難しいことはわかりませんが、将来のことを見すえ、良識のある判断をお願い致します。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、地球にやさしいエネルギーとなるよう、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 86）

No.	意見の概要	事業者の見解
174	①設置場所を住居から隔離することにより騒音や風車の影への配慮・対策を取られていると理解した。	騒音については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、適切に調査及び予測いたします。なお、音の感じ方には個人差があること、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しておりますが、一つの定量的な指標として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）を参考に評価いたします。 また、地形や気象等の影響を踏まえ、周辺住宅等への影響を適切に把握し、風力発電設備を住宅等から離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。 これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
175	②動物の生息環境・植物の生育環境に変化はないものと思われた。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。これらの結果を踏まえ、より環境に配慮した計画といたします。
176	③風車が眺望景観に重大な影響を与えるものとは思えない。 上記理由により本事業について賛成致します。	景観については、主要な眺望点だけではなく、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 87）

No.	意見の概要	事業者の見解
177	再生可能エネルギーの導入は、環境保護の観点から必要でこの計画場所であれば、環境的にも特段問題ないと思いますので賛成致します。	地球温暖化防止の観点から、脱炭素社会を目指し、再生可能エネルギーの普及に寄与したいと考えております。環境に配慮した事業計画といたします。 引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 88）

No.	意見の概要	事業者の見解
178	エネルギー問題は、＜自然環境を損ねない＞を第一に考えてほしいです。 原子力発電は早急に廃止してほしいです。それに代わる発電が必要でしょう。 専門的なことは、わかりません。 が、山の木々を伐採すること、騒音、電磁波等による健康被害は、やめてほしいです。 子や孫達にこの緑豊かな糸島、背振りの山々を残していきたいと思います。 合わせて、個々人も生活の中で省エネに取り組むことも大切だと思います。	本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、行政の指導、審査を受け、適切に対応いたします。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。

（意見書 89）

No.	意見の概要	事業者の見解
179	意見はありません。 賛成いたします。	地球温暖化防止の観点から、脱炭素社会を目指し、再生可能エネルギーの普及に寄与したいと考えております。環境に配慮した事業計画といたします。

（意見書 90）

No.	意見の概要	事業者の見解
180	1 月 10 日、23 日の説明会に参加したが、9 月議会の前の段階で、風力発電計画地は、糸島は除外されていた。しかし、高さ 159m、最大出力 32000kW の風力発電機を建設することに変わりはなく、市に影響がないとは言えないのではないか。 また、貴重な自然、景観が損なわれる住民側の懸念は、むしろ高まったと言える。住民側と徹底的に話し合い、風力発電計画をゼロベースで検討しなおすことを求めたい。	当初より、唐津市側の事業として検討しておりました。しかしながら、配慮書ではご要望があった際に糸島市側でも事業ができるよう、事業実施想定区域に含んでおりました。配慮書に対していただいた地域住民、関係機関のご意見を踏まえ、糸島市側の事業実施想定区域を除外いたしました。 なお、事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 91）

No.	意見の概要	事業者の見解
181	賛成	引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 92）

No.	意見の概要	事業者の見解
182	脱炭素社会の実現は地球環境を守るため必要と考えております。事業に賛同します。	再生可能エネルギーは脱炭素社会へ寄与するものと考えております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、丁寧な説明に努め、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 93）

No.	意見の概要	事業者の見解
183	風力発電基地設置の件、貴社及び設置に関係する地域にとっても、また今後の脱炭素への切り口としても良い計画と思います。 各方面からの環境保全に関する諸意見、ご評価等読ませて頂きました。 その中では触れられていませんので、今後計画の詳細を詰めるにあたり下記の事項についてご検討頂ければ有難いと思っています。	日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46％の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。
184	1. 風況の想定と具体的対策 発電の採算に関する重要事項ですから、当然詳細に過去のデータの解析を済ませておられることと思いますが、日本の風況は北欧の様に一定の風況ではありません（青森県下北半島はかなり安定しているが）。今回計画中の唐津・糸島地域の風況はどの様な予測をされているのでしょうか？ 特に、発電設備の故障に直結する台風に対する対応は如何になっていますか？ 既に、日本における風力発電設備の台風による破損事例は数多く見られる状態にあり、その抜本対策について	2019 年より現地において風況観測を行っており、概ね良好な結果が得られております。引き続き風況の確認を実施し、事業判断をいたします。 風力発電機の台風等の強風に対する強度は、発電用風力設備の技術基準（発電用風力設備に関する技術基準を定める省令）が定められており、現時点で検討中の機種は 10 分平均で 57m/s の風速まで耐えられる仕様となっております。構造については風力発電設備支持物構造設計指針の改定などの指針が見直されており、強度については向上しております。今後の手続きにおいて、審査を

（表は次ページに続く。）

	技術的な対応を私は見たことがありません。 ご存じのように台風はその進路により、また気圧のレベルと変化により高い風力発電機ポールにねじれを生じさせ、破壊させる特性を持っています。 最近の台風が保有するエネルギーは地球温暖化の加速に伴い増大の一途をたどっていることはご存じかと思います。 この点についてのご検討結果と対応策を公知して頂きたくお願いします。	受けるとともに、建築基準法に基づき設計いたします。
185	2. 風力発電機の故障診断システム 風力発電のシステムはアンバランスな状態での長期連続運転が基本かと思います。本発電システムには稼働部分がある以上、長期運転や台風等の予測外の外乱による疲労破壊等は免れないと思います。 従って、稼働状況の常時監視システムが必要ですし、その情報を把握し、判断する対応システムが人的配置を含めて必要かと思います。 しかし、常時監視システムは可動部分からの情報を的確に定量的に把握するのが難しいのではないかと思っていますが、現在はどの様な技術的な対策が組み込まれているのでしょうか？（過去に、私が関係した研究レベルの事例としては、九州大学工学部機械工学科の村上教授が取り組まれていましたが、完成レベルには至らなかった記憶があります） 本格稼働に至った後は、設備の管理状態がどの様な状態にあるのか地域に知らせる義務が事業者の義務かと考えています。	今後の手続きにおいて、関係機関と稼働後の対策について協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。
186	3. 非常時対応の情報伝達システムと情報公開 非常時とはリスク（想定外であっても）が露見した時になりますが、どの様な具体的なリスク対応とその連絡ルートになっていますでしょうか？ また、その後の地域住民への情報公開方法をどの様に考え、約束されるのでしょうか？ リスクには数々ありますが、そのリスクマネジメントは確立されており、その内容を地域住民及び関係公共機関へ開示されているのでしょうか？ 予測出来ない機械のトラブル等、リスクは考えたくはありませんが、「備えあれば憂いなし」であります。ご検討の上、公知されますようお願いします。	方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。本事業が実施された際の影響についてお示しができるのは、現地調査を実施した後となり、準備書でお示しいたします。そのため、稼働後における非常時の連絡体制や情報公開については、準備書以降において、地元地区、地元自治体と協議する予定です。
187	4. 本事業開始後のフォロー 往々にして日本におけるこの種の事業では、事業開始前の地域への配慮や情報提供は密ですが、設置後の地元住民等へのフォローが不足している様に見受けられます。 ついては、平常時は1年毎、猛台風等による激しい自然災害後は直ちに本事業に係る設備等の状況を関係公共機関と共に関係地域に連絡されます様、定例化と共に地元住民への連絡をお願いします。	現在、環境影響評価手続きで定められた説明会の他、事業計画地に隣接する唐津市3地区、糸島市3校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。 また、稼働後においても、地元の方とコミュニケーションを取りながら進めたいと考えております。自然災害時の対策等についても、地元地区や関係機関と協議いたします。
188	本事業は地球温暖化の危機が迫る中、脱炭素化の一環として非常に良いプロジェクトと思いますので、地域経済振興の面からも他の適正用地への事業展開を含め鋭意推進されます様お願いする次第です。 なお、本意見書は今回の環境影響評価方法書に関する意見でありますが、本事業に関する環境とは自然や地元住民への環境だけでなく、広義の環境がありその点の評価が含まれていないので、ここに意見を述べさせて頂きました。 よろしくご検討の上、公知されます様お願いする次第です。　以上	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 94）

No.	意見の概要	事業者の見解
189	事業に賛同致します。	引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 95）

No.	意見の概要	事業者の見解
190	1. 基礎についてですが、杭の構造等が記載ないのですが、使用されないのでしょうか？利用の有無と有であれば構造、施行、杭長等公表ください。（ボーリング未実施であればその後に）また N 値も公表ください。	ボーリング調査を実施し、地盤の状況を確認の上、風力発電機の基礎の施工方法・基礎設計（深さ・形状）を検討いたします。工事方法としてはコンクリート基礎、杭基礎を想定しております。
191	2. 工事に伴なう排水処理はどう考えでしょうか。	環境影響評価とは別に林地開発許可について行政と協議し、審査を受け適切に対応いたします。排水計画は地質調査を実施した上で、沈砂池を設置すること等により対策いたします。その他、工事関係車両に付着した土を落とすために使用した洗浄水等は持ち帰り、適切に処理いたします。
192	3. 用水の調達に、現地地下水が検討に入っていますか？入っていれば内容公表ください。	工事用水として現地の地下水を使用することは検討しておりません。
193	4. 対象事業に係る環境アセスは、過去の建設、運転時生じた事業の収集データ（事故・事件・環境汚染・住民への影響項目）を包含したものになっているのでしょうか？アセスの目的に“想定外”は作りたくありませんよね。	環境影響評価は事業者自らが実施する手続きでありますが、どの段階の手続きにおいても国や県の第三者による審査がございます。また、「発電所アセス省令」等に基づき、調査、予測及び評価の内容を設定しております。調査内容についても第三者による審査の結果を踏まえた上で検討を行い、適切に対応いたします。また、環境省においても、苦情等が終結した風力発電施設について、その具体的な改善方策等を調査する等、引き続き風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態調査を行っており、過去の事例を踏まえた上で指針値が設定されております。
194	5. 本意見から外れるかも知れませんが、BCP は今後公表されるのでしょうか？	現時点では、BCP（事業継続計画）の公表は検討しておりません。なお、事業実施の際には、事業を継続できるよう、管理体制や連絡体制を検討いたします。

（意見書 96）

No.	意見の概要	事業者の見解
195	風力発電の意義は大きいと思います。賛同します。	引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 97）

No.	意見の概要	事業者の見解
196	私は風力発電による環境への影響について、素人であるので意見を記す程知識は持ちあわせてはいないが、次の2点が気になります。 1. 超低周波音による近隣住民への健康への影響について 超低周波音は減衰力が弱いので、近隣への影響は出なくても遠方への影響が心配されるのではと思う。 ブレード～基礎までの高さが約 159m あり、住宅へ遮ぎる遮へい物がないと思われるので、何らかの健康への影響が長年を経て出るのではないでしょうか。 設置前の健康調査等は実施されないのでしょうか。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている健康への影響については、当社が愛媛県で稼働している2事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。
197	2. 渡り鳥への影響について 本体の高さが約 159m あり、渡り鳥のルートは季節的に風の強い地域を選んで、渡っていると思います。 渡り鳥がブレードに撃突しないか心配です。 要約書の P.64 に予測衝突数の算出例はありますが、風力発電所は風が常時、ある一定以上の風速がある所を選定すると思いますが、この風力発電所の位置と渡り鳥のルートが一致しないのかが心配です。 乱筆乱文で申し訳ありません。 以上	渡り鳥については、現地調査により飛翔経路や飛翔高度等を把握し、その結果を基に予測いたします。

（意見書 98）

No.	意見の概要	事業者の見解
198	賛成です。	引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 99）

No.	意見の概要	事業者の見解
199	近くに暮らす人々や動物らへの心身への影響を危惧しております。絶えず回る風車からの音はどれ程なのか。地下水源への影響、山を削ることへの不安等も有ります。そこに暮らす人々を我が身とし、お考え頂きたく思います。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 地下水については環境影響評価とは別途、風力発電機の設置位置においてボーリング調査を実施いたします。その結果を踏まえ、水脈への影響がないよう、事業計画を検討するとともに安全性にも考慮し、施工いたします。

（意見書 100）

No.	意見の概要	事業者の見解
200	賛成です。	引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 101）

No.	意見の概要	事業者の見解
201	”送電線がどこに配置されるのか？” 発電所が建設されるにあたり、どこを送電線がはしるのか、が方法書に明記されていません。糸島市民の、唐津市民の住居する建物、福祉し設の上を送電線がはしっている様な計画は見直されるべきでしょう。 事業者は計画前に送電線の予定を明らかにして下さい。	送電線は浜玉変電所へ接続する予定としております。送電線ルートについては現地調査を実施の上、選定いたしますが、基本的には林道、作業道にケーブルを埋設し、埋設できない部分については架空とする方針です。なお、方法書では送電線ルートを検討中の段階であったため、お示しできませんでしたが、より計画が具体化した準備書では送電線ルートをお示しいたします。

（意見書 102）

No.	意見の概要	事業者の見解
202	賛成です。	引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 103）

No.	意見の概要	事業者の見解
203	超巨大風力発電事業が計画されている唐津市七山の地層は風化しやすい花崗岩です。山を切り崩すと、がけ崩れや土砂災害の危険性が大です。 風車の建設計画現場は「土砂流出防備保安林」「水源涵養保安林」区域です。 保安林区域が切り開かれると災害が起きます。 過去にも災害が発生しています。毎年、大雨になると災害発生を心配している地域です。 災害が発生すると人の命をも奪いかねません。 この場所は唐津市だけの問題ではなく、尾根続きの糸島市にも大いに関係しています。 さらに、水源涵養保安林でもある、このような場所に超巨大風力発電を建設しないでください。住み続けなければならないのは私たち地域住民なのですから。	環境影響評価とは別途、保安林及び林地開発許可手続きについて行政による審査がございます。林地開発許可の手続きにおいては、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から審査が行われ、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 また、地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 104）

No.	意見の概要	事業者の見解
204	再生可能エネルギーを推進するうえでも、早期に着手完成させて頂きたい。	再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、エネルギーミックスの導入量の達成に貢献したいと考えております。 地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、地元地区との共生にも努めます。引き続き、ご理解いただけるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 105）

No.	意見の概要	事業者の見解
205	説明会に２度参加しましたが、なぜ唐津に風力発電を建設しなければならないのか、納得いく内容ではありませんでした。 ・道路も設置場所も最小限の開発に抑えるとのことでしたが、10 基もの土台となる場所と何㎞になるかは具体的に挙げられていませんでしたが、そこまでの道を造るということは、元々あった環境を大きく変えることに他なりません。昨年大雨で被害を受けた日田の中津江村の林業従事者の方から聞いた話ですと、大規模に山が崩れた場所は、木をまとめて切り出した所や、大型トラックが通れるように道を造ったところがほとんどだったそうです。木が立っていれば、降ってきた雨が葉や枝にあたり、そこから地表へ流れていくので、木がクッションの役割を果たしますが、切り拓かれた場所だと、雨が直接地面を削り、集中豪雨の様な激しい降雨の場合は、あっという間に川のような流れができ、山崩れを引き起こしたのだろうと見ているとのことでした。常に環境とのバランスを考え、100 年先を見据えて山づくりをしているといわれる林業の現場でも、このような想定を越える災害が起きています。風力発電の計画対象地は保安林に指定もされており、人が手を入れることでどんな影響が出るのか大変危惧しております。一度切り拓いた所を元の保水力のある状態に戻すには長い年月を要し、簡単なことではありません。山を開発することで環境へかかる負荷を、近年多発している土砂災害の原因分析も併せて今一度ご検証いただきたいです。	現地調査の結果を踏まえ、改変箇所を検討いたします。今後の手続きにおいて、お示しいたします。 本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。
206	・洋上風力発電や、レンズ型風力など、他の環境負荷の小さい発電方法を選択することもご検討願いたいです。	本事業計画地において、レンズ風車等の小型の風力発電機を設置する場合、周辺の木々が高いため、発電に必要な風が十分に受けられないことが想定されます。そのため、立地を含め、効率的に発電をするためには、本事業で採用を予定している大きさの風力発電機が有効であると考えております。なお、洋上風力発電については、現時点では情報収集している段階でとどまっております。今後、事業展開についても検討いたします。
207	・大きな風力発電による超低周波音も問題が大きいと思います。 音に対する人の感受性は人によって様々です。健康被害が出てからでは遅く、防音シャッターやガラスなどを提供してもらっても解決する問題ではありません。 人家の 10 ㎞圏内には立てないという海外の基準に倣って、地域住人の暮らしを尊重していただけないでしょうか。	超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(環境省、平成 28 年) によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音 (超低周波音を含む。) についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている健康被害については健康被害については、当社が愛媛県で稼働している２事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。
208	・地域の住人との対話の場を今後も設けていただきたいです。説明会でも多くの方が計画を疑問に思っていることが明らかで、このまま計画が進められてしまうのではないかと不安に感じています。	事業計画地に隣接する唐津市３地区、糸島市３校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。
209	最後にエネルギーの問題は早急に解決しなければならない問題で、大和エネルギー様が事業として取組まれていることには感謝しております。ただ、開発と環境と	日本政府は2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46％の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネル

（表は次ページに続く。）

	地域への負荷のバランスを考えることは非常に重要で、唐津の風力の場合は多々疑問に思いましたので、以上意見させていただきました。住民に受け入れられるような計画の策定をお願いいたします。	ギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 106）

No.	意見の概要	事業者の見解
210	原料を必要としないクリーンエネルギーは必要であり、賛同します。	引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 107）

No.	意見の概要	事業者の見解
211	①大規模な工事による土砂災害 川や地下水、海への影響	施工方法については、行政と協議し、審査を受けることになりますが、現時点では、各風力発電機のヤードに沈砂池を設置することにより、建設工事に伴う濁水を緩和してから沈砂池排水口より林地浸透させる計画としております。河川及び沢筋等との位置関係を把握し、沈砂池設置位置や排水方向を検討し、周辺河川に濁水が流入することを極力回避又は低減できるよう、事業計画を検討いたします。 環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 また、風力発電機の設置位置においてボーリング調査を実施いたします。その結果を踏まえ、水脈への影響がないよう、事業計画を検討するとともに安全性にも考慮し、施工いたします。
212	②山頂での落雷や暴風などによる山林火災 消防士さんの命は？消火不可能	稼働後の火災対策については、今後の手続きにおいて、関係機関と対策を協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。
213	③騒音、低周波による健康被害のリスク。	懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。
214	④唐津、糸島市から見る景観は？どうなるの。	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
215	⑤15～20 年の耐久年数を考えると、壊れた解体困難な巨大風車と壊れた自然	稼働後の運営に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても事業を継続して運用したいと考え

（表は次ページに続く。）

		ております。 　事業を終了する際には、大和エネルギー株式会社が責任を持って風力発電機を撤去いたします。撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。
216	私たちや子ども達、孫たちの 50 年先 100 年先の未来を考えた時、本当に可能な事業なのですか。？ 　「この建設をやめてほしいです！」	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 108）

No.	意見の概要	事業者の見解
217	賛成です。	引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 109）

No.	意見の概要	事業者の見解
218	糸島市に隣接している山の上での設置のようですが、糸島市側の水質検査が少ないのはなぜ？でしょうか。同じ山の上に立つということは、少なからずとも影響が出るのではないでしょうか。 　超低周波ですが地形により影響が様々のようです。 　目に見えないものだからこそ、もっと慎重にもっと細かく考えて欲しいと思います。 　そして、調査後の説明会も是非、よろしくお願いします。	水質調査地点は集水域が対象事業実施区域を網羅するように設定しております。唐津市に風力発電機を設置する計画としており、尾根を超えて糸島市側へ濁水が流れ込むことはないと想定しております。工事の実施に当たっては、しっかりと濁水対策を実施いたします。 　超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 　方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。本事業を実施した際の影響についてお示しができるのは、現地調査を実施した後になるため、準備書でお示しいたします。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。

（意見書 110）

No.	意見の概要	事業者の見解
219	風力発電の知見を活して安全安心できる計画をお願いします。事業に賛同致します。	引き続き、賛同いただけるよう、住民の皆様に安心いただける事業計画を策定いたします。

（意見書 111）

No.	意見の概要	事業者の見解
220	2015 年国連で採択された 2030 年達成を目指す世界共通の目標「SDGs」の 15 は「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化阻止、回復及び生物多様性の損失を阻止する」だが今回のダイワエネルギー社の事業は、佐賀県立自然公園内で CO_2 を吸収し災害から住民を守る保安林を切り倒し生態系を破壊し住民に危害が及ぶ低周波を振りまきこのすべてが SDGs に違反している。 脱炭素社会を目指すにはこういう基本踏まえた事業であるべきだ。 一私企業の利益追求の為に糸島市民が積み上げてきたもの犠牲になるなど絶対に許さない。ダイワエネルギーは計画地外の糸島の意見には聞く耳を持たぬように感じられる。糸島市は市民を守る気があるならこの事業を絶対に許さないよう、業者にも佐賀県にも強く働きかける必要がある。	SDGs は 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標と認識しております。17 のゴールを総合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標とされています。その中でエネルギーについては再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大する必要があるとされています。本事業においては開発目標に寄与すると考えております。 また、保安林については、関係機関と協議を実施しております。引き続き、協議を実施するとともにその結果を踏まえ、事業計画を検討いたします。保安林内での事業となるため、行政による審査を受け、適切に対応いたします。 事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 112）

No.	意見の概要	事業者の見解
221	風力事業に賛同致します。	引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 113）

No.	意見の概要	事業者の見解
222	土砂災害や周辺の川への影響、動植物への影響、人間（特に子どもたち）への影響...不安なことばかりです。 また耐久年数使用後、解体工事は本当にできるのか？もし事故が起こった場合、山火事などの対応はどれくらい想定され、どんなフローで対応されていくのかまだまだ不透明であると感じています。 とても 20 年、利用するだけでこれら全ての問題への（特に地域住民が失うものの大きさへの）プラス面があるとは思えません。再生可能エネルギーとは名ばかりではないでしょうか？本当にこの規模のものが必要なのでしょうか？	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 稼働後の火災対策については、今後の手続きにおいて、関係機関と対策を協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。 事業を終了する際には、大和エネルギー株式会社が責任を持って風力発電機を撤去いたします。撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。

（意見書 114）

No.	意見の概要	事業者の見解
223	産業廃棄物について 処理地はどこにするのか、明記されていない。 建設前から建設後、発電期間約 20 年終了時風車の解体後までの量を明確にし、それを唐津市で処理するのか。 その処理能力が唐津市にあるのか。 そこまで唐津市に了承を得ているのか。 明らかにする必要がある。 この大切な考慮するべき問題が方法書では一切説明がなされていないことに対して大変問題を感じる。	方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。本事業の実施により発生する産業廃棄物の処理方法等については、準備書でお示しいたします。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。
224	土砂災害について 建設予定地は背振山系の急峻な山地傾斜が広がり、山地を流下する河川は土石流が流下するような急勾配の河川となっている。 また地質はもろい花崗岩で崩れやすい。 近年の豪雨災害は年々ひどくなっており、建設予定地近辺も毎年多くの土砂災害に見舞われている。 建設と道路造成にあたり出る残土を正確に予測を行い、残土、産業廃棄物の処理場所の設定にあたっては、対象事業実施区域は急勾配の山地であることから、流域の河川氾濫を招くことが予測されるため事業区域内に処理することはあってはならないと考える。 沈砂池、土砂流出防止策はあのような急峻な地においては用をなさないと想定されるが、濁水対策工事においては九州地域における豪雨時に短時間に一度に降雨する量を想定した対策を講じる必要がある。 説明会においてスライドで示された子供だましの濁水対策の施工例スライドのようなものは全く用をなさない。 私たちの命がかかっているものであるから、必ず具体的な設置場所、方法、河川流域住民の安全が保証される納得できるものを示すべきである。 近年の豪雨増水時の土砂流出における河川氾濫予測調査も行う必要がある。 また、調査において土砂災害、河川氾濫の危険が判明した際には速やかに事業の撤退を約束してほしい。そのような建設に不利な調査結果を事業者が示す事はないと思うが、建設段階において災害に見舞われる可能性も高く、早期撤退が会社の損失を最小限にすることと、人の命を守るという点をふまえ英断を望む。 説明会においては、事業が原因で災害が起きた場合には保証を行うと明言されたが、口約束では納得できないため、想定される災害とその具体的な保証内容の実際を文書で住民と唐津市に対して示すべきである。	施工方法については、行政と協議し、審査を受けることになりますが、現時点では、各風力発電機のヤードに沈砂池を設置することにより、建設工事に伴う濁水を緩和してから沈砂池排水口より林地浸透させる計画としております。河川及び沢筋等との位置関係を把握し、沈砂池設置位置や排水方向を検討し、周辺河川に濁水が流入することを極力回避又は低減できるよう、事業計画を検討いたします。 環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 また、地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。 工事の実施に当たっては、産業廃棄物の発生量を低減し、発生した産業廃棄物については可能な限り有効利用に努めます。発生する残土についても土量収支の均衡に努めます。残土が出た場合には場外搬出し、適切に処理いたします。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。
225	低周波音健康被害について 日本の環境省は風力発電において耳に聞こえない超低周波音は健康影響との関連は見られない、聞こえる騒音レベル A 特性で評価せよという、近年の諸外国の状況と大きく異なる立場を取っていることから、事業者はこれに沿うこととなっているが、住民は実際に被害を被ることからそのような評価では納得できない。 フィンランドの研究では風車からの超低周波音は 15 kmまではほとんど減退せずに届く。ドイツの研究機関は 20 kmまで到達すると報告している。 日本の研究者も調査した風車から 1.3km 圏内で 5～10%、3.5km 圏内で 2～5%、6km 圏内で 1～2%、11km 圏	低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、低周波音による健康被害については、当社が愛

（表は次ページに続く。）

	内で 0.5%～1%の住民が健康被害発症のリスクがあると報告している。 建設予定地から 10km 圏内には中学校 9 校、小学校 13 校、幼稚園保育所が 20 カ所あり、計 5032 名の子供たちが学んでいる。 一番近い小学校は 2.3 ㎞の地点にある。 また 10 ㎞圏内人口は 35000 人を超えており、このような市街地に近い場所での巨大風車の建設は適切でない。 相当数の健康被害を被る人が出ることは確実である。 風力発電の巨大化に伴いより広域に被害を生じる結果となっているが現在の日本は規制がなく被害者は蔑ろにされている現状がある。 害の証拠がないという研究結果は単に研究が不足しているだけであるのに、害がない証拠として利用されている。 被害を防ぐには因果関係が完全に立証されるのを待つのではなく科学的不確かさや無知の存在を認め予防原則に則った対策が必要である。 調査においては海外の最新の研究結果も考慮に入れて第三者の意見も参考にし行うべきである。 一人の被害者も出してはいけないし、一人の暮らしも蔑ろにされてはいけない。 被害がないというならば、事業者は完全に納得できる証拠を提示する必要がある。	媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。
226	方法書を閲覧したが、肝心の方法がほとんど書かれておらず、これに対して意見を求めるというダイワという企業がいかにいい加減な企業であるかということがうかがえる代物であった。ある意味では本当の「方法」を書けば、いかにずさんな計画であるかということが露呈してしまうということだと認識した。 経済優先の国の方針が現在の日本中で起こっている、狂った再エネビジネス促進の元凶であることはわかっているが地方で静かに暮らす私たちにとって迷惑きわまりない事業である。 多くの人が暮らす近隣に、急峻な山の尾根という不適切な場所にこのように大規模な発電所の建設は認めないし、私たちに何のメリットもない、儲けのための偽再生可能エネルギーは必要ないと考える。 私たちの暮らす場所、子供を守るために行動していく覚悟であり、人・街・暮らしの価値共創を掲げるならば早急に事業に適さない地からの事業撤退決定願いたい。	風力発電によって火力発電で消費される燃料を削減することができることにより、二酸化炭素排出量の削減に繋がります。風力発電が需給調整を必要とするのは事実であり、電力系統の需給調整のために火力発電の出力を増減することで効率が低下するのではないかという懸念もあります。しかし、これまでの研究によると、火力発電の出力制御の増加による排出量は、発電電力量の総量や燃料使用量を削減することによる便益に比べ、小さいことが明らかになっております。このことから、風力発電事業を推進したいと考えております。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。また、準備書では、住民の皆様にとって、より分かりやすい図書になるように工夫いたします。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 115）

No.	意見の概要	事業者の見解
227	風力発電機が今住んでいる所から約 4km 程しか離れていない場所に作られるということにまず一番に自分の子どもの健康被害についてとても心配になりました。まだ近くに居住している友人もおり、子どもを自然の中で、豊かな環境で育てたいという若い家族がたくさん移住してきている糸島に風力発電は必要なのか、というのが率直な気持ちです。 動物同様に、身近な動植物への影響、自然界とのバランスが崩れてしまうことに不安を感じます。 風力発電機は必要ないと思います。	日本政府は2030年までに二酸化炭素排出量を2013年度比46％の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 116）

No.	意見の概要	事業者の見解
228	風力発電における騒音及び超低周波音による健康被害について具体的に書かれていない。実さい僕の地元でも健康被害に合われている方はいる。少数の家でもあるのならなぜそこに建設するのか？自然エネルギーでも森林をバッサイして自然をこわしてまで作る必要があるのか？補助金や、工事費などお金が一番の目的である様にしか思えない。日本各所でも耐用年数こえてほったらかしになっている風力発電もあると聞く。たった 20 年の使用期間の為に森林はかいをしないでほしい。自然の山々の中に巨大人工建造物は景かんもそこなわれる。	本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、行政の指導、審査を受け、適切に対応いたします。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。 景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。 これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、騒音及び超低周波音による健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 事業を終了する際には、大和エネルギー株式会社が責任を持って風力発電機を撤去いたします。撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。

（意見書 117）

No.	意見の概要	事業者の見解
229	・風力発電を建てることで山をけずり環境破壊することの心配 （山の景観、水質地質の悪影響）	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。
230	・低周波の心配 （海外では住宅地から 10 ㎞は離れてたてられるのに 0.7 ㎞のはんいでたてること）	低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
231	・20 年たったらゴミになってしまうものをたてること環境にいい事業とはいえない	事業を終了する際には、大和エネルギー株式会社が責任を持って風力発電機を撤去いたします。撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。
232	これらのことにより建設反対いたします。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 118）

No.	意見の概要	事業者の見解
233	・眺望への影響の点 フォトモンタージュ等で重大な影響が認められた場合は回避されることを願います。そもそも重大な影響の基準が明確ではない（わかりにくい）のではないでしょうか。	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
234	・環境の保全と地元利益の点 現実的には環境の保全と地元利益が比較衡量されるものですが、道路用地を含め事業用地の取得の規模やその後の公共への帰属などがどうなっているのか明らかにしてほしい。地元利益（直接的、間接的）がどの程度あるのか。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 地域への貢献としては、事業計画地が植林地であることから、林業、地元地区と共生のため、防災対策や管理用道路の活用を検討しております。また、保守点検等における雇用創出についても貢献したいと考えております。地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、さらに地域貢献策を具体的に検討いたします。

（意見書 119）

No.	意見の概要	事業者の見解
235	唐津と糸島に来たが自然山糸島の山々の美しい風景が失われますので、今迄の様にしていてほしい。	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 120）

No.	意見の概要	事業者の見解
236	風力発電には、火力発電が必要なので、CO_2 の削減にはなりません。あたかも風力発電だけで、CO_2 の削減が出来ている様に記されているのは、不適切な資料であり、誤解を生む。訂正願います。 九州電力は、すでに再生可能エネルギーの出力抑制を行っているのに、何を目的として、あえて建設するのか？ 夜間、航空灯がまぶしく点滅、曇の時は山全体がピカピカ光る状態となる。 特に夜行性の動物への影響、鳥への影響を、どの様に考えているのか？	日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46％の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 風力発電によって火力発電で消費される燃料を削減することができることにより、二酸化炭素排出量の削減に繋がります。風力発電が需給調整を必要とするのは事実であり、電力系統の需給調整のために火力発電の出力を増減することで効率が低下するのではないかという懸念もあります。しかし、これまでの研究によると、火力発電の出力制御の増加による排出量は、発電電力量の総量や燃料使用量を削減することによる便益に比べ、小さいことが明らかになっております。このことから、風力発電事業を推進したいと考えております。 また、九州電力管内で出力制限をされていることは認識しております。電力は電力消費量に合わせて電力供給量を常に一定させる必要があり、再生可能エネルギーのみならず、他の発電方法においても、出力の調整が必要となります。 夜行性鳥類についても現地調査により生息状況の把握に努めます。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
237	風力発電といえば、めまい、吐き気、頭痛、自律神経失調症などの健康被害で苦しんでいる人が沢山います。 平地ではなく山からということで、被害が広がる事も考えらえる。 3km 以内には、特に高齢者の終の住処、老人ホームも複数ある。小・中学校も 9 つある。 音は聞こえなくても、内耳に影響を与え、聴覚被害を起こす可能性もある。 低周波音被害に対するには、「そこを離れる。」「転居しかない」現状であるならば、安全で、健康的な生活を守る為、建設反対である。	低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報

（表は次ページに続く。）

		告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 　引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 121）

No.	意見の概要	事業者の見解
238	この度、糸島背振山にて風力発電風車が立ち並ぶ計画があると知りました。この計画により沢山の自然の生態系が崩れ長い時間をかけて培ってきたものが壊れ大きな災害へ繋がるのではないか。又、今まで地元の方々や糸島唐津を愛し自然を守ってきた美しい風景美しい水、空気環境の中、農業、水産業への影響（風車による影、日照時間の変化低周波音による生活をしている方々、海の生き物へ影響）メリットも沢山あるかと思いますが、デメリット以上の発電が得られるのか、この場所ではいけないのか。 　人々が生活をしている場の近くに立てる必要性があるのか再度検討をしっかりと行って頂きたく思います。	日本政府は2030年までに二酸化炭素排出量を2013年度比46％の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 　環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 　また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。

（意見書 122）

No.	意見の概要	事業者の見解
239	（1）風力発電機により発生される超低周波音による人体及び自然動植物への影響に関し、発電機からの距離ごとに、どの様な影響が発生するか、具体的に示して頂きたい。また、超低周波音が発電機からの距離によって、どの位発生する見込みかを、数値で示して頂きたい。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 　方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。本事業を実施した際の影響についてお示しができるのは、現地調査を実施した後になるため、準備書でお示しいたします。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。
240	（2）事業者の見解には、風力発電機による発生する超低周波による影響を可能な限り回避または極力低減させるとあるが、不十分な見解と考える。確実に回避されない以外には承諾出来ない。 以上	環境影響評価は事業者自らが実施する手続きでありますが、どの段階の手続きにおいても国や県の審査がございます。そのため、事業者の判断のみで調査、予測及び評価の内容を確定することはございません。調査内容についても第三者による審査の結果を踏まえた上で検討を行い、適切に対応いたします。 　評価に当たっては、(1) 環境影響の回避、低減に係る評価、(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討の2つの観点から実施いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 123）

No.	意見の概要	事業者の見解
241	事業の実施予定の区域内に土砂災害を防止するために守られてきた保安林が含まれ、近年豪雨なども確実に増加している中で災害のリスクをより高める事につながると考えられる。また、建設工事によって、多種多様な生物の生息地が奪われ、巨大な風車への鳥類、猛禽類、渡り鳥の衝突事故も懸念され、その問題が解決されないまま進められようとしている。発電機のメーカー保証が切れた後など、強風や落雷で破損した場合、また耐用年数が 20 年程度でその後の撤去や事故の対応等までの計画や責任、組織などが明確でなく、持続可能とは程遠い未熟な発電システムとしか思えない。騒音や低周波が動植物、近隣住居の生活や健康に被害を与えたり、事故があった場合に、自然を生かした観光事業及び移住促進への弊害となりかねないと考えられる。	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、事業を終了するまで大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。また、事業を終了する際の風力発電機の撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。

（意見書 124）

No.	意見の概要	事業者の見解
242	●事業計画について 方法書に記載のある事業計画について、なぜこの場所に計画をするのかが、相変わらず明確にされていないため、再考が必要です。国や佐賀県、福岡県は、風力発電については洋上風力を再エネ推進の方針としていますが、本件はそれに従っていない。風力発電が必要なら、佐賀県のジェイスクラムに参画すべきですし、福岡に近い事が好条件なら、北九州市の響灘でも洋上風力適地ゾーニングもされています。なぜ、風力発電で洋上が推進されているのかを考えれば、陸上では適した風況の地域が非常に限られるほか、人や自然への影響を回避することが無理だからです。影響をゼロにできない以上、国や自治体の方針に背いてまで陸上で風力発電を行う必要性はありません。	陸上風力は環境負荷の少ないエネルギーであり、水力、太陽光に続く、再生可能エネルギーとなります。電源構成において、風力発電は目標容量に達していない状況で更なる導入が必要であると考えております。陸上風力は 2019 年度 420 万 kW ですが、2030 年度では約 3 倍増の 1330 万 kW、さらに政策の強化をしたケースで 1530 万 kW を参考値としております。【「2030 年に向けたエネルギー政策の在り方」（資源エネルギー庁、令和 3 年）に記載の数値を参照】また、日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46％の削減を目標として掲げており、再生可能エネルギー比率も現状より約 2 倍程度の目標に引き上げております。本事業はこれらに沿ったものと考えております。
243	●本件の環境影響評価の考え方について 環境影響評価は「影響をより小さくするため」に実施するもの、と方法書説明会でいわれましたが、環境影響評価の大前提は、影響の回避です。大前提を飛ばした考え方での環境影響評価はありませんので、事業計画からしっかりと再考すべきです。	環境影響評価は事業者自らが実施する手続きでありますが、どの段階の手続きにおいても国や県の審査がございます。そのため、事業者の判断のみで調査、予測及び評価の内容を確定することはございません。調査内容についても第三者による審査の結果を踏まえた上で検討を行い、適切に対応いたします。 評価に当たっては、(1) 環境影響の回避、低減に係る評価、(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討の 2 つの観点から実施いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
244	●超低周波音について 「健康影響について、明らかな関連を示す知見はみられなかった（環境省 HP）」という文面を引用して、超低周波音による現時点で健康被害の報告は現状ではないという説明であったが、これは「技術的な問題で関連が証明されていないだけで、影響があるかもしれない」ということ。事業者（もしくはコンサル）がこれを「影響はない」と勘違いして、事業実施を押し切った場合は、超低周波音と健康被害の関係を証明するために、糸島市民で実験（データ収集）しているようなものです。実際に超低周波音による健康苦情が全国事例で存在する以上、不確実性が大きい環境影響要因がある風力発電施設	超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、超低周波音による健康被害については、当社が

（表は次ページに続く。）

	事業は、陸上では進めるべきではありません。 また、超低周波音は身近に存在すると言いたいために、工場や自動車などからも測定される趣旨の説明もありましたが、超低周波音域（1～20Hz）では、1Hz の違いによる音の特性の違いは、かなり大きいと思われます。たとえば、1Hz と 10Hz では、ともに超低周波音域ですが、伝番特性はかなり異なります。特に風車は施設が大型であり、周波数も自動車など身近なものから出る超低周波音より、周波数は低いと容易に想定され、距離減衰の程度はとても小さく、遠方まで伝搬するものと考えられます。少なくとも人が日常的に活動する土地、住居等から、海外事例にならい 10km は離隔する必要があると考えます。	愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。
245	●地下水について 地下水の調査と環境影響評価は実施しないのですか？地域の概況調査で漏れているのか知りませんが、糸島市二丈側は、世界的に有名な地下水（鉱泉水）が出る場所で、その源は二丈岳一帯の山地です。地上 160m 規模の風車の基礎が地下 4m だけ（しか掘らない）、という説明も方法書説明会でありましたが、それは環境影響要因として事業者が想定している数値がおかしいです。二丈一帯は地下水を生活に使用している家庭が多いので、環境影響評価項目から外すのは論外です。また、地下水文（地下水脈の傾斜 など）は、必ずしも地上の地形形状に一致しないこともあるので、尾根の反対側だから大丈夫、ではありません。	地下水については、環境影響評価とは別途、風力発電機の設置位置においてボーリング調査を実施いたします。その結果を踏まえ、水脈への影響がないよう、事業計画を検討するとともに安全性にも考慮し、施工いたします。
246	●動物調査について 猛禽類の夜間調査はしないのですか？フクロウがいますよ。 コウモリ調査は、長期間の音声録音法も採用するようですが、同時に同地点で風向・風速調査はしないのですか？コウモリが飛翔できる風速を把握しておくことは、環境保全措置を検討する材料として（カットイン風速を設定を考える上で）必要だと思います。	方法書 p6.2-24(301)に記載のとおり、鳥類の任意観察調査を夜間にも実施し、フクロウ等の夜行性の種の確認に努めます。 コウモリの音声モニタリング調査実施時には風況観測を実施し、準備書において、コウモリの飛翔と風速との関連をお示しいたします。
247	●調査計画について 事前調査は 2 年でしょうか。これだけでは不十分だと思いますが、継続して工事の実施中、供用後のモニタリングを行う計画が見つけきれませんでした。実施しますよね？	環境影響評価は事業者自らが実施する手続きでありますが、どの段階の手続きにおいても国や県の第三者による審査がございます。また、「発電所アセス省令」等に基づき、調査、予測及び評価の内容を設定しております。調査内容についても第三者による審査の結果を踏まえた上で検討を行い、適切に対応いたします。 今後の手続きにおける調査、予測及び評価の結果を踏まえて事後調査を検討いたします。検討結果は準備書においてお示しいたします。
248	●電波障害 なぜ環境影響評価項目から外しているのでしょうか。	電波障害については、発電所アセス省令の参考項目ではないため、本事業において環境影響評価項目としては選定しておりませんが、工事の実施前に受信状況調査を実施いたします。稼働後において、万が一、本事業の実施により住宅等への受信状況の悪化が認められる場合には、受信対策を適切に実施いたします。
249	●景観や、環境影響がゼロではないことへの懸念 糸島市は、「輝く小さなまち 2021」で、世界第 3 位に選定されています。これは、人の温かさに加え、海あり、山ありの自然の宝庫であるからです。こうしたまちの一部に、巨大な風車が 8～10 基も立ち並ぶ・・・ 美しい山なみがみられる景観は、確実に崩れるでしょう。風車の事故などを想定すると、登山道もある山地にも、安易に近寄れなくなります。超低周波音という目に	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（表は次ページに続く。）

	見えない被害が生じる可能性がゼロじゃない恐怖もあります。人がまちから離れると、例えば地価も下がるなど、二次的に人の財産も奪います。私自身も、今の糸島市が好きで、2019年に二丈深江に自宅を購入しました。しかし、いま2歳になる子供が大人になるまで、20年間24時間、これらの影響にさらすと考えると、恐ろしいです。事業者の方は、ご自身の家族に置き換えて考えたことはありますか？どのような「方法」で責任をとるつもりか、方法書に明確に記述すべきと考えます。環境影響評価は、人の命と財産を守るために、中立的な立場で行うものです。	環境影響評価は事業者自らが実施する手続きでありますが、どの段階の手続きにおいても国や県の審査がございます。そのため、事業者の判断のみで調査、予測及び評価の内容を確定することはございません。調査内容についても第三者による審査の結果を踏まえた上で検討を行い、適切に対応いたします。
250	●方法書の説明会について なぜ、緊急事態宣言期間中にセッティングするのですか？説明を聞きたくても、聞けない住民もいます。住民意見がなるべく出ないような時期に、説明会を開催したという実績だけをつくって、水面下で問題をさけて事業を推進しようとしているのではないか、と嫌でも考えてしまいます。やり方がそうなので、仕方ないですよね？伊都文化会館で行われた方法書説明会では、「予定ではこれが最後だったが、十分な説明ができていないので、方法書の取り下げ・再提出をしてでも、緊急事態宣言明けから、再度地元に対して説明責任を果たす」と約束されましたが、緊急事態宣言期間中の2月7日に深江コミュニティーセンターで突然（開催告知は数日前）、しかも深江地区住民限定で説明会を実施されました。しかも、説明会自体は終了時間になった、ということで、質問は強引にシャットアウト。地域住民と合意形成をするつもりはあるのでしょうか？約束を守らない御社の体質もよく理解できましたので、本環境影響評価についても、まったく信用できませんし、事業の実施には合意できません。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発出されたことを考慮し、より多くの住民の皆様のご意見をお伺いするため、縦覧期間及び意見受付期間を延長し対応いたしました。また、関係市での住民説明会を複数回実施するとともに、地元地区への説明会も別途実施いたしました。説明会の日程については、地元住民の皆様へご相談させていただきながら、設定いたしました。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。

（意見書125）

No.	意見の概要	事業者の見解
251	福吉での説明会に行きました。しっかりと説明が必要なのは、山に与える影響がその後の暮らしにどう関わってくるか。風力発電による低周波の人体への影響の2点だと感じています。 大和エネルギーさんが原発ではなく自然エネルギーを増やしていきたいと考えてくださっていることにはとても共感できます。自然や人にとって、もっと持続可能なエネルギーをというところは、すごくいい考えだと思うので、「山を切り開くことの後々の影響と、人体への影響は全く問題ありません」ということを完全に証明して進めていただきたいです。人がしあわせになるための快適さ、そのための電力です。人に対して、暮らしをおびやかしたり、人体を傷つけてしまうものであれば、何のために作るのか分からなくなってしまいます。そのへんの調査や説明をよろしくお願いします。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成28年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている人体への影響については、当社が愛媛県で稼働している2事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 126）

No.	意見の概要	事業者の見解
252	この風力の電気が福岡市の電気になると聞きました。それを糸島、唐津に建てるという事が気になりました。少しの人体の影響でも、じわじわと健康を害す可能性があるので、あれば、それは、こわいと思いました。 地球温暖化が進んでおり、これ以上、地球をこわす事にいわかんを覚えます。 これからの子供達に負のざいさんを残す事は出来ません。 よろしくお願いします。	九州電力株式会社の変電所へ系統連系する計画としております。 負の財産とならないよう、環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている人体への影響については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。

（意見書 127）

No.	意見の概要	事業者の見解
253	様々なものを拝見しましたが、正直今回の風力発電事業が何のために行われるのか分かりませんでした。ドジョウ、イモリ、トノサマガエルなどの平地では姿を消してしまった生き物や、他の様々な自然の破壊に繋がってしまうことは避けられず、景観も崩れてしまいます。また風車からの騒音により近隣住民が頭痛や吐き気などの健康障害を訴えることもあれば、鳥への被害も大きいです。生息地の喪失や環境の変化による強制移動や追い出し、移動の障壁、バードストライクは日本各地で見られています。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。

（意見書 128）

No.	意見の概要	事業者の見解
254	二丈の自然環境を壊さないでほしいので反対。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減し、自然と共生した事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 129）

No.	意見の概要	事業者の見解
255	風車の建設予定地は保安林及び“土砂流出防備保安林”に指定されている地域です。 ここを伐採するには、森林法 25 条及び 26 条の規定で「公益上の理由」が必要ですが、再生可能エネルギーのためだけでは認められていません。 ましては、今回の計画では発電した電気は九州電力に売電し、FIT（固定価格買取制度）で御社が儲けるためだけの話です。（地産地消でもありません）。 地域住民の理解は得られません。	保安林については関係機関と協議を実施しております。引き続き、協議を実施するとともにその結果を踏まえ、事業計画を検討いたします。保安林における事業となるため、行政による審査を受け、適切に対応いたします。 地域への貢献としては、事業計画地が植林地であることから、林業、地元地区と共生のため、防災対策や管理用道路の活用を検討しております。また、保守点検等における雇用創出についても貢献したいと考えております。地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、さらに地域貢献策を具体的に検討いたします。
256	風車から発生する、超低周波音について 健康への影響について明らかな関連を示す知見が確認できないと説明していますが、ヨーロッパではこの超低周波音が 10 km先まで飛ぶこと、そして健康被害をもたらすことが証明されています。 この 10 km圏内に、中学生までの子供が 5,032 名住んでいます。 将来この子供、孫たちに健康被害が発生した時は、御社はキチンと補償できますか？（民法の不法行為責任を追求します！）	超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている健康への影響については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。

（意見書 130）

No.	意見の概要	事業者の見解
257	設置予定の風車が巨大過ぎます。 選定理由は諸外国で主流となっているサイズだからとのことでしたが、それならば人家集落から諸外国の基準と同等の距離を確保しなければならないはずです。しかし御社は 700m の隔離で十分と判断しており、その判断根拠に納得できる説明はなく、現実に近隣に住む者として大きな不安が募るばかりです。 そもそも、糸島市で行われた方法書にかかる説明会において、近隣の住環境や自然環境に少なからず悪影響があること、健康被害の可能性を御社も認めています。しかし、その悪影響がどのような形でどの程度もたらされるのか、環境アセスメントを通じてその影響をどの程度まで抑制すればよいと御社が考えているのか、十分な説明がなされずに説明会が終えられてしまいました。本事業について近隣住民として本計画に意見するためには、事業の公益性と環境負荷の双方についての十分な情報開示が大前提であり、だからこそ経産相から地域住民等に対して「丁寧かつ十分な説明」を求められているのでしょう。これに対し御社が「努めます」と回答している	環境アセスメント事例情報（環境省 HP）によると、2018 年 12 月～2021 年 2 月までに方法書を届出した事業は 100 件ございます。これらの事業の単機出力を平均した結果は、約 3,680kW となっております。なお、幅を持って単機出力が記載されている場合は、最小の単機出力を用いて算出を行いました。この結果を見ると本事業と同規模の風力発電機が検討されております。風力発電機の選定に当たっては、採用実績や性能、現地への輸送、改変面積の低減の観点から総合的に判断をいたします。騒音の観点では、技術が進歩していることから、風力発電機を大型化してもほとんど数値は変わりません。今後の手続きにおいて、関係法令に準拠し、適切に設計いたします。なお、唐津市内においても、着工中の事業については単機出力が 3,400kW、方法書手続き中の事業では単機出力が 4,500kW となっており、本事業と同規模の事業となっております。 環境影響評価は事業者自らが実施する手続きでありますが、どの段階の手続きにおいても国や県の審査がございます。そのため、事業者の判断のみで調査、予測及び評価の内容を確定することはございません。調査内容

（表は次ページに続く。）

	以上、現地調査を開始する前に「丁寧かつ十分な説明」を全うされることを強く要請します。 以上	についても第三者による審査の結果を踏まえた上で検討を行い、適切に対応いたします。また、環境省においても、苦情等が終結した風力発電施設について、その具体的な改善方策等を調査する等、引き続き風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態調査を行っており、過去の事例を踏まえた上で指針値が設定されております。 当社としては、騒音については「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、適切に調査及び予測いたします。なお、音の感じ方には個人差があること、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しておりますが、一つの定量的な指標として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）を参考に評価いたします。また、地形や気象等の影響を踏まえ、周辺住宅等への影響を適切に把握し、風力発電設備を住宅等から離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 地元住民の皆様への説明として、事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 131）

No.	意見の概要	事業者の見解
258	「評価の手法」に、「地域を特徴づける生態系に関する影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか」とありますが、環境保全の観点から言うと、「実行可能な範囲内で」とは事業者に都合の良い程度にしか保全されない恐れがあり環境破壊・生態系破壊への危険があると思われます。 このような注釈無しに、生態系に影響のない形で計画を立てないことには、自然環境と共生するエネルギーを新設する意味がないと思います。 御社の再生可能エネルギーや地球環境への思いは素晴らしいと思いますが、地球環境を守るためにまず地域の環境を守らなくてはならないと考えます。 私たちが自然環境を変えてしまうこと、環境や生態系へ影響を与えてしまうことに抵抗を覚えず活動することで、現在の環境問題が起きています。 例えその活動が「比較的環境負荷の少ない」再生可能エネルギーのためだとしても、環境が破壊されることには変わりありません。 大規模なもの、広範囲のものをつくろうとすると環境負荷が高くなることは他国では既に課題解決されつつある案件ではないでしょうか。本当に環境に配慮するとしたら、どのような計画になるのか、どのような計画は難しいのか、今回の調査により明らかにしていただけることを願います。 そのためにも、冒頭に記した「実行可能な範囲」という文言は省いての評価をしていただきますようお願いしたいです。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 評価に当たっては、(1) 環境影響の回避、低減に係る評価、(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討の 2 つの観点から実施いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 132）

No.	意見の概要	事業者の見解
259	「実行可能な範囲内」ではなく、「日々の暮らしや生態系に悪影響が出ない範囲内」での回避をしてほしいと思います。 何故なら、この建設予定地は電気を作るための場所ではなく、人が、動物が、植物が暮らす場所だからです。 私たちが暮らすために、電気は必要不可欠です。が、それは暮らせることが大前提です。この前提は絶対に崩してほしくありません。	局所風況マップから風況確認を行い、風況が良いエリアである当該地域を計画地として選定いたしました。現地において風況観測を行っており、概ね良好な結果が得られております。既存林道を利用して工事においても改変面積を低減できると考えております。また、唐津市は「第2次唐津市環境基本計画」において再生可能エネルギーの普及・利用の促進及び再生可能エネルギーによる地域活性化の推進を掲げており、本事業は寄与できるものと考えております。今後の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果を踏まえ、総合的に事業判断をいたします。

（意見書 133）

No.	意見の概要	事業者の見解
260	「方法書についての環境の保全の見地からの意見」 この評価方法について意見があれば述べよといわれても、専門知識のない一住民としては評価方法や評価基準についての適否など言及する力がありません。 ただ再生可能でクリーンなエネルギーとされる風力発電も、設置した場合は周辺住民の健康被害、景観の劣化、動植物生態系への影響等々問題が発生することも分かっていますので、個人的に気になることを列記します。 1. 周辺住民の健康被害について 既に運用が始まっている地域の住民からは低周波音、超低周波音に起因すると思われる頭痛、吐き気、不眠といった症状が報告されていますが、その原因が風力発電施設にあるとの因果関係を証明することは難しく、結果的に引っ越さざるをえない状況に追い込まれる実態があるように聞きます。 評価方法書を一読してみたところ、設置場所から 2km までの住居は佐賀、福岡あわせて 77 戸との表記があります。ネット情報によれば、風力発電先駆の欧米では居住区から 10km 以上とするのが常識となっているとの表記がありますが、今回の影響評価では 2km を超える地域の住民への影響をどう見ているのか知りたいところです。	低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(環境省、平成 28 年) によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。
261	2. 景観の劣化について 景観については、日常そこに住む者がどう感じるか、ただ通過する傍観者的立場の者がどう感じるか主観的なものだと思うので、これをどう評価するのか方法書を見たかぎり、わかりません。近年の技術を用いれば設置した場合のシミュレーション画面など容易に作成できるはずですから、傍観者的立場の人間でなく周辺住民に積極的に見せて諮るべきではないでしょうか。	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
262	3. その他 環境省の意見にもあります。住民にはくれぐれも丁寧な説明をと。 このコロナ禍極力密を避けるようにとの要請の中、わが地区での説明会は閑散だったと聞きます。せめて設置場所から 10km 圏内の住民には、関心の強いと思われる項目に絞ってでも内容と回数を配慮して、丁寧に誠実に諮ってもらいたいと思います。 以上	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発出されたことを考慮し、より多くの住民の皆様のご意見をお伺いするため、縦覧期間及び意見受付期間を延長し対応いたしました。また、関係市での住民説明会を複数回実施するとともに、地元地区への説明会も別途実施いたしました。説明会の日程については、地元住民の皆様へご相談させていただきながら、設定いたしました。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。

（意見書 134）

No.	意見の概要	事業者の見解
263	・夜中の羽根の回転による騒音が懸念される。佐世保市吉井町の山の上の風力発電も昼間は車 etc の音で気付かないが、夜間ずっとヴォーンという音が鳴り続けています。 周辺の住民にストレスを生じる。	騒音については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、適切に調査及び予測いたします。なお、音の感じ方には個人差があること、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しておりますが、一つの定量的な指標として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）を参考に評価いたします。また、地形や気象等の影響を踏まえ、周辺住宅等への影響を適切に把握し、風力発電設備を住宅等から離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
264	・近年、台風 etc 自然災害の被害が大きくなり、実際に羽根の部分が落下した事故も起きている。	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 風力発電機の台風等の強風に対する強度は、発電用風力設備の技術基準（発電用風力設備に関する技術基準を定める省令）が定められており、現時点で検討中の機種は 10 分平均で 57m/s の風速まで耐えられる仕様となっております。構造については風力発電設備支持物構造設計指針の改定などの指針が見直されており、強度については向上しております。本事業においても、審査を受けるとともに、建築基準法に基づき設計いたします。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。
265	・設置には反対です。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 135）

No.	意見の概要	事業者の見解
266	専門的な知識がないのですが、とても不安です。 土砂災害の危険、水質汚染の可能性、耐用年数とその後の処理方法、低周波問題、など色々と問題があり不安です。背振山系の美しい景色は地域の人、登山客、観光客、多くの市民の財産だと思います。 その財産をどうかうばわないで下さい。 地域の人は、この計画を知らない人がほとんどです。もう少し広く、わかりやすい情報がほしいです。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 稼働後の運営に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても事業を継続して運用したいと考えております。 事業を終了する際には、大和エネルギー株式会社が責任を持って風力発電機を撤去いたします。撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。

（表は次ページに続く。）

		地元住民の皆様への説明として、事業計画地に隣接する唐津市3地区、糸島市3校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書136）

No.	意見の概要	事業者の見解
267	風車10本は景環破解を起す 山の深さが無くなりドライブで福岡側より佐賀へ車で行く事も多く、森林の深さと田、畑、自然にいやされて来た。この景色が人工の風車群とコンクリート施設により破解されていいわけはない。許容出来る範囲とすべき許容範囲一列のみと考える。	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書137）

No.	意見の概要	事業者の見解
268	幼い頃より親しんできた女岳、浮嶽の山並みに、巨大な風力発電の風車が10基建設されるという計画には驚愕するしかない。杉の木が植林されて、自然豊かな景観や自然は変わることなく保たれきた。その杉の木を伐採し、大きな穴を掘り、巨大な風車を立てる。地盤は大丈夫ですか。何年無事ですか。福島の原子力発電所があのような状態になり、唐津にある玄海原子力発電所も半世紀を経て、老朽化し、巨大な自然災害によって、何時破壊されるか分かりません。唐津、糸島にあるこの豊かな自然は、このまま子ども達に伝えたいと切なる願いを持っています。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。

（意見書 138）

No.	意見の概要	事業者の見解
269	糸島市二丈は大きな開発もされず、地域の方々により山や土地の自然が守られてきました。イギリスの情報誌が実施した『輝く小さな街』のランキングでは世界3位に選ばれ、生活の質が優れている町として評価されました。又漁業では鯛の漁獲量は日本一とも言われている。最近は自然が残っている二丈に若い移住者も増えている。 事業区域から糸島側エリアが除外されても巨大風車は視認でき騒音や低周波も心配な上、夜になれば10基のライトが点滅します。佐賀県知事意見では、県立自然公園や展望施設からの眺望景観が懸念され、多数の登山利用者にも魅力が損なわれるとしている。福岡県知事意見では、実施想定区域の周辺には、多くの住居が存在しており風車による生活環境への影響が懸念されるとしている。 又、両県共に、風力発電より海上発電や潮流発電を推奨したいとしている。 環境影響評価項目には、工事に関してであり、山や樹木伐採・漁業及び住民に対しての影響についての調査は入っていない。発電所が出来てからの様々な影響に対しての取組は表記されていない。二丈の景観や生活様式を変えないことが、二丈の価値となります。 地区によっては水源確保という生活に直接かかわってくることも予想される。 風力発電計画の近くに多くの住居があり、長く守られてきた自然景観が損なわれる計画の撤回を求めます。	陸上風力は環境負荷の少ないエネルギーであり、水力、太陽光に続く、再生可能エネルギーとなります。電源構成において、風力発電は目標容量に達していない状況で更なる導入が必要であると考えております。陸上風力は2019年度420万kWですが、2030年度では約3倍増の1330万kW、さらに政策の強化をしたケースで1530万kWを参考値としております。【「2030年に向けたエネルギー政策の在り方」（資源エネルギー庁、令和3年）に記載の数値を参照】また、日本政府は2030年までに二酸化炭素排出量を2013年度比46％の削減を目標として掲げており、再生可能エネルギー比率も現状より約2倍程度の目標に引き上げております。本事業はこれらに沿ったものと考えております。 本事業は自然公園内での計画となるため、環境影響評価とは別途「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に沿って関係機関と協議を実施しております。なお、配慮書段階より、県へご相談させていただき、展望地の抽出及び現地確認を実施しております。引き続き、県と協議をするとともに、各展望地からの眺望について調査、予測及び評価を実施した上、行政による審査を受けます。 また、本事業では稜線上の登山道は直接改変いたしません。また登山道への影響については、今後の現地調査において利用状況や利用環境を把握いたします。その結果を踏まえ、登山道と共生ができるよう、事業計画を検討いたします。 糸島市の魅力を損なわないよう、環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 139）

No.	意見の概要	事業者の見解
270	・七山の地層・地盤を聞くと、もろい、風化しやすい花崗岩とのこと。地中深くまで掘り工事を行うこと、杭を打ちつけることは、がけ崩れや土砂災害などのリスクが高まります。	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。また、地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。
271	・計画に上がっている風車はあまりに大きく数も10基。民家や学校などの施設がこんなに近い箇所に立てて、事故が起きたら大惨事です。	稼働後の事故への対策については、今後の手続きにおいて、関係機関と対策を協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。
272	山の安全を守ること、住民の安全を守ることから今回の風力発電建設計画には反対致します。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 140）

No.	意見の概要	事業者の見解
273	子どもが福吉校区のフリースクールへ通っています。超低周波の影響の調査が長期的でないこと、また糸島市側の水質調査がないことが調査として不足があると思います。 このままでは不安ですので、風力発電はいりません。	環境影響評価は事業者自らが実施する手続きでありますが、どの段階の手続きにおいても国や県の第三者による審査がございます。また、「発電所アセス省令」等に基づき、調査、予測及び評価の内容を設定しております。調査内容についても第三者による審査の結果を踏まえた上で検討を行い、適切に対応いたします。 水質調査地点は集水域が対象事業実施区域を網羅するように設定しております。唐津市に風力発電機を設置する計画としており、尾根を超えて糸島市側へ濁水が流れ込むことはないと想定しております。工事の実施に当たっては、しっかりと濁水対策を実施いたします。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 141）

No.	意見の概要	事業者の見解
274	説明会には、仕事の為行けませんでしたが、行った人達から色々と聞きました。 どれを取っても賛成できるものでなく、断固反対します。 糸島・佐賀の自然を壊さないで下さい‼	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 142）

No.	意見の概要	事業者の見解
275	設置場所の再検討をお願いします。 当該地域は自然公園であり、地域内外から登山、縦走等で多くの訪問者がある場所です。 風車設置により、その騒音から、本来の自然ではなくなり、結果として自然公園が失われることを強く懸念します。 設置場所の再検討と場所の変更をお願いします。	本事業は自然公園内での計画となるため、環境影響評価とは別途「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に沿って関係機関と協議を実施しております。なお、配慮書段階より、県へご相談させていただき、展望地の抽出及び現地確認を実施しております。引き続き、県と協議をするとともに、各展望地からの眺望について調査、予測及び評価を実施した上、行政による審査を受けます。 また、本事業では稜線上の登山道は直接改変いたしません。また登山道への影響については、今後の現地調査において利用状況や利用環境を把握いたします。その結果を踏まえ、登山道と共生ができるよう、事業計画を検討いたします。 騒音については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、適切に調査及び予測いたします。なお、音の感じ方には個人差があること、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しておりますが、一つの定量的な指標として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）を参考に評価いたします。また、地形や気象等の影響を踏まえ、周辺住宅等への影響を適切に把握し、風力発電設備を住宅等から離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 143）

No.	意見の概要	事業者の見解
276	オール電化の生活をしている我家にとって、電気は主も大切なライフラインです。でも、あれだけ安全安心と言われていた原発も、今や後始末の方法すら解からないやっかいなしろもの。原発、水力（佐賀には北山・嘉瀬の大きなのが 2 つもある。)、火力、各家の屋根にはソーラー、この上、巨大風力発電ですか？電力はそんなに不足しています??余った電気はどこへ？いったい誰が OK と言ったのでしょう。 背振の山の吹きおろしの風がどんなに強いか。これからの台風がどれ程巨大なものになるか。温泉の多いこの地だから地震も心配。羽やポールが折れ込むのは二丈の方です。 こんなに大切な事なのに、2026 年運転開始???どれだけの人が聞き知っているのでしょうか。皆が待ち望んでいる事であればもっとはっきり、詳しく説明が欲しかったです。 今は大反対です!!	日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46%の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 風力発電機の台風等の強風に対する強度は、発電用風力設備の技術基準（発電用風力設備に関する技術基準を定める省令）が定められており、現時点で検討中の機種は 10 分平均で 57m/s の風速まで耐えられる仕様となっております。構造については風力発電設備支持物構造設計指針の改定などの指針が見直されており、強度については向上しております。今後の手続きにおいて、審査を受けるとともに、建築基準法に基づき設計いたします。 風力発電機の地震に対する強度は、建築基準法に基づき、500 年に 1 度の割合で発生する極めて稀な地震の荷重に耐えられるよう、安全性に配慮した設計といたします。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。 また、事業を終了する際には、大和エネルギー株式会社が責任を持って風力発電機を撤去いたします。撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。

（意見書 144）

No.	意見の概要	事業者の見解
277	①「保安林」は、水を育んだり、土砂崩れなどの災害を防止したり、景観や保健教養などの公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林のことであるとされています。それをあえて、この地を選んだ理由について説明して下さい。	局所風況マップから風況確認を行い、風況が良いエリアである当該地域を計画地として選定いたしました。現地において風況観測を行っており、概ね良好な結果が得られております。既存林道を利用して工事においても改変面積を低減できると考えております。また、唐津市は「第２次唐津市環境基本計画」において再生可能エネルギーの普及・利用の促進及び再生可能エネルギーによる地域活性化の推進を掲げており、本事業は寄与できるものと考えております。今後の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果を踏まえ、総合的に事業判断をいたします。 本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、行政の指導、審査を受け、適切に対応いたします。
278	②この地は、どんな目的で「保安林」に指定されているか承知していますか。	事業地内の保安林は土砂流出防備保安林、水源かん養保安林となります。役割はとしては、土砂流出防備保安林は「下流に重要な保全対象がある地域で土砂流出の著しい地域や崩壊、流出のおそれがある区域において、林木及び地表植生その他の地被物の直接間接の作用によって、林地の表面侵食及び崩壊による土砂の流出を防止すること」を目的としております。また、水源かん養保安林は「流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能を安定化し、その他の森林の機能とともに、洪水、渇水を緩和したり、各種用水を確保すること」を目的としていると認識しております。
279	③「保安林の解除申請」する場合、当該保安林の指定の目的の達成に支障がないと認められる手段はどのような方策を考えられておられるのでしょうか。	保安林の解除の要件として「指定理由の消滅」、「公益上の理由」が必要であることを認識しております。今後の手続きにおいて、現地調査を実施し、周辺の状況を確認の上、引き続き、関係機関と協議を実施いたします。その結果を踏まえ、事業計画を検討いたします。保安林内での事業となるため、行政による審査を受け、適切に対応いたします。
280	④一基あたりの工事の具体的な内容について（作業道路、面積、深さ、高さ、工事費）できるだけ詳しくお知らせください。	現時点では、現地調査を実施していないため、作業道路、面積、深さ、工事方法等の具体的な内容は決まっておりません。ボーリング調査を実施し、地盤の状況を確認の上、風車基礎の施工方法・基礎設計（深さ・形状）を確定いたしますので、確定した段階でお示しいたします。
281	⑤その工事や建設において、自然環境や生態系及び景観に及ぼす影響がないことを、どのような方法で判断されようとされているか教えて下さい。	評価に当たっては、(1) 環境影響の回避、低減に係る評価、(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討の２つの観点から実施いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。なお、環境影響評価は事業者自らが実施する手続きでありますが、どの段階の手続きにおいても国や県の審査がございます。そのため、事業者の判断のみで調査、予測及び評価の内容を確定することはございません。調査内容についても第三者による審査の結果を踏まえた上で検討を行い、適切に対応いたします。
282	⑥周辺住民の意見及び同意については、どの範囲でどのような同意書などを交わされようとしているのかお示し下さい。	事業計画地に隣接する唐津市３地区、糸島市３校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 145）

No.	意見の概要	事業者の見解
283	・保安林に建設予定との事ですが、災害や事故の対応はどうなるのでしょうか？	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 稼働後の火災対策については、今後の手続きにおいて、関係機関と対策を協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。
284	・もし建設が進み、風車の対応年数が終った場合、他県ではそのまま放置されている事例を見ますが、解体や復旧工事、その後の植林などはされる予定ですか？	稼働後の運営に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても事業を継続して運用したいと考えております。 事業を終了する際には、大和エネルギー株式会社が責任を持って風力発電機を撤去いたします。撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。 また、本事業計画地は唐津市所有地となっており、事業実施の際には賃貸を予定しております。事業終了後の土地の返還方法は唐津市と協議の上、決定いたします。なお、現在、保安林に指定されているため、植林を実施の上、土地を返還することになると考えております。
285	・保安林の役割をしっかりと把握されている上で建設を計画されたのでしょうか？	事業地内の保安林は土砂流出防備保安林、水源かん養保安林となります。役割はとしては、土砂流出防備保安林は「下流に重要な保全対象がある地域で土砂流出の著しい地域や崩壊、流出のおそれがある区域において、林木及び地表植生その他の地被物の直接間接の作用によって、林地の表面侵食及び崩壊による土砂の流出を防止すること」を目的としております。また、水源かん養保安林は「流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能を安定化し、その他の森林の機能とともに、洪水、渇水を緩和したり、各種用水を確保すること」を目的としていると認識しております。 本事業は保安林に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、行政の指導、審査を受け、適切に対応いたします。

（意見書 146）

No.	意見の概要	事業者の見解
286	造成（建設地、運般道路）について配慮書、方法書、アセスも錯誤がある。 風車のマッピングの箇所は急勾配で予め現地を観てからの計画とは思えない。 過去の水害を考えれば、無暴な計画である。	現時点では、現地調査を実施していないため、作業道路、面積、深さ、工事方法等の具体的な内容は決まっておりません。ボーリング調査を実施し、地盤の状況を確認の上、風車基礎の施工方法・基礎設計（深さ・形状）を確定いたしますので、確定した段階でお示しいたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。

（意見書 147）

No.	意見の概要	事業者の見解
287	1/23（土）七山の説明会に行きました。 高さ 150m 日本最大級の風車 9 基が 24 年から工事、26 年から稼働とのこと。 質問（1）この大きさは必要だったのか？ (2) なぜ保安林を伐採してまで？ ↑ ズラせますよね？	環境アセスメント事例情報（環境省 HP）によると、2018 年 12 月～2021 年 2 月までに方法書を届出した事業は 100 件ございます。これらの事業の単機出力を平均した結果は、約 3,680kW となっております。なお、幅を持って単機出力が記載されている場合は、最小の単機出力を用いて算出を行いました。この結果を見ると本事業と同規模の風力発電機が検討されております。風力発電機の選定に当たっては、採用実績や性能、現地への輸送、改変面積の低減の観点から総合的に判断をいたします。騒音の観点では、技術が進歩していることから、風力発電機を大型化してもほとんど数値は変わりません。今後の手続きにおいて、関係法令に準拠し、適切に設計いたします。なお、唐津市内においても、着工中の事業については単機出力が 3,400kW、方法書手続き中の事業では単機出力が 4,500kW となっており、本事業と同規模の事業となっております。 局所風況マップから風況確認を行い、風況が良いエリアである当該地域を計画地として選定いたしました。現地において風況観測を行っており、概ね良好な結果が得られております。既存林道を利用して工事においても改変面積を低減できると考えております。また、唐津市は「第 2 次唐津市環境基本計画」において再生可能エネルギーの普及・利用の促進及び再生可能エネルギーによる地域活性化の推進を掲げており、本事業は寄与できるものと考えております。今後の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果を踏まえ、総合的に事業判断をいたします。 また、本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、行政の指導、審査を受け、適切に対応いたします。

（意見書 148）

No.	意見の概要	事業者の見解
288	私は唐津市在住の者で、ここで生まれ育ちました。私たちの生活と電力事業は切り離すことは出来ませんが、可能な限り人や自然に配慮したものであってほしいと思います。評価方法書を閲覧し、意見・気付いたこと等を下記に述べます。 1. 現在、世界中で様々なタイプの風力発電機が開発・設置されているようです。御社の資料では今回プロペラ型で計画をされていますが、その選定理由についての記載が無かったようです。（私が見落としたのかもしれません）タイプによって長所・短所があり、費用対効果を重視されるのが企業の重要なポイントでしょうが、地元住民としては将来を見据えたより良い選択をすべきだと考えます。 レンズ風車は唐津ですでに二箇所導入されています。（神集島・二タ子浄水センター）	本事業計画地において、レンズ風車等の小型の風力発電機を設置する場合、周辺の木々が高いため、発電に必要な風が十分に受けられないことが想定されます。そのため、立地を含め、効率的に発電をするためには、本事業で採用を予定している大きさの風力発電機が有効であると考えております。 風力発電機の選定に当たっては、採用実績や性能、現地への輸送、改変面積の低減の観点から総合的に判断をいたします。騒音の観点では、技術が進歩していることから、風力発電機を大型化してもほとんど数値は変わりません。今後の手続きにおいて、関係法令に準拠し、適切に設計いたします。
289	2. プロペラ型発電機を設置される場合、落雷および台風等の強風についての対策はいかが取り組まれるのでしょうか。また、耐用年数が 20 年とされていますが、その後はどのような計画（解体・撤去・交換等）でしょうか。	風力発電機の台風等の強風に対する強度は、発電用風力設備の技術基準（発電用風力設備に関する技術基準を定める省令）が定められており、現時点で検討中の機種は 10 分平均で 57m/s の風速まで耐えられる仕様となっております。構造については風力発電設備支持物構造設

（表は次ページに続く。）

	プロペラの色について、御社の資料にあった「自然になじみやすい色」(環境融和塗色)とあわせて、下記の記事(インターネットから取りました)のような観点からの検討も必要だと思いますが、いかがでしょうか。 https://it.srad.jp/story/20/08/27/2030233/	計指針の改定などの指針が見直されており、強度については向上しております。今後の手続きにおいて、審査を受けるとともに、建築基準法に基づき設計いたします。また、落雷の多い地域であることは把握しております。現在の風力発電機の性能は上がっており、風力発電機には避雷針が付いております。また、耐雷性能については「JIS C1400-24」で基準が定められております。 風力発電機の塗装色は周辺の環境に馴染みやすい環境融和色である灰白色の選定を検討しております。唐津市内にも稼働中の風力発電所がありますが、いずれも灰白色の風力発電機が採用されております。引き続き、最新の知見の収集に努めます。 稼働後の運営に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても事業を継続して運用したいと考えております。 事業を終了する際には、大和エネルギー株式会社が責任を持って風力発電機を撤去いたします。撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」(資源エネルギー庁、平成 29 年)に基づき、撤去及び処分を実施いたします。
290	3.『風力発電における鳥類のセンシティビティマップ(EADAS)』https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/を見ると、予定地がハチクマの秋の渡りの集結地のエリアであることがわかります。付近の鏡山で「ハチクマの渡りバードウォッチング」がありました。(2019.9.23) 御社の資料では、下記のように見解が示されています。「環境保全措置」とは具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。 外国では、高価ですがスマートカメラを使って鳥の接近でプロペラを停止するシステムがあるそうです。 https://nazology.net/archives/82426 発電機の稼働を渡りの時期など特定の時期で休止することは可能でしょうか。	評価に当たっては、(1) 環境影響の回避、低減に係る評価、(2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討の 2 つの観点から実施いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
291	4. 景観については唐津の他地区も(鏡山等広い範囲で)可視領域となっているようです。(資料 4.3.6 景観図 4.3-11)住民説明会を七山・富士町・糸島市で実施ということですが、フォトモンタージュの提示を含めた住民説明会を市役所近辺でも開催していただきたい。御社の「DREAM Wind 計画」は、唐津市民においてはまだ認知度が低いと感じられ、糸島市では昨年 9 月に反対活動が起こったと聞いています。このような重大なプロジェクトは住民の十分な理解を得るよう、丁寧な説明と対応をお願いします。	景観については、主要な眺望点だけではなく、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 配慮書より、関係市である唐津市、佐賀市及び糸島市へ情報を共有するとともに、相談させていただきながら、事業を進めております。また、事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。
292	5. 送電線は浜玉変電所まで地中に埋めるか電柱を建てると計画されていると資料にありました。地上でも地下でもかなりの距離になるのではないでしょうか。 その分の工事や設置後の管理について具体的な点を早期に公表していただけないでしょうか。おそらく実際の段取りでは同時進行で作業されるのではないでしょうか。 以上、よろしくお願いいたします。	送電線は浜玉変電所へ接続する予定としております。送電線ルートについては現地調査を実施の上、選定いたしますが、基本的には林道、作業道にケーブルを埋設し、埋設できない部分については架空とする方針です。なお、方法書では送電線ルートを検討中の段階であったため、お示しできませんでしたが、より計画が具体化した準備書では送電線ルートをお示しいたします。

（意見書 149）

No.	意見の概要	事業者の見解
293	建設には反対します。 建設地は自然保護を目的とする自然公園の中であり、保有林を間伐するとなると、生態系への影響が大きいのではないかと考えます。昨今頻発する土砂災害はもちろん、水脈の破壊も懸念されます。また、騒音や低周波など近隣住民への健康被害もリスクとして考えられます。15～20 年の耐久年数後は、どうなるのでしょうか。解体を前提としても、産業廃棄物となるならば、持続可能な社会には反します。別の再生エネルギーは検討できないものでしょうか。ご再考を願います。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 風力発電機の耐用年数は 20 年となっておりますが、既存設備を全面的に更新することや主要部品のみを更新することにより、効率化を図り、長期間の運用が可能であると考えております。なお、事業の継続は今後の社会情勢を鑑みながら、判断いたします。

（意見書 150）

No.	意見の概要	事業者の見解
294	風力発電は工事の面積が少なく環境負荷の少ない方法と思います。	本事業において、脱炭素社会を目指し、再生可能エネルギーの普及に寄与したいと考えております。環境に配慮した事業計画といたします。 引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、丁寧な説明に努め、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 151）

No.	意見の概要	事業者の見解
295	なぜ、毎年土砂災害が起きるような場所に、巨大な施設を作るのか分からない。もし風力発電所が建設後に土砂災害によって、死亡者など出た場合は大和エネルギーの責任はもちろんのこと、唐津市と佐賀県、糸島市と福岡県の責任問題に発展するのではないか。大和エネルギー、親会社の大和ハウスの企業ブランドイメージをあえて損なうような事業を手掛けていることに、はなはだ疑問を感じる。また移住者や観光客相手に売り出している糸島のブランドイメージに傷がつくようなことは止めて頂きたい。移住者も来なくなり、糸島の農産物も飲食店も打撃を受けることは必至である。 大和エネルギーはすでに 2 年前の 2019 年には、地元七山に建設計画の話を持ち込み事を進めていたと聞いたが、七山の区長会で決まったことでも、他の七山市民、佐賀市民、糸島市民が全く知りえないところで話を秘密裏に進めていたことは大きな問題であろう。 自然エネルギーの売電収益の 1%を地域農業の保全、農業活動の支援に還元するというと聞くが、目先のお金と市民の安全な暮らしとを秤にかけるのか。損なわれた自然環境、喪失した人命は元には戻らない。そもそも誰も責任が取れない事業を始めからすべきではない。 唐津市長と、佐賀県知事には賢明な判断を望む。	現地の風況を適切に把握するため、風況観測塔を設置いたしました。風況観測塔の設置に当たっては、地元地区である七山地区に対して、設置の同意をいただくために事業説明を実施いたしました。 また、配慮書より事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 事業の実施に当たっては、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策をいたします。

（意見書 152）

No.	意見の概要	事業者の見解
296	■環境保全の見地から本方法書に対して以下の通り意見を述べます。 ■なお、本意見については要約せずに全文を公開するように、大和エネルギー様には申し入れ致します。 近年、佐賀県では国が激甚災害に指定するほどの大雨、洪水被害が多発しており、風力発電所が建設されることで、その稜線下にある七山地区、糸島地区に甚大な土砂災害が発生することが予想されます。建設予定地の七山地区だけの問題ではなく、佐賀市、糸島市のすべての住民に関わる問題です。 大和エネルギー様の本方法書には、風力発電所の建設予定地には【土砂流出防備保安林】が含まれていると記載されています。 【土砂流出防備保安林】は、雨による表土の浸食・土砂流出･土石流を防ぐために役立っております。これらを伐採、山の掘削工事をすることによって下流域の玉島川や海に濁水や土砂が流れ込み魚介類、海藻などが取れなくなり、漁業への深刻な影響が懸念されます。 また、なぜか大和エネルギー様の本方法書には記載が漏れておりますが、風力発電所建設予定地には【水源涵養保安林】も含まれております。（自然保護団体の方が佐賀県庁様の保安林データベースで調べ、2021 年 4 月 5 日に佐賀県庁様の環境課の方に確認済み）	配慮書に対していただいたご意見は要約することなくすべて方法書に記載いたしました。今回、方法書に対していただいたご意見は準備書において事業者見解とともに公開いたします。 環境影響評価とは別途、保安林及び林地開発許可手続きについて行政による審査がございます。林地開発許可の手続きにおいては、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から審査が行われ、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 保安林の種別については、関係機関へヒアリングした結果を方法書に記載いたしました。ご指摘を受け、佐賀県へ再度確認をしたところ、水源涵養保安林が漏れていたとお聞きいたしました。現在、佐賀県へお問い合わせがあった方へ佐賀県より訂正いただけるとの回答をいただいております。また、当社 HP においても修正した図面を公開いたします。

（表は次ページに続く。）

	大和エネルギーの●●様は、2021 年 4 月 10 日の糸島市の伊都文化会館の説明会で『保安林は土砂流出防備保安林だけです。佐賀県庁さんに頂いた資料で確認して、方法書を作成しました。』と答弁されましたが、なぜ本方法書には【水源涵養保安林】の記載が漏れているのでしょうか。●●様の発言の真意が分かりかねますので、訂正文書を本方法書への意見の公開時、もしくはホームページ等に必ず記載するように申し入れ致します。 また【水源涵養保安林】については、方法書の修正後、方法書の再配布（ホームページへの掲載）、もしくは準備書へは必ず記載して頂きますように申し入れ致します。 【水源涵養保安林】は、雨を蓄え、洪水や渇水を緩和したり、綺麗な水をはぐくみ安定した川の流れを保つ役割があります。これらを伐採、山の掘削工事をすることで、下流域の玉島川の洪水・氾濫、また地域の温泉や井戸水が濁り、渇水して枯れる恐れがあります。 ※●●は個人情報であるため、非公開といたします。	
297	①【水源涵養保安林】を伐採、山の掘削工事によって起こる災害の発生確率の試算を出してください。本方法書への意見の公開時、もしくは準備書の作成時には必ず記載をするように申し入れます。（【水源涵養保安林】が建設予定地に含まれているという案件は、自然保護団体の方が佐賀県への要望書で、すでに記載提出済みです。）	当社では、風力発電所建設工事により発生した災害の事例を把握しておりません。 また、当社が愛媛県で稼働している 2 事業についても、風力発電所建設工事により、災害が発生したという報告はございません。 なお、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。今後の手続きにおいて、関係機関と協議を実施するとともに、林地開発許可の基準に基づき設計いたします。
298	②本方法書には【水源涵養保安林】の記述がされておらず、重大な不備がみうけられます。大和エネルギー様には【水源涵養保安林】の記載の不備の修正後に説明会の再度実施を求めます。それができないのであれば、ただちに修正文書の配布、もしくはホームページにて訂正、全体への公表を申し入れます。明らかな不備のある方法書での説明会は正式に認められるものではなく、唐津市、佐賀市、糸島市の市民は 2 年後の準備書まで待つことはできません。早急な対応を申し入れ致します。	保安林の種別については、関係機関へヒアリングした結果を方法書に記載いたしました。ご指摘を受け、佐賀県へ再度確認をしたところ、水源涵養保安林が漏れていたとお聞きいたしました。現在、佐賀県へお問い合わせがあった方へ佐賀県より訂正いただけるとの回答をいただいております。また、当社 HP においても修正した図面を公開いたします。
299	③【水源涵養保安林】【土砂流出防備保安林】の伐採、山の掘削工事は新たな土砂災害を誘発する恐れがあり、災害による人命の喪失が懸念されます。地域住民が安心して暮らせるように、市民全体への丁寧で迅速な説明と、透明性のある話し合いの場を、準備書よりも前の段階で再度設けて頂けるように申し入れを致します。	事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。
300	■本意見については要約せずに全文を公開するように、再度大和エネルギー様には申し入れ致します。よろしくお願い致します。	配慮書に対していただいたご意見は要約することなくすべて方法書に記載いたしました。今回、方法書に対していただいたご意見は準備書において事業者見解とともに公開いたします。

（意見書 153）

No.	意見の概要	事業者の見解
301	規模が大きい風力発電所から発せられる超低周波音について調べましたが、風車病シンドロームというものがあることを知りました。不眠、頭痛、耳鳴り、吐き気、めまい、脱毛、幻覚など、風車から近ければ引っ越さなくてはいけないらしいと知りました。私の友人が七山の風力発電の建設予定の近くに住んでいます。七山ではなく糸島の住民ですが、もし風車からの超低周波音のせいで健康に問題が出た場合、引っ越さなくてはいけなくなった場合、糸島市と唐津市には賠償をしてもらえるのでしょうか？ 風力発電所から遠くても 10km 圏内は影響があるという海外の論文を読みました。10km 圏内だと糸島市の南風地区までだそうです。唐津市七山だけの問題ではありませんよね。建設予定地を糸島市から唐津市のみに変更したといっても、糸島市にも影響があるのなら意味がありません。 七山の建設予定地の風車から 10km 圏内には、子どもたちの学校がたくさんあります。 唐津市・・・中学校 5 校、小学校 3 校、幼稚園・保育所 7 ヵ所 計 1905 名 糸島市・・・中学校 3 校、小学校 9 校、幼稚園・保育所 12 ヵ所 計 3030 名 佐賀市・・・小中一貫校 1 校、保育所 1 ヵ所 計 97 名 風力発電所から10km圏内の児童数は総計5032名となります。 ■【巨大風車はいらない　原発もいらない】 鶴田由紀著(2013)より以下抜粋 牛飼い農家 C さんは自宅と牛舎から 140m の位置に風車が建っている。『当然気になるよ。騒音はどうですかなんて聞くより、うちに 1 週間泊まってみろ。事業者は「なにかあれば対応します」と覚書を置いて行ったが、担当が次々変わるし、対応が悪い。15 年も風車とつきあわなきゃならない。子どもが嫌がって帰省しなくなったらどうしてくれるんだ』と怒っていた。別の牛飼い農家（風車から 210m）は、『ジェット機のような音。牛の早産が 3 年続き、今年は子牛が助からなかった。1 か月以上早産だと保険もおりない。何が原因かわからないが、風車ができるまで早産はなかった。おそろしくなって牛を減らした。もう牛をやめたい』と言った。B さんも息子が牛飼いをしており、牛舎から一番近い風車までは 100m しかない。『ここ数年、牛の突然死や歩行不全、起立不能、早産などが続いた。こんなに続いたことはなく、保健所も異常だと言っていた』と B さんの息子は言う。 『こんなはずじゃなかった。みんな、こうしたもんたい（仕方がない）と我慢している。行政に苦情を言っても「金がない、業者がやる」と逃げる。文句を言う者が馬鹿を見る』 島を案内してくれた B さんは繰り返しこう言っていた。ある島民は言った。 『人や牛に影響があるなら、みんな反対した…』	懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。 地域への貢献としては、事業計画地が植林地であることから、林業、地元地区と共生のため、防災対策や管理用道路の活用を検討しております。また、保守点検等における雇用創出についても貢献したいと考えております。地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、さらに地域貢献策を具体的に検討いたします。 関係市である唐津市、佐賀市及び糸島市へ適宜情報共有をさせていただいております。引き続き、関係市への情報共有に努め、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、住民説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。唐津市長からは「地元住民の理解を得た上で進めてほしい。」とのお話をいただいておりますので、引き続き、丁寧な対応に努めます。

（表は次ページに続く。）

	唐津市七山だけの問題としているのでしょうが、糸島市の目玉政策である観光や糸島移住、農業、畜産業、漁業への負の影響が出ることが目に見えています。糸島市には何もプラスになることがありません。 輝く小さな街として世界第3位に選ばれた糸島が、大規模な風力発電所建設のせいで悪影響が出てしまうことがないように、唐津市長様、佐賀県知事様、糸島市長様、福岡県知事様には再度、建設をお考え直し頂きたいと思います。	

(意見書 154)

No.	意見の概要	事業者の見解
302	友人が糸島市で消防の仕事をしているが、もし唐津市七山で風車が火事になった場合、建設地が七山とはいえ山は一つで同じなので、糸島市の消防も駆けつけなければならないのではないか。風車の火事で山林火災になった場合、消防車のホースでは届かないと聞いたが、糸島市の消防が対応しなければならない場合、糸島市として、どのような指示を出すのか？ 糸島市の生活環境課さんに尋ねても、ぜんぶ企業に聞いてくれと何も答えてもらえないので、市民の不安は増すばかりである。事故や火災の被害が出てからでは遅いのではないか。 糸島市は建設地から除外されたとはいえ、糸島市のいちばん近い学校（フリースクール）は建設予定地から2.3km である。これでは、糸島市を除外したとしても、糸島市民への影響は免れないのではないか。糸島市は断固として反対姿勢を貫いてほしい。	稼働後の火災対策については、今後の手続きにおいて、関係機関と対策を協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

(意見書 155)

No.	意見の概要	事業者の見解
303	計画全てに反対です。説明会に2回参加しました。 ①山間部で自然破壊してまで、発電する必要はない。山間部は命の源。スギとの CO_2 排出量と比較して、スギよりクリーンだと示すのは、幼稚で浅はかな比較。じゃあ、日本中の山を皆伐しますか？そうはいかないでしょ。	風力発電によって火力発電で消費される燃料を削減することができることにより、二酸化炭素排出量の削減に繋がります。風力発電が需給調整を必要とするのは事実であり、電力系統の需給調整のために火力発電の出力を増減することで効率が低下するのではないかという懸念もあります。しかし、これまでの研究によると、火力発電の出力制御の増加による排出量は、発電電力量の総量や燃料使用量を削減することによる便益に比べ、小さいことが明らかになっております。このことから、風力発電事業を推進したいと考えております。
304	②山間部で自然破壊してまでも、金儲けしたい、発電しなければいけないと言う人には、お金に目がくらんだ人で、食べ物すら作れない人で、自分達の贅沢な暮らしを変える覚悟はないだろう。全国の山間部も同じ。大阪の都市部で計画してください。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
305	③日本は人口が減少していき、生活を便利にするためのもの、水道管、道路、トンネル、鉄道、ダムさえ、メンテナンスできない、する人がいない時代がくるだろう。いつまでもダイワハウスが作る住宅みたいに、オール電化住宅に住む人が増えたら、電気がいくらあっても足りない。山間部では、自分で自給した暮らしを	日本政府は2030年までに二酸化炭素排出量を2013年度比46%の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そ

（表は次ページに続く。）

	する環境があります。電気も少なくてすみます。都会の人達、電気をバンバン使う人達のために、なぜ山間部の人や生き物、環境を犠牲にするのがまかり通るのですか？都会の人の贅沢のために、地方を犠牲にする発想はもうやめてください。	のため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 稼働後の運営に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても事業を継続して運用したいと考えております。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。
306	④脊振山地が作られた地質学的な歴史を知ってください。何万年もかかってできた素晴らしい環境を、お金もうけのために、崩さないでください。風車の材料の金属を鋳造するのに、どれだけの森を消費しているか。風車を製造するのに、どれだけのエネルギーが消耗されているか。風車を設置するための道路開設に、どれだけの森と土砂を損失するか。その土砂の土を作る“森と時間の自然エネルギー〞も、何もカウントされていないのでしょう。背振山地の花崗岩は、白亜紀、1 億 4400 万年前～6500 万年前に形成された大地、とされています。（日本の地形 7 より）	本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、行政の指導、審査を受け、適切に対応いたします。
307	⑤火事が起きたら、消せません。みなさんの会社は大阪だから燃えません。しかし、山は燃えてしまいます。山火事を防止するために、山には火が出る可能性があるものを持ち込んだらいけません。子どもでも分かることです。	稼働後の火災対策については、今後の手続きにおいて、関係機関と対策を協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。
308	⑥伊予の風車は、ホームページで「壮大な風景」「新しい景色」などと宣伝されています。脊振山系は、 福岡や佐賀の人が、当たり前に見ていたもので、学校の校歌にたくさん採用されており、全世代に愛着があります。風車が家から見える、見えないに関わらず、森を崩して風車が建てられたならば、悲しいことです。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
309	⑦伊予の風車みたいに、ダイワエネルギーの会社の宣伝に使われ、前例として扱われ、また違う地域で、森を崩して風車を作る動きが出たら悲しいことです。現に、説明会では、「唐津市にはすでにニヶ所の風車がある。」と何回もアピールされていました。企業からみたら、唐津市は、自然破壊を許し、金もうけさせてくれる市と言うことですか？「唐津市には、森を崩して発電してよい」と同じように考える企業がやってくるのも悲しいことです。山間部に含め、今は流域の視点が必要です。唐津市、佐賀県だけ説得したらいいわけがありません。	方法書の住民説明会においては唐津市では「唐津市再生可能エネルギー総合計画」（唐津市、平成 25 年）にも記載があるように、再生可能エネルギーの普及を推進している旨を回答させていただきました。 関係市である唐津市、佐賀市及び糸島市へ適宜情報共有をさせていただいております。引き続き、関係市への情報共有に努め、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、住民説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。
310	⑧説明会では、糸島で反対されたから、唐津市だけになったと、認める発言でしたが、馬鹿にしないでください。	当初より、唐津市側の事業として検討しておりました。しかしながら、配慮書ではご要望があった際に糸島市側でも事業ができるよう、事業実施想定区域に含んでおりました。配慮書に対していただいた地域住民、関係機関のご意見を踏まえ、糸島市側の事業実施想定区域を除外いたしました。 なお、事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。
311	⑨地域への愛着がない、脊振山地に来たこともない大阪の業者が、お金もうけのために、平気で計画することに反対。説明会では、「計画のために、移住する覚悟がある」と言われていましたよね。計画を進めなければ、左遷や出向されるだろうし、出世と、お金のためなら、	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（表は次ページに続く。）

	唐津市へ移住することぐらい、人間なんでもできますからね。	
312	⑩風車そのものもだが、送電するために必要なコスト、地形、海からの距離など、発電する場所としてふさわしくない。	局所風況マップから風況確認を行い、風況が良いエリアである当該地域を計画地として選定いたしました。現地において風況観測を行っており、概ね良好な結果が得られております。既存林道を利用して工事においても改変面積を低減できると考えております。また、唐津市は「第２次唐津市環境基本計画」において再生可能エネルギーの普及・利用の促進及び再生可能エネルギーによる地域活性化の推進を掲げており、本事業は寄与できるものと考えております。今後の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果を踏まえ、総合的に事業判断をいたします。
313	⑪保安林、自然公園を軽視しないでほしい。災害が起きても、みなさんは大阪に住んでいるから、痛くもない。	環境影響評価とは別途、保安林、自然公園及び林地開発許可手続きについて行政による審査がございます。 本事業は自然公園内での計画となるため、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に沿って関係機関と協議を実施しております。配慮書段階より、県へご相談させていただき、展望地の抽出及び現地確認を実施しております。引き続き、各展望地からの眺望について、調査、予測及び評価いたします。 また、林地開発許可の手続きにおいては、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から審査が行われ、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。
314	⑫持続可能性でない。全く無意味。	風力発電機の耐用年数は 20 年となっておりますが、既存設備を全面的に更新することや主要部品のみを更新することにより、効率化を図り、長期間の運用が可能であると考えております。なお、事業の継続は今後の社会情勢を鑑みながら、判断いたします。
315	⑬みなさんは大阪にいるから、何も失わず、お金がもうかる。しかし、脊振山地から失うものが大きすぎる。お金もうけの頭をいったん外して、自然界に暮らす人間として考えてください。みなさんが、お金で買っている野菜、米、魚、水、お酒は、全て健全な山間部があるからこそ。繰り返しますが、お金もうけの頭をいったん外し、永久にダイワエネルギーから、お給料がもらえなくても、魂から、志から、実行したい計画ですか？違うでしょ？ 以上です。事業から撤退してください。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 156）

No.	意見の概要	事業者の見解
316	主旨：脊振山系に生息している多種の生物への影響と、山のみでなく下流の海までの被害が懸念され、他の代替案の検討を強く望みます。 私は登山が趣味で、かなりの回数、十坊山から浮嶽、女岳、二丈岳の縦走を行っています。 またゆらりんこ橋から二丈岳の往復も楽しんでおりますが、近年ゆらりんこ橋から続く川沿いの遊歩道（登山道）の水量が変化を起こしていると感じています。 この遊歩道の左側の木が相当数伐採されており、今後起こるであろう台風や大雨等の異常気象時でも水害をもたらさないという確約は出来るのか、知りたいところです。 一度土砂崩れが起きれば水系の変化のみでなく、そこに生息する植物や動物の生態系が変わり、元へ戻す事は簡単ではありません。 川が流れつく先は海で、美しく透明な深江の海が土砂で濁りそこで生きる生物たちにも変化を起こすことは想像できます。 また風車の規格ですが、諸外国ではこのサイズの風車はすでに過去のものになっているにもかかわらず、何故今更このサイズの風車が必要なのか、代替え案としての小型の風車や洋上の風車をなぜ選択しないのかという疑問点に的確な返答を望みます。	日本では、2030 年の「エネルギーミックス」で、「電源構成」（電力を発電する方法の組み合わせ）のうち 1.7%程度（現在は 0.9%）を風力発電とすることを目指しています。さらに 2030 年までの二酸化炭素排出量削減目標を 2013 年度比 46%に目標を高めると宣言しております。しかしながら、風力発電の導入量は目標に達していないのが現状です。そのため、必要導入量達成するためには、本事業と同規模の風力発電機の導入が必要であると考えております。 本事業計画地において、小型の風力発電機を設置する場合、周辺の木々が高いため、発電に必要な風が十分に受けられないことが想定されます。そのため、立地を含め、効率的に発電をするためには、本事業で採用を予定している大きさの風力発電機が有効であると考えております。なお、洋上風力発電については、現時点では情報収集している段階でとどまっております。今後、事業展開についても検討いたします。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、土砂崩れについては、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。

（意見書 157）

No.	意見の概要	事業者の見解
317	本事業について賛成いたします。 風力発電事業は二酸化炭素や有害物質を排出せず、環境負荷は他の発電事業に比べて少ないと思います。周囲の動植物への悪影響を言われることもありますが今現在間伐もされてない荒廃した山林を事業建設により整備した方がトータルメリットは大きいと考えます。 私が居住しています唐津市は玄海原発に隣接しており、事故の心配、健康への影響を少なからず考えます。原子力発電の代替として、また地域の安全を最重要に考えれば現時点では風力発電、太陽光発電がベストな選択だと思います。 将来の脱炭素、脱原発の早期実現に向け、本事業の建設、運用を希望いたします。	風力発電事業は環境負荷の少ない事業と考えております。今後の現地調査において、事業計画地周辺の動植物・生態系を把握し、環境影響の低減に努めます。 地元への貢献については、林業との共生を検討しております。 引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、丁寧な説明に努め、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 158）

No.	意見の概要	事業者の見解
318	超巨大風力発電事業が計画されている唐津市七山の地層は風化しやすい花崗岩です。山を切り崩すと、がけ崩れや土砂災害の危険性が大です。風車の建設計画現場は「土砂流出防備保安林」「水源涵養保安林」区域です。 保安林区域が切り開かれると災害が起きます。 過去にも災害が発生しています。毎年、大雨になると災害発生を心配している地域です。災害が発生すると人の命をも奪いかねません。この場所は唐津市だけの問題ではなく、尾根続きの糸島市にも大いに関係しています。 さらに、水源涵養保安林でもある、このような場所に超巨大風力発電を建設しないで下さい。住み続けなければならないのは私たち地域住民なのですから。	地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。 また、環境影響評価とは別途、保安林及び林地開発許可手続きについて行政による審査がございます。林地開発許可の手続きにおいては、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から審査が行われ、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 159）

No.	意見の概要	事業者の見解
319	地震や洪水など毎年のようにおこる自然災害で、山を削り巨大な風力発電を作るのはリスクがあり住民としてすごく怖いです。	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 また、風力発電機の地震に対する強度は、建築基準法に基づき、500 年に 1 度の割合で発生する極めて稀な地震の荷重に耐えられるよう、安全性に配慮した設計といたします。

（意見書 160）

No.	意見の概要	事業者の見解
320	私は七山で最初に行われた説明会に参加しました。それまで風力発電に対して悪いイメージはなく、だけれど今回反対されている人もいて、自分の目で耳で見て聴いて考えたいと思ったからです。結論から言いますと、とても、このまま進められるものではないと言わざるを得ない。事業者の説明は、一方的で、機械的で（用意されたものを答えるしかないのは分かっていますが）、誠意を感じられるものではありませんでした。唐津市の他の地区で取り組まれている風力発電と比べても、地元の人への十分な説明、対話のやり取りがあるとは到底思えず、既に糸島の方でなされていた意見書の回答も、一人ひとりの言葉に対して、多数様式を貼り付けたものばかりで誠意を感じませんでした。どんなに良いことを言われても、その信頼感がない限り、巨大すぎるものが保安林を伐採してまであの場所に建つことを良しとできるはずがありません。そこに住むあらゆる動植物の生態系も心配です。信頼できる調査への信頼が持てません。建てるだけでなく、20 年後、責任をもって撤去したり、不具合が生じたとき敏速な対応をしてくれるであろうという信頼が持てません。ただでさえ、大雨が降ると土砂災害が起きやすい地域に、これ以上の山を削り、巨大すぎるものを入れることで、自然災害が人的災害になるのが目に見えています。起きてからでは遅い。人生をかけるほどの意気込みがこの事業にあられるのでしたら、十分な説明と対話を。今の段階では不信感の方が大きすぎて、とても賛成できません。その方法しか本当にないの	方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。本事業を実施した際の影響についてお示しができるのは、現地調査を実施した後になるため、準備書でお示しいたします。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 環境影響評価は事業者自らが実施する手続きでありますが、どの段階の手続きにおいても国や県の審査がございます。そのため、事業者の判断のみで調査、予測及び評価の内容を確定することはございません。調査内容についても第三者による審査の結果を踏まえた上で検討を行い、適切に対応いたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 稼働後の運営に当たっては、現地に管理事務所を設置

（表は次ページに続く。）

	か、今一度検討していただき、多くの不安が安心になるような提案と十分な対話を求めます。	の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても事業を継続して運用したいと考えております。

（意見書 161）

No.	意見の概要	事業者の見解
321	・自然に対する人工的な建造物の設置そのものが自然環境という点においては、問題有り。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
322	①風車の大きさから、第一に景観を損ねる。	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
323	②設置、施工における周辺エリアの道路などによる森林伐採。	本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、行政の指導、審査を受け、適切に対応いたします。
324	③②と建造物による現状で整っている自然環境の変化での影響（生態系への問題）。	生態系については、環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
325	・風力発電時に発生する低周波音。	低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
326	・耐用年数を超えてからの、耐久性の確保が万全であるか。	稼働後の運営に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても事業を継続して運用したいと考えております。
327	・台風などでの災害での倒壊しないかといった懸念。	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 風力発電機の台風等の強風に対する強度は、発電用風力設備の技術基準（発電用風力設備に関する技術基準を定める省令）が定められており、現時点で検討中の機種は 10 分平均で 57m/s の風速まで耐えられる仕様となっております。構造については風力発電設備支持物構造設計指針の改定などの指針が見直されており、強度については向上しております。本事業においても、審査を受け

（表は次ページに続く。）

		るとともに、建築基準法に基づき設計いたします。 　いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。
328	・この発電におけるメリットの享受が、地域全体に対してあるのか、そのメリットは何なのかが疑問。	地域への貢献としては、事業計画地が植林地であることから、林業、地元地区と共生のため、防災対策や管理用道路の活用を検討しております。また、保守点検等における雇用創出についても貢献したいと考えております。地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、さらに地域貢献策を具体的に検討いたします。

(意見書 162)

No.	意見の概要	事業者の見解
329	目先の 15～20 年だけの自然再生エネルギーではなく、50 年、100 年を見据えた計画をお願いしたい。犠牲になるものが大きく持続可能とは言えないのではないでしょうか。	風力発電機の耐用年数は 20 年となっておりますが、既存設備を全面的に更新することや主要部品のみを更新することにより、効率化を図り、長期間の運用が可能であると考えております。なお、事業の継続は今後の社会情勢を鑑みながら、判断いたします。

(意見書 163)

No.	意見の概要	事業者の見解
330	地盤の緩みによる自然災害（土砂崩れ）等のリスクが避けられない。既に近隣に大規模なダムがいくつもあり、ただでさえ緩い地盤に拍車を掛ける事になりかねない。 　現状電力が不足しているとは思えない。	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 　地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。 　日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46％の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。

（意見書 164）

No.	意見の概要	事業者の見解
331	本事業に関し以下の理由で賛成いたします。 1. 風力発電といった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、エネルギー安全保障に寄与可能な有望かつ重要な低炭素の国産エネルギー源である。 温室効果ガスの排出によって地球温暖化が加速する事による異常気象、自然災害の深刻化、生物多様性の減少、森林の減少等、地球規模による危機が目前である。 風車建設により危惧されるバードストライク、森林開発による自然破壊は地球規模による環境破壊からすると本末転倒である。	地球温暖化防止の観点から、脱炭素社会を目指し、再生可能エネルギーの普及に寄与したいと考えております。 今後の現地調査において、事業計画地周辺の動植物・生態系を把握し、環境影響の低減に努めます。 地元への貢献については、林業との共生を検討しております。 地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、丁寧な説明に努め、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。
332	2. 本地域は少子高齢化や人口減少といった構造変化の影響を受け、地域における経済環境の厳しさは増しており、再生可能エネルギーを活用することで地域生活を豊かにすることはできないだろうかと期待を込めたい。	地域への貢献としては、事業計画地が植林地であることから、林業、地元地区と共生するため、防災対策や管理用道路の活用を検討しております。また、近隣地区との共生のため、保守点検等の雇用創出についても貢献したいと考えております。地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、さらに地域貢献策を具体的に検討いたします。 引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 165）

No.	意見の概要	事業者の見解
333	・私の好きな脊振山の自然の景観がなくなることが一番の問題です。	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
334	・また巨大な風車が回ることでの、振動や音によりその周辺の木々や動物たちへの影響がでると思われること、生態系や自然そのもの。	現地調査により生物の生息・生育状況を把握いたします。生物への騒音及び低周波音については最新の知見の収集に努め、対応を検討いたします。
335	・この風車を建てることで、そこまでの過程で必要となる道をつくったり、備蓄する場所の確保などでも今の状態から大きな伐採などもあり、施工前での影響も大きいと思う。	本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、行政の指導、審査を受け、適切に対応いたします。
336	・一番の問題はこれを作ってだれが幸せになるのかと思います。ダイワハウスの売名としか考えられないところも反対の理由です。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 166）

No.	意見の概要	事業者の見解
337	土地への影響、水源、動植物の生態系を知るのに 2 年とか 3 年の短期間ではなにも分かるはずがない。最低でも 10～12 年の調査を行わないと自然界のサイクルは観えてきません。設置後にもし、何か問題があったら撤去するのか、できるのか、そもそもそこまでやる気があるのか責任感はあるのか。とても疑問です。	環境影響評価は事業者自らが実施する手続きでありますが、どの段階の手続きにおいても国や県の第三者による審査がございます。また、「発電所アセス省令」等に基づき、調査、予測及び評価の内容を設定しております。調査内容についても第三者による審査の結果を踏まえた上で検討を行い、適切に対応いたします。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、事業を終了するまで大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても事業を継続して運用したいと考えております。また、事業を終了する際の風力発電機の撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。

（意見書 167）

No.	意見の概要	事業者の見解
338	本当にこの場所しかないのでしょうか？糸島の山を守っていただきたいと思っております。	局所風況マップから風況確認を行い、風況が良いエリアである当該地域を計画地として選定いたしました。現地において風況観測を行っており、概ね良好な結果が得られております。既存林道を利用して工事においても改変面積を低減できると考えております。また、唐津市は「第 2 次唐津市環境基本計画」において再生可能エネルギーの普及・利用の促進及び再生可能エネルギーによる地域活性化の推進を掲げており、本事業は寄与できるものと考えております。今後の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果を踏まえ、総合的に事業判断をいたします。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 168）

No.	意見の概要	事業者の見解
339	先ず第一に何故此処でなければならないのか？もっと風量も多く民家の無い場所はあるはず。その明確な理由なくして話は進めません。風力発電そのものに反対しているわけではないのです。わざわざ何故プロペラを大きくしてまでそこにこだわるのか。海からその巨大なプロペラを運ぶ為に県立自然公園を切り開かなければならないのに何故それでも此処なのか。我々からみるとリスクの高いこの場所にこだわられる理由が全くの謎なのです。糸島というネームバリューにこだわられるのならそれなりに納得する理由が欲しいのです。	局所風況マップから風況確認を行い、風況が良いエリアである当該地域を計画地として選定いたしました。現地において風況観測を行っており、概ね良好な結果が得られております。既存林道を利用して工事においても改変面積を低減できると考えております。また、唐津市は「第２次唐津市環境基本計画」において再生可能エネルギーの普及・利用の促進及び再生可能エネルギーによる地域活性化の推進を掲げており、本事業は寄与できるものと考えております。今後の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果を踏まえ、総合的に事業判断をいたします。 また、環境アセスメント事例情報（環境省 HP）によると、2018 年 12 月～2021 年２月までに方法書を届出した事業は 100 件ございます。これらの事業の単機出力を平均した結果は、約 3,680kW となっております。なお、幅を持って単機出力が記載されている場合は、最小の単機出力を用いて算出を行いました。この結果を見ると本事業と同規模の風力発電機が検討されております。風力発電機の選定に当たっては、採用実績や性能、現地への輸送、改変面積の低減の観点から総合的に判断をいたします。騒音の観点では、技術が進歩していることから、風力発電機を大型化してもほとんど数値は変わりません。今後の手続きにおいて、関係法令に準拠し、適切に設計いたします。なお、唐津市内においても、着工中の事業については単機出力が 3,400kW、方法書手続き中の事業では単機出力が 4,500kW となっており、本事業と同規模の事業となっております。 本事業は自然公園内での計画となるため、環境影響評価とは別途「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に沿って関係機関と協議を実施しております。なお、配慮書段階より、県へご相談させていただき、展望地の抽出及び現地確認を実施しております。引き続き、県と協議をするとともに、各展望地からの眺望について調査、予測及び評価を実施した上、行政による審査を受けます。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 169）

No.	意見の概要	事業者の見解
340	豊かな自然、のびのびとした子育てを求めて糸島に引っ越して来て７年が経ちました。持続可能では無いものの為に自然を破壊しないで欲しい。利権が絡んでいるからと言う理由で突き進まないで欲しい。 なんでも手に入る様な錯覚をしてしまいがちですが、現代の私達が便利なものと引き換えに失ってしまっているものは余りにも大きいと思います。 ろうそくを灯す節電でなくても、節電の仕方は色々とあります。 どうぞ、建てないで下さい。お願いします。	日本政府は2030年までに二酸化炭素排出量を2013年度比46％の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 170）

No.	意見の概要	事業者の見解
341	糸島は自然を資本の資源としている。 自然を損なう事は資本を損なう事に等しい。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、自然を損なうことのないよう、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 171）

No.	意見の概要	事業者の見解
342	1、原子力エネルギーからの脱却は国策として掲げられている問題なので原発の町が率先して再エネに移行する姿勢を見せることに意義があると思います。また、唐津市周辺は基幹産業も少ないことで若い労働力の市内、県外流出はやむを得ない状況の中、将来的には再エネ関連での雇用も期待できるでしょう。 早期に風力発電事業を展開し脱原発実現で次世代が安心して生活を送れるようにする事は我々の課題でもあると思います。	本事業は化石燃料から再生可能エネルギーへの転換に寄与できるものと考えております。また、地域への貢献としては、事業計画地が植林地であることから、林業との共生を検討しております。また、地元地区との共生のため、保守点検等の雇用創出についても貢献したいと考えております。地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、さらに地域貢献策を具体的に検討いたします。 次世代が安心して生活を送ることができるような事業計画といたします。

（意見書 172）

No.	意見の概要	事業者の見解
343	佐賀唐津風力発電事業という言葉自体があまり聞き慣れていませんでした。 どういう物なのか、本当に必要な事なのか。 何も説明らしき事もなく地元の方々の意見も聞いてあるのでしょうか？ 環境の変化も心配です。 勉強不足の私ですが、説明会やその他皆さんの意見を聞くチャンスが欲しいなと思います。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発出されたことを考慮し、より多くの住民の皆様のご意見をお伺いするため、縦覧期間及び意見受付期間を延長し対応いたしました。また、関係市での住民説明会を複数回実施するとともに、地元地区への説明会も別途実施いたしました。説明会の日程については、地元住民の皆様へご相談させていただきながら、設定いたしました。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。 環境の変化については、環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 173）

No.	意見の概要	事業者の見解
344	土砂災害が不安です!!	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。

（意見書 174）

No.	意見の概要	事業者の見解
345	風車設置に見合う効果が得られるという根拠を示してほしいです。意見書の調査項目で、風速の観測地が前原市街地になっており、脊振山とは気象条件が大きく異なっており、設置を検討するデータの根拠にはなり得ないのでは。設置のコストや環境などへのリスクに見合う効果が得られると考えているのなら、その根拠を提示してほしいです。	局所風況マップから風況確認を行い、風況が良いエリアである当該地域を計画地として選定いたしました。方法書では、対象事業実施区域及びその周囲の地域特性を把握するため、既存の文献その他の資料により調査を実施しておりますが、現地において風況観測を行っており、概ね良好な結果が得られております。既存林道を利用して工事においても改変面積を低減できると考えております。また、唐津市は「第 2 次唐津市環境基本計画」において再生可能エネルギーの普及・利用の促進及び再生可能エネルギーによる地域活性化の推進を掲げており、本事業は寄与できるものと考えております。今後の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果を踏まえ、総合的に事業判断をいたします。

（意見書 175）

No.	意見の概要	事業者の見解
346	今回の計画に反対です。 自然エネルギーや風力発電そのものは問題ではありません。今回計画されている場所やその規模など到底人のためにも、ほかの生命のためにも、自然のためにもならないと考えます。 そればかりか、危険が増すことは明らかです。 どうか計画について慎重な検討をお願いいたします。子ども達の未来のために本当によろしくお願い申し上げます。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 176）

No.	意見の概要	事業者の見解
347	風力発電は他の発電方法よりも環境に健康に負担が少ないものだと思っていました。糸島各地で開催される勉強会において、その知識が間違っていたことを知りました。 計画の中止を求めます。 今はまず、計画を白紙にすることをお願いします。 関東に住んでいた時に、高圧電線による健康被害を経験しています。未来ある子供たちにそのような経験は絶対にさせたくありません。人間の営みを守る山々、自然は、一度破壊されてしまうと再生までに気が遠くなるほどの年月を必要とします。 未来について地域と企業の方で、一緒に考えていきたいと思っています。どうぞ、この声が届きますように。よろしくお願いいたします。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 送電線は浜玉変電所へ接続する予定としております。送電線ルートについては現地調査を実施の上、選定いたしますが、基本的には林道、作業道にケーブルを埋設し、埋設できない部分については架空とする方針です。なお、方法書では送電線ルートを検討中の段階であったため、お示しできませんでしたが、より計画が具体化した準備書では送電線ルートをお示しいたします。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。

（意見書 177）

No.	意見の概要	事業者の見解
348	私は 12 年前に唐津に移住して、七山の隣り浜玉町の山の中で牧場と民宿を夫婦で営んでいます。巨大風車建設には絶対反対です！ ここ最近の気象変動により、伐採された斜面の土砂崩れや地下水の汚染が気になっています。 今回の巨大風車建設は、果たして必要なのか...又、何故自然を壊してでも今の予定地になるのかに憤りを感じています。 大切に守られてきた自然は一度壊してしまうと　元には戻りません　糸島唐津の自然を残していくために建設中止をお願いします!!	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。

（意見書 178）

No.	意見の概要	事業者の見解
349	よりよい将来のために実現をお願いします。	引き続き、よりよい将来のために地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、丁寧な説明に努め、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 179）

No.	意見の概要	事業者の見解
350	電磁波による健康被害が心配です。 美しい自然を守っていらっしゃる地元の方が山に入れなくなるかもしれません。 また、大好きな糸島の景観をそこねることが受け入れられません。	事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。 また、景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 180）

No.	意見の概要	事業者の見解
351	これは近隣住人の意見を尊重した結果なのでしょうか。 自然エネルギーを作り出すこと自体は良いことだと思いますが、それは近隣の住人の意見を尊重した上での話です。風力発電を開発することで、様々なリスクが生じると言われています。そのリスクを日々背負っていくのは誰ですか？それは地域住人です。ただでさえ耐用年数のきれた風力発電所の処理について問題が起こっているのに、新しい風力発電を別の場所で乱開発していくことが果たして持続可能なのでしょうか？企業は建てさえすれば良いのかもしれませんが、近隣住民は日々そのリスクを心配しながら生活していかなければいけません。そこで暮らす人々に責任を押し付け、強硬手段を取ろうとする姿勢は、原発問題を彷彿とされます。反対意見を受け入れて、計画の中断を求めます。	事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。 事業を終了する際には、大和エネルギー株式会社が責任を持って風力発電機を撤去いたします。撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。

（意見書 181）

No.	意見の概要	事業者の見解
352	そもそも現地調査を行なっていない段階の机上の空論のような方法書に対して具体的な質問したり意見したところで納得のいく回答が得られないので、方法書を詳細まで読み込む気になれなかった。配慮書の時にもそう感じたので。 大型の車両やクレーンが通る大きな道路を作り巨大風車を建てることで、長い年月かけて形成してきた自然が破壊されるのは、どうしても認めることができない。この風力発電が 1 数百年先も発電し続けるものであり完全に CO_2 を排出しないというのなら、山や森を破壊してまで建設する価値もあるのかもしれない。20 年しか耐用年数のない巨大風車なんて、持続可能で環境にやさしいとは決していえないと思う。 これから始まる現地調査は、今回や前回出た意見書をもとに、住民が何を不安に思い何に反対しているのかをしっかり受け止めて考慮して取り組んで欲しい。形だけの現地調査にならないようにしていただきたい。 現地調査を行なった上で、建設を中止しなければならないような結果が出た時には、潔く計画を中止して欲しい。どのような現地調査を誰がして誰が調査結果を判断するのか、その内容についても住民が納得出来るものでなくてはならないと考える。 調査結果を数値化したものや楽観的で安易な予測などを信用できるものとは思えない。経済的ではない数値化できない豊かさを求めて唐津、糸島に住んでいる人が大勢いるので、そういう私たち住民が納得出来る回答を求める。	配慮書では、環境の保全について適正な配慮をするべき事項について検討を行う段階になります。また、方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。本事業を実施した際の影響についてお示しができるのは、現地調査を実施した後になるため、準備書でお示しいたします。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。 環境影響評価は事業者自らが実施する手続きでありますが、どの段階の手続きにおいても国や県の審査がございます。そのため、事業者の判断のみで調査、予測及び評価の内容を確定することはございません。調査内容についても第三者による審査の結果を踏まえた上で検討を行い、適切に対応いたします。 風力発電機の耐用年数は 20 年となっておりますが、既存設備を全面的に更新することや主要部品のみを更新することにより、効率化を図り、長期間の運用が可能であると考えております。なお、事業の継続は今後の社会情勢を鑑みながら、判断いたします。

（意見書 182）

No.	意見の概要	事業者の見解
353	軟体動物（陸・淡水産貝類）への影響が検討されていないことは問題です。とりわけ陸産貝類はその移動様式から地域固有の希少種が多く、これまで調査のされていない地域で、絶滅危惧種や新種が発見されることは少なくありません。陸貝は鳥類はじめ多くの捕食者にとって貴重なカルシウム源であり、生態系保全の観点からも重要です。また、陸産貝類は石灰岩地で多く発見され、特産種がよく見つかりますが、大和田ら（2005）によれば、浮嶽山頂北東部は石灰珪質岩や石灰岩を含む変成岩類の産地のようです。 以上のことから、早期の軟体動物（陸・淡水産貝類）調査の実施と環境影響評価、ならびにその影響の回避を求めます。 【参考文献】大和田・羽田・矢田ほか(2005)「新たに見い出だされた北部九州、背振山地西部のグラニュライト相変成岩類」地質学雑誌，111(1)，50-53.	淡水産貝類については、底生動物調査において生息状況を把握いたします。また、陸産貝類については、ご意見を踏まえ、調査の実施を検討いたします。

（意見書 183）

No.	意見の概要	事業者の見解
354	今回の風力発電は安全性が分からず、地球にとって害となることが考えられます。水脈や土砂災害のことなども考えているのでしょうか？これ以上自然を壊さないでください。お願いします。糸島の素晴らしい風景も損なわれます。もっと住民のことを考えてください。よろしくお願い致します。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。

（意見書 184）

No.	意見の概要	事業者の見解
355	私は風力発電の風車の近くを通るだけでも頭痛と気分が悪くなり近寄ることができません。こうした健康被害のリスクやたった 15～20 年の耐久年数で、豊かな自然を壊し、特に水源の影響が心配です。そのため、建設をやめてほしいです。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、地下水については、環境影響評価とは別途、風力発電機の設置位置においてボーリング調査を実施いたします。その結果を踏まえ、水脈への影響がないよう、事業計画を検討するとともに安全性にも考慮し、施工いたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。

（意見書 185）

No.	意見の概要	事業者の見解
356	とてもよい計画だと思います。	地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、丁寧な説明に努め、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 186）

No.	意見の概要	事業者の見解
357	この周辺には 311 を機に移住してきた人がたくさんおり環境教育やサスティナブルな社会を実現するための様々なフリースクールやホームスクールが存在します。 風力発電は不眠やあらゆる不調が続き長期的にはがんをはじめとする重大な健康被害をを引き起こす可能性が非常に高いと言われており　家族の健康を理由に二丈に移住してきた人たちはもし風力発電ができれば再移住先を探さなければなりません。また投資の関連から言っても強い海風や山から吹き下ろす冬季の風や台風時に暴風が吹き荒れる地帯であることを考えるとメンテナンスコストが想定以上にかかるため子どもたちに負の遺産を残さないためにこのプロジェクトには断固反対します。	懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 風力発電機の台風等の強風に対する強度は、発電用風力設備の技術基準（発電用風力設備に関する技術基準を定める省令）が定められており、現時点で検討中の機種は 10 分平均で 57m/s の風速まで耐えられる仕様となっております。構造については風力発電設備支持物構造設計指針の改定などの指針が見直されており、強度については向上しております。今後の手続きにおいて、審査を受けるとともに、建築基準法に基づき設計いたします。 稼働後の運営に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても、負の遺産を残さないよう、事業を継続して運用したいと考えております。引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 187）

No.	意見の概要	事業者の見解
358	私は 2013 年に現在の集落へ関東より移住してきました。 移住の決め手は脊振山系の風景がとても気に入ったこと、現在の住居が山の湧き水を引いており大変美味しかったことがあります。 風力発電機建設の計画につきましては、5km 圏内に住んでいますので自分ごととして真剣に考えさせていただいています。 懸念点としては、移住の決め手となった景観、水源についてはもちろん、とても静かな場所ですので夜間の騒音や低周波、土砂災害、生態系への影響を考えています。 地元説明会では上記の懸念点につきましては十分な説明を受けられず、根拠やデータも安心安全には足りないものでした。 以上の意見を参考にしていただき、風力発電建設につきましては中止していただきたく意見とさせていただきます。 それではどうぞよろしくお願いいたします。	方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。

（意見書 188）

No.	意見の概要	事業者の見解
359	こちら及びこの周辺は生活居住区となっており、反対が起こるのは当然のように思われますが、あえてココを選んだ理由は何ですか？	局所風況マップから風況確認を行い、風況が良いエリアである当該地域を計画地として選定いたしました。現地において風況観測を行っており、概ね良好な結果が得られております。既存林道を利用して工事においても改変面積を低減できると考えております。また、唐津市は「第 2 次唐津市環境基本計画」において再生可能エネルギーの普及・利用の促進及び再生可能エネルギーによる地域活性化の推進を掲げており、本事業は寄与できるものと考えております。今後の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果を踏まえ、総合的に事業判断をいたします。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 189）

No.	意見の概要	事業者の見解
360	佐賀唐津風力発電事業に対して意見を述べさせていただきます。 深江コミュニティセンターでの説明会に事の経緯や現状を知りたくて参加しました。 その結果、この事業に対して住民として不安が大きくなり、建設してほしくないという気持ちでいっぱいです。その理由は以下の通りです。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。
361	・クリーンエネルギーだからと言われていましたが、実際は発電が不安定な風力発電だけでは成り立たないので、それを下支えする発電が常に稼働する必要があるということ。	風力発電によって火力発電で消費される燃料を削減することができることにより、二酸化炭素排出量の削減に繋がります。風力発電が需給調整を必要とするのは事実であり、電力系統の需給調整のために火力発電の出力を増減することで効率が低下するのではないかという懸念もあります。しかし、これまでの研究によると、火力発電の出力制御の増加による排出量は、発電電力量の総量や燃料使用量を削減することによる便益に比べ、小さいことが明らかになっております。このことから、風力発電事業を推進したいと考えております。
362	・またその不安定さのため、見込まれる電量も多くないにも関わらず、大規模な工事や自然破壊が行われ、かつ 20～30 年後には使われなくなるということ。そのためにコストや労力が使われることが長い目でみて良いことなのか疑問である。	本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、行政の指導、審査を受け、適切に対応いたします。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 風力発電機の耐用年数は 20 年となっておりますが、既存設備を全面的に更新することや主要部品のみを更新することにより、効率化を図り、長期間の運用が可能であると考えております。なお、事業の継続は今後の社会情勢を鑑みながら、判断いたします。
363	・大規模で日本での前例がなく実際のところがわからないうえに、住民の生活区域にとても近いということ。	騒音については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、適切に調査及び予測いたします。なお、音の感じ方には個人差があること、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しておりますが、一つの定量的な指標として「風力発電施設

（表は次ページに続く。）

		から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）を参考に評価いたします。また、地形や気象等の影響を踏まえ、周辺住宅等への影響を適切に把握し、風力発電設備を住宅等から離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
364	・国も推進している洋上風力ではなく、なぜこの場所での建設なのか、説明がないため。	陸上風力は環境負荷の少ないエネルギーであり、水力、太陽光に続く、再生可能エネルギーとなります。電源構成において、風力発電は目標容量に達していない状況で更なる導入が必要であると考えております。陸上風力は 2019 年度 420 万 kW ですが、2030 年度では約 3 倍増の 1330 万 kW、さらに政策の強化をしたケースで 1530 万 kW を参考値としております。【「2030 年に向けたエネルギー政策の在り方」（資源エネルギー庁、令和 3 年）に記載の数値を参照】また、日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46％の削減を目標として掲げており、再生可能エネルギー比率も現状より約 2 倍程度の目標に引き上げております。本事業はこれらに沿ったものと考えております。 なお、洋上風力発電については、現時点では情報収集している段階でとどまっております。今後、事業展開についても検討いたします。
365	上記のことに対して納得のいく説明が聞けていないことが、とても不安です。	方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。本事業を実施した際の影響についてお示しができるのは、現地調査を実施した後になるため、準備書でお示しいたします。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。

（意見書 190）

No.	意見の概要	事業者の見解
366	みんな自分の土地だと嫌がるし、もっと安全にと言うけど、それを聞いてたらなんもできなくなる。 原発以外ならいいじゃん。 イヤなら引っ越せばいいじゃん。 影響なしで何ができる？ 電気使ってるなら文句言えない。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果は準備書において住民の皆様にお示しいたします。引き続き、賛同いただけるよう、自然と調和した事業計画を策定いたします。

（意見書 191）

No.	意見の概要	事業者の見解
367	私は九州在住ではありませんが、親しい友人がいることもあって、よく福岡～唐津の周辺地域を訪れている者です。四季折々に多彩な表情を見せる自然環境と、古代から連綿と継承される文化の織りなす豊かな情景に、訪れる度に魅了されます。 職業は北アルプスで国立公園関連施設を営んでおり、その関係から、自然環境を活かした地域振興や、観光経済と文化の持続可能な発展のあり方などについて、関係諸官庁をはじめ地域の関係者と頻繁にディスカッションをすることも仕事の一環になっています。 この度、思うところあり「DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業」について意見書を提出させていただきます。恐縮ですが、改めてまとまった意見を書く時間がありませんので、この件について友人の活動に呼応して先日 SNS で発信した内容を転記させていただきます。 おおまかな趣旨としては唐津市における風力発電事業にとどまらず、主にこの種の産業開発が地方社会にもたらす各種影響やその後の展開などについての所見を書きました。 以下が本文です。 ※＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 唐津、糸島のすばらしい景観美を誇る地域に、高さ 160m の巨大な風力発電施設が 10 機建ち並ぶとのこと... これは、自分のこととして考えたい。 この巨大施設を建設する根拠が極めて脆弱なことが明らかになっています。 主な要点は以下のようなもの。 ・耐久年数は 20 年程度。	稼働後の運営に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても事業を継続して運用したいと考えております。
368	・電力需給の観点での必要性は高くない。	日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46％の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。
369	・必ずしも風力発電に有利な気象条件とはいえない場所である。	局所風況マップから風況確認を行い、風況が良いエリアである当該地域を計画地として選定いたしました。現地において風況観測を行っており、概ね良好な結果が得られております。既存林道を利用して工事においても改変面積を低減できると考えております。また、唐津市は「第 2 次唐津市環境基本計画」において再生可能エネルギーの普及・利用の促進及び再生可能エネルギーによる地域活性化の推進を掲げており、本事業は寄与できるものと考えております。今後の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果を踏まえ、総合的に事業判断をいたします。
370	・低周波による健康被害も懸念される。	低周波音による健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知

（表は次ページに続く。）

		見の収集に努めます。
371	・自然景観を観光政策の強みにしてきた地域で、県の自然公園の中に建設される。（景観・生態系への影響があまりにも大きい。ましてや自然環境に惹かれて移住する人々が地域社会・経済の新しい原動力になっている地域である。）	本事業は自然公園内での計画となるため、環境影響評価とは別途「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に沿って関係機関と協議を実施しております。なお、配慮書段階より、県へご相談させていただき、展望地の抽出及び現地確認を実施しております。引き続き、県と協議をするとともに、各展望地からの眺望について調査、予測及び評価を実施した上、行政による審査を受けます。
372	・設置に伴い大規模に保安林を伐採する可能性があり、土砂災害のリスクを高める。	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。
373	・風車の土台がギリギリで唐津市側にあるため、特に影響を受ける糸島市側の意見が反映される仕組みがない。	方法書における意見書の提出は、縦覧場所に設置の意見箱への投函または事業者への郵送のいずれかの方法といたしました。また、方法書の住民説明会は唐津市、糸島市、佐賀市で実施しており、事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。以上のことから、唐津市のみならず、糸島市の皆様のご意見もお聞きしながら、事業計画を検討しております。 引き続き、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。
374	・地域のステークホルダーを集めた相互通行的な議論はほとんど行われていない。	関係市である唐津市、佐賀市及び糸島市へ適宜情報共有をさせていただいております。引き続き、関係市への情報共有に努めます。唐津市長からは「地元住民の理解を得た上で進めてほしい。」とのお話をいただいておりますので、引き続き、丁寧な対応に努めます。 また、地元住民の皆様への説明として、事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、ご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。
375	・ドイツなどの再生可能エネルギー先進国では、様々なリスクから陸上風力発電はすでに撤退方向。	陸上風力は環境負荷の少ないエネルギーであり、水力、太陽光に続く、再生可能エネルギーとなります。電源構成において、風力発電は目標容量に達していない状況で更なる導入が必要であると考えております。陸上風力は 2019 年度 420 万 kW ですが、2030 年度では約 3 倍増の 1330 万 kW、さらに政策の強化をしたケースで 1530 万 kW を参考値としております。【「2030 年に向けたエネルギー政策の在り方」（資源エネルギー庁、令和 3 年）に記載の数値を参照】また、日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46％の削減を目標として掲げており、再生可能エネルギー比率も現状より約 2 倍程度の目標に引き上げております。本事業はこれらに沿ったものと考えております。
376	概して持続可能性とは程遠い計画です。 日本では近年、「持続可能」「再生可能」のスローガンの下に、その本来の意味合い、とは程遠い短絡的な開発が横行しています。 木材供給の限界をはるかに超えたバイオマス発電所を乱造した挙句に燃料が不足し、一度も稼働しない施設が多数あることや、地球の裏側から熱帯雨林を伐採して作った木質ペレットを輸入するとか、土砂崩れの危険性を無視した（または住環境の悪化に直結する）メガソーラーの乱造、山岳信仰の聖地への風力発電施設の建造計	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（表は次ページに続く。）

	画など、悪い冗談のようなものが平気でまかり通っています。 （脱原発を口実にした産業振興ということでしょうが...質があまりにも悪い） 破壊の後に何が残るのか？ 結論から言えば、このタイプの開発は社会の衰退をもたらすと考えます。	
377	現実の「景色」を失って、理屈の上での「持続可能な社会のヴィジョン」の共有や SDGs だけ美しく機能することなどあり得るのか。 「持続可能な社会」とは「このままでありたい」と多くの人が望む世界であり、それは単にエコな理論やスタイルなどのソフトの共有ではなく、最終的には物理的な生活環境の話であり、「景色」に帰着する問題だと思います。 とかく場当たり的な地方社会の産業開発は「自然は金にならないから産業を誘致して手早く換金する」という発想に基づいているように見えますが、果たしてそれは経済的と言えるでしょうか。 歴史的に、19 世紀にヨーロッパで芽生えた景観（郷土）保護運動は、産業革命による開発圧から、愛着のある景色を守ろうとした市民たちの抵抗運動から展開しました。 その背景には景色（自然環境）は記憶や歴史的アイデンティティーの継承の最も欠くべからざる要素であり、同時に日常生活の基盤として唯一無二の共有価値なのだ、という人々の確信があります。 それゆえに、共有価値を失えば連帯意識は薄れ、資本の原理に抗う集団的な意志が存在しなくなることで地方の共同体は空中分解してしまう、という危機感に基づいて、彼らは産業開発に抗いました。 結果的にその抵抗運動が成功した地域は、多くの場合豊かな生活文化や自然景観を原動力にして、持続的な発展を遂げています。 景色を守るというと、日本ではとかく青臭い感傷とみなされがちですが、本当にそうでしょうか。 技術革新によってライフスタイルがめまぐるしく変化する現代において、景色は世代や立場、国籍さえも超えて共有できる数少ない価値観であり財産です。 その景色が消えるか、工業用地になるとして、そこは人々にとって「帰れる場所」であり、自信を持って生活する場所であり続けられるのか... 景色が失われた時、都市による地方の収奪は加速します。 地方の生活文化や自然環境を無視した工業化が進むほどに、土地に対する根本的な愛情やプライドが失われ、結果的に共同体の消失や過疎化が進行し、都市への人口過密化、田舎の生活インフラの崩壊などによる都市と田舎双方の生活環境の悪化、少子高齢化の加速（老人や子供の生活環境が真っ先に損なわれる）などを同時に引き起こします。 巨大資本による地方社会の破壊は、結局都市の利益にもなりません。 不景気な地方に産業を興すといえば聞こえは良いで	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（表は次ページに続く。）

	しょうが、地方ならではの文化の喪失や生活環境の悪化によって間違いなく地方経済の自律性は失われ、巨大資本への受け身な労働力供給が生活の基調をなすことになります。 田舎の良さもなくなり、都会ほど稼げない労働者として人生を送るならば都会に行こう、という判断を次世代の子供たちが下すとして、それを食い止める術が果たしてあるのでしょうか？ 折りしも、コロナ禍や気候変動などにより、グローバル経済や都市化の限界が指摘され、足元の自然や景色の重要性、量ではなく人生の質を考えることが大きな社会課題として提起されつつある今こそ、「景色の価値」について、もっと真剣に考えるべきではないのかと切実に感じます。 どんな便利なテクノロジーが出現しても、ソファに寝転がったまま食事の宅配を頼めても、モニター越しに世界中の人々とチャットができても、私たちが生きているのは、目の前の、自分の足で立ち、手で触れることのできる景色の中です。 短期的な利益にしか寄与しない、ある意味で自滅的ともいえる開発を黙認してしまえば、ますます日本の多様性に満ちた独自の文化や自然環境が失われ、社会全体が衰退して行くでしょう。 唐津、糸島の風力発電事業のことも自分自身の問題として、考えて行きたいと思います。	

（意見書 192）

No.	意見の概要	事業者の見解
378	エコなのでよいと思います。	引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、丁寧な説明に努め、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 193）

No.	意見の概要	事業者の見解
379	風力発電所が出来て心配です。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 194）

No.	意見の概要	事業者の見解
380	良くわからないが心配です。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 195）

No.	意見の概要	事業者の見解
381	風力発電自体には賛成でも否定でもありません。 ただ、今回の設置場所についてメンテナンスや事故時の消火については立地的な不具合があると思います。 事故が起きた時の民間等に与える影響は少なさそうですが、それをみてもあまりある環境への負荷が見て取れますのでメリットデメリットをみるとデメリットの方が大きいと思われますので 設置には反対意見を出します。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、今後の手続きにおいて、関係機関と稼働後の対策を協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。万が一災害や事故が起きた際には初期対応を行い、事故の原因究明に努めます。

（意見書 196）

No.	意見の概要	事業者の見解
382	大きすぎる。多すぎる。 地元の方をはじめ、たくさんの人が日々訪れる入山の、こんなに近くに、山を切り開いて、たくさんの生き物を犠牲にして、こんなに大きな風力発電をたててしまったら、その自然は、もう二度と戻らないのです。 もっともっと小規模で、外観も壊さない程度の、人の手に負えるものを望みます。 自然エネルギーが自然を壊して、自然エネルギーと言えるのでしょうか。失うものが大きすぎます。 森の木々は根を張り、水を蓄え、自然のバランスの中で、全てが巡回しています。 そのバランスが崩れるような自然の破壊により、引き起こされる土砂災害などは、人災とも言えます。近年の豪雨や地震など、想定外といわれている災害は、想定できないのです。 このような自然エネルギーは望んでいません。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、自然のバランスが壊れることのないよう、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。

（意見書 197）

No.	意見の概要	事業者の見解
383	大規模な工事によって川や地下水に大きな影響があることを懸念して、風力発電事業に反対します。	本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画といたします。 施工方法については、行政と協議し、審査を受けることになりますが、現時点では、各風力発電機のヤードに沈砂池を設置することにより、建設工事に伴う濁水を緩和してから沈砂池排水口より林地浸透させる計画としております。河川及び沢筋等との位置関係を把握し、沈砂池設置位置や排水方向を検討し、周辺河川に濁水が流入することを極力回避又は低減できるよう、事業計画を検討いたします。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 また、地下水については、環境影響評価とは別途、風力発電機の設置位置においてボーリング調査を実施いたします。その結果を踏まえ、水脈への影響がないよう、事業計画を検討するとともに安全性にも考慮し、施工いたします。

（意見書 198）

No.	意見の概要	事業者の見解
384	方法書に「出来るだけ風力発電による影響が少なくなるように」というような表現で記載されていて、風力発電による地元住民や環境に悪い影響がある、という事実を言葉をすり替えながら記載している時点で風力発電の建設など、地元住民にとって、山海川にとって、自然にとってまるで得がない。そんな事業を展開しないでください。	環境影響評価は「環境アセスメント制度のあらまし」（環境省）によると、「開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度」とされております。 環境影響評価は事業者自らが実施する手続きでありますが、どの段階の手続きにおいても国や県の審査がございます。そのため、事業者の判断のみで調査、予測及び評価の内容を確定することはございません。調査内容についても第三者による審査の結果を踏まえた上で検討を行い、適切に対応いたします。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 199）

No.	意見の概要	事業者の見解
385	唐津の未来のためによいことだと思います。	引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、丁寧な説明に努め、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 200）

No.	意見の概要	事業者の見解
386	自然をどのように守り共生していくか、30 年後、50 年後、100 年先の未来のこどもたち、この日本に住んでいく人々をどのように守っていくのか、本気で考え行動に移すべき大事な時に、道路拡張工事を含めた大規模な工事、また耐久年数が 15～20 年程度と言われている風車を緑豊かな唐津に建設することに対して、大きな疑問が残ります。 特にダイワエネルギーの建設ありきを目的とした住民の意見を聞こうとしない姿勢も賛同できません。 企業のために地域が存在しているのではなく、地域のために企業が存在すべきであり、資本主義の利益優先の姿勢は全く賛成できません。 きちんとした調査・計画・住民との開かれた対話を行わずに強硬手段で建設しようとしている行政、ダイワエネルギーの双方に対し、反対意見として申し上げます。	本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、行政の指導、審査を受け、適切に対応いたします。 関係市である唐津市、佐賀市及び糸島市へ適宜情報共有をさせていただいております。引き続き、関係市への情報共有に努めます。唐津市長からは「地元住民の理解を得た上で進めてほしい。」とのお話をいただいておりますので、引き続き、丁寧な対応に努めます。 また、地元住民の皆様への説明として、事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、ご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。 稼働後の運営に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても事業を継続して運用したいと考えております。

（意見書 201）

No.	意見の概要	事業者の見解
387	糸島の自然を守ってほしい。建設を反対します。未来へ向けて美しい環境を守ってください。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、美しい環境を守っていけるよう、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 202）

No.	意見の概要	事業者の見解
388	近年の自然災害による被害拡大に伴う地盤調査は適切であるかどうか。	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。

（意見書 203）

No.	意見の概要	事業者の見解
389	なぜ大阪の会社が手を出す？地元民の総意でもない限り、将来的なこの工事による健康被害や自然災害の恐れに対し、責任を取れる？無理なのでは??? 長い目でみて、お互いのためにも即刻計画を取り止めるべきと思うね。コストが莫大すぎて割に合わない。	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。

（意見書 204）

No.	意見の概要	事業者の見解
390	地元の方への説明不足や質問にも返答なく、生活の場を、生態系を崩すような形になる事業は考え直してほしいです。 人間だけでなく、動物、植物すべての命にとって無理なく循環できる事業であってほしいです。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、地元住民の皆様への説明として、事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 205）

No.	意見の概要	事業者の見解
391	いくら自然エネルギーだといっても、設置するために自然を大きく破壊するようなやり方には反対です。大規模な発電事業ではなく、市町村や各家庭で電力自給を目指していくような在り方になることを願います。	日本政府は2030年までに二酸化炭素排出量を2013年度比46%の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 206）

No.	意見の概要	事業者の見解
392	唐津の発展のため、頑張って下さい。	地域への貢献としては、事業計画地が植林地であることから、林業、地元地区と共生するため、防災対策や管理用道路の活用を検討しております。また、近隣地区との共生のため、保守点検等の雇用創出についても貢献したいと考えております。地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、さらなる唐津の発展に向け、地域貢献策を具体的に検討いたします。 引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 207）

No.	意見の概要	事業者の見解
393	こんばんは　私は秋田県に住む者ですが風力発電について居てもたってもいられず意見を書かせていただきました。 今自然を壊せば戻ることは無いです。 今未来のために自然を守れば資源は他で確保できるでしょう。 私は海が綺麗で山が雄々しくそびえ立つ唐津の自然を守って欲しいです。 いつか必ず行きたいと思っていたからです。 どうか風力発電はやめてください。反対です。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、唐津の自然を守っていけるよう、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 208）

No.	意見の概要	事業者の見解
394	自然を壊すことに反対です。もっと自然を守る方法を選んでください。孫子に残せないものは作ってはいけません。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 209）

No.	意見の概要	事業者の見解
395	自然を壊してまで作るエネルギーに反対です！	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 210）

No.	意見の概要	事業者の見解
396	昨年の豪雨で玉島川は氾濫一歩手前の状況に陥りました。土砂流出防備保安林に指定されたエリアを伐採し風車を建てるということは、玉島川の氾濫の危険性が増すのではないか。このことを玉島川下流域の唐津市民（浜玉町内・玉島地区・浜崎地区）にしっかり周知し、住民、市民が納得したうえでなければ工事着工はあり得ません。浜玉地区内での住民説明会開催を強く要望します。	環境影響評価とは別途、保安林及び林地開発許可手続きについて行政による審査がございます。林地開発許可の手続きにおいては、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から審査が行われ、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 また、地元住民の皆様への説明として、事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。 浜玉地区での地区説明会の実施については、地区へご相談させていただき、開催を検討いたします。

（意見書 211）

No.	意見の概要	事業者の見解
397	風力発電は人的、経済的、環境的合理性が全くない。	陸上風力は環境負荷の少ないエネルギーであり、水力、太陽光に続く、再生可能エネルギーとなります。電源構成において、風力発電は目標容量に達していない状況で更なる導入が必要であると考えております。陸上風力は 2019 年度 420 万 kW ですが、2030 年度では約 3 倍増の 1330 万 kW、さらに政策の強化をしたケースで 1530 万 kW を参考値としております。【「2030 年に向けたエネルギー政策の在り方」（資源エネルギー庁、令和 3 年）に記載の数値を参照】また、日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46%の削減を目標として掲げており、再生可能エネルギー比率も現状より約 2 倍程度の目標に引き上げております。本事業はこれらに沿ったものと考えております。

（意見書 212）

No.	意見の概要	事業者の見解
398	これ以上　私達の森を破壊しないでください。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 213）

No.	意見の概要	事業者の見解
399	立てられたら困るんでやめてください。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 214）

No.	意見の概要	事業者の見解
400	反対します。 ふうしゃはいりません。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 215）

No.	意見の概要	事業者の見解
401	風車をたてないでください。 フリースクールができなくなるから。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 216）

No.	意見の概要	事業者の見解
402	七山はしぜんゆたかな場所でふうしゃを建てることによって土地がけずられて、景色が悪くなったり、水が汚なくなって川であそべなくなる。かよっているフリースクールがあそんでいるところが変わってしまうのでふうしゃを建てないでほしい。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。 また、景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。 これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 施工方法についても行政と協議し、審査を受けることになりますが、現時点では、各風力発電機のヤードに沈砂池を設置することにより、建設工事に伴う濁水を緩和してから沈砂池排水口より林地浸透させる計画としております。河川及び沢筋等との位置関係を把握し、沈砂池設置位置や排水方向を検討し、周辺河川に濁水が流入することを極力回避又は低減できるよう、事業計画を検討いたします。

（意見書 217）

No.	意見の概要	事業者の見解
403	佐賀県唐津市七山、福岡県糸島市の県境にある山（標高 748m）女岳に高さ 159m（博多駅ビルの 2.6 倍の高さ）の巨大な風力発電機が 10 基建設された時、海外国内での風力発電の風車の騒音、低周波音、風車の影の影響（シャドーフリッカー）など多数の健康被害が報告されている中、建設予定地周辺の子どもたちが 1 日を過ごす学校遊び、学ぶ場所への影響がどれほどあるのだろうかととても不安に感じています わたしのこどもたち 3 人が通うフリースクールが建設予定地の約 2km のところにあります。わたしを含め、子どもたち、そこに暮らす人たちには感覚が敏感な方、子どもたちもいます。糸島市二丈吉井、福吉、佐賀唐津市七山の方に授業や生活の中でお世話になりました。 報道では「糸島市は除外」とされていたり、大和エネルギーさんも説明会のたびにおっしゃっていますが、県境である山の上に建設されるので、佐賀県唐津市と福岡県糸島市、佐賀市富士町唐津市の下流域、浜玉玉島、浜崎地域においても広範囲での生活、仕事、こどもたちとの暮らしの影響があると思います。今年 1 月と 4 月に七山、糸島の各地区、富士町に大和エネルギーさんが大阪から来られて説明会をされたので参加しました。様々な質問をしましたが納得のいく具体的な回答は得られていません。建設予定地周辺に住んでいる住民が不安や引っこさなければならないと考える危機感を感じている今回の風力発電建設の事業をこのまま進めないで下さい。配慮書に対する佐賀県知事意見に (3) 本事業の環境影響評価手続きの実施にあたっては、周辺住民、地元関係者、自然保護団体等に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得るよう努めること。とありますが、このコロナ禍の状況で住民説明会へ足を運ぶ方は限られていて説明会が行われる回数、場所においても唐津市中心部では行われず、告知の仕方、住民への周知が足りていません。事業計画そのものを知らない住民の方も多いです。住民からの意見書の募集の仕方もネットではなく、意見箱への投函か郵送のみ。唐津市民、事業計画地に隣接する糸島市民、佐賀市民の一人一人の意見を広く多く聞き取り住民意見を反映させるやり方ではありません。説明会会場では様々な不安、生活への影響から質問、意見交換をしたかったのですが、1 度、2 度の説明会のかぎられた時間では、納得がいく、安心できる回答をもらえなかったのでここで書かせていただきます。	方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。本事業を実施した際の影響についてお示しができるのは、現地調査を実施した後になるため、準備書でお示しいたします。 地元住民の皆様への説明として、事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。 意見の募集については縦覧期間及び意見受付期間の延長により対応いたしました。住民説明会・縦覧期間延長の周知について、関係市である唐津市、佐賀市、糸島市の新聞全紙での折込を実施いたしました。その他、自治体 HP、広報紙へも掲載することにより周知いたしました。また、隣接する地元地区については地区説明会の実施をしており、周知方法については全戸配布または区内放送にて周知をさせていただきました。引き続き地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。
404	・土砂流出防備保安林は雨による表土の浸食、土砂流出、土石流を防ぎます。建設予定地のほぼ全域が唐津市の土砂流出防備保安林です。佐賀県のデータベースでも確認済ですが、水源かん養林（保安林）も建設地には含まれています。水源かん養保安林は、雨を蓄え、洪水や渇水の防止をします。綺麗な水を育み、安定した川の流れを保ちます。土砂流出防備保安林・水源かん養保安林、山の上を削る事で唐津市七山、糸島市側の土砂災害、川・海への土砂流出、河川の氾濫等被害が増加するのではないか？被害リスクはゼロと言えますか？ 被害が起きた場合、保証は具体的にどのようになされるのでしょうか？	環境影響評価とは別途、保安林及び林地開発許可手続きについて行政による審査がございます。林地開発許可の手続きにおいては、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から審査が行われ、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。
405	・山を深く掘り巨大な風力発電を建設する事で水脈は変わらないのか。地下水の枯渇、井戸水で生活してい	地下水については、環境影響評価とは別途、風力発電機の設置位置においてボーリング調査を実施いたしま

（表は次ページに続く。）

	る方も多いが枯れること、汚れることはないといいきれますか？糸島も七山も美しい地下水を売って商売をしている方もいらっしゃいます。畑、農地に水がひけなくなった、水が枯れたら保証は具体的にどのようにされるのでしょうか？	す。その結果を踏まえ、水脈への影響がないよう、事業計画を検討するとともに安全性にも考慮し、施工いたします。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。
406	・七山ウォーキングロード、脊振の登山ルートである縦走路、女岳や浮岳、十坊山等、全国からたくさんの方が登山やトレイルラン自然を楽しみに来ています。加茂ゆらりんこ橋、木ノ香ランドキャンプ場、七山での山遊び、川遊び、ななのゆ、等豊かな自然を楽しみに来ている観光客は大規模な開発によって大きく変わってしまった糸島、唐津市七山の上記の場所に今まで通り来てくれるのでしょうか？	本事業では稜線上の登山道は直接改変いたしません。また登山道への影響については、今後の現地調査において利用状況や利用環境を把握いたします。その結果を踏まえ、登山道と共生ができるよう、事業計画を検討いたします。
407	・佐賀県立自然公園、福岡県立自然公園である佐賀県、福岡県の豊かな貴重な自然環境は佐賀県民、福岡県民、はなれていても佐賀福岡を故郷に持つ者、佐賀県と福岡県の自然を愛している全国の人達の財産です。長い月日をかけて育くまれてきた自然環境を壊してもよいのでしょうか？	本事業は自然公園内での計画となるため、環境影響評価とは別途「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に沿って関係機関と協議を実施しております。なお、配慮書段階より、県へご相談させていただき、展望地の抽出及び現地確認を実施しております。引き続き、県と協議をするとともに、各展望地からの眺望について調査、予測及び評価を実施した上、行政による審査を受けます。
408	・風力発電の風車の羽根が強風等で折れて落下した場合や、火災が山の上で起こった場合、事業者の大和エネルギーさんの回答では自然鎮火を待つとのことでした。事故や火災が起きて市民が被害を受けた時、どこが窓口になり、どのような具体的な保障がなされるのでしょうか??	事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、稼働後の管理を含め、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。 稼働後の火災対策については、今後の手続きにおいて、関係機関と対策を協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。
409	・高圧送電線、鉄塔、変電所に関して事業者さんの大和エネルギーさんから具体的な説明を聞きたいです。鉄塔、送電線のルートについて具体的な場所を教えて頂きたいです。鉄塔変電所の近くの住人、特に発達段階にある小児への健康被害があるという報告があります。	送電線は浜玉変電所へ接続する予定としております。送電線ルートについては現地調査を実施の上、選定いたしますが、基本的には林道、作業道にケーブルを埋設し、埋設できない部分については架空とする方針です。なお、方法書では送電線ルートを検討中の段階であったため、お示しできませんでしたが、より計画が具体化した準備書では送電線ルートをお示しいたします。
410	・七山地区では風力発電の風車から 200m のところにビニールハウスをされている農家さんがいらっしゃいます。水への影響や、健康被害が起きた場合、具体的にどのような保障がなされるのでしょうか？	施工方法については、行政と協議し、審査を受けることになりますが、現時点では、各風力発電機のヤードに沈砂池を設置することにより、建設工事に伴う濁水を緩和してから沈砂池排水口より林地浸透させる計画としております。河川及び沢筋等との位置関係を把握し、沈砂池設置位置や排水方向を検討し、周辺河川に濁水が流入することを極力回避又は低減できるよう、事業計画を検討いたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上

（表は次ページに続く。）

		で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。
411	・風力発電を建設されると脊振を渡っている渡り鳥のルートが変わります。風車から起こる乱気流により、鳥が巻きこまれ当たって死にます。コウモリは近づいただけで大量死することが海外の研究論文で発表されています。山の生態系は大きく変わってしまいます。農家、養蜂場（七山、浮岳には養蜂で生計をたて暮らす方々がいます。）漁業、林業への様々な影響が考えられます。自分の仕事ができなくなるのではないかと危惧されている方もいます。開発により、影響が出て仕事ができなくなった場合、全ての保障はできますか？	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
412	・巨大風車を運ぶための搬入路の新設、拡張工事により広大な森林が伐採されます。近年の大雨で令和元年8月26～28日の3日間の大雨によって七山側の建設予定地周辺の林道が路肩崩壊25ケ所、法面崩壊が15ケ所起こっており、行政で予算をつけて復旧工事を行なっています。行政で予算がつかなかった場所は七山の方が自分達で復旧したとお聞きしました。唐津市七山の方にも糸島二丈吉井や福吉地区にお住まいで昔からいらっしゃる地元の方は、脊振の山は地層は風化しやすくもろい花崗岩であり今でも林道等、あちこちでがけ崩れや土砂災害、落石などが起きていると。そのような崩れやすい山のそばに住む方、働く方が唐津市七山、糸島市、佐賀市富士町にたくさんいらっしゃるのにどうして巨大な風力発電の風車を建設するのですか？	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。
413	・ブレードが太陽光を遮る影のちらつき、影による影響を建設予定地の地元住民の方、全ての人にていねいにせつめいしていますか？チカチカと家の中にも入ってくるストロボ効果とも言われている影の影響によって住居の中にいても畑や外にいてもその影により、はき気、めまい、ずっと見ていると気がおかしくなりそう・・・等全国で報告があります。住民説明会の会場では、質問が住民の方から出てやっと風車の影について説明が1度されましたが、七山や福吉、その他の地元住民の方全員が風車の影というリスクについて正しく認識できるように説明を行なっていますか？	風車の影については、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省総合環境政策局、平成25年）における、海外アセス事例の予測範囲である最大2㎞の範囲内を調査、予測及び評価いたします。今後の手続きにおいて、距離だけではなく、角度や周辺の地形も考慮した上で数値シミュレーションによりどのように影が掛かるのかを予測いたします。その結果は準備書において住民の皆様にお示しいたします。 また、地元住民の皆様への説明として、事業計画地に隣接する唐津市3地区、糸島市3校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。
414	・近年増えている強風、台風で羽根が折れたり倒壊する可能性を考えていますか？	風力発電機の台風等の強風に対する強度は、発電用風力設備の技術基準（発電用風力設備に関する技術基準を定める省令）が定められており、現時点で検討中の機種は10分平均で57m/sの風速まで耐えられる仕様となっております。構造については風力発電設備支持物構造設計指針の改定などの指針が見直されており、強度については向上しております。今後の手続きにおいて、審査を受けるとともに、建築基準法に基づき設計いたします。
415	・今のところ各説明会会場で不安がなくなるという回答はありません。	方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。本事業を実施した際の影響についてお示しができるのは、現地調査を実施した後になるため、準備書でお示しいたします。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。
416	・「既存道路の整備に当たっては近隣住民に対し、十分な説明を行う。」と方法書にありますが、いつ説明を行いますか？説明を行った上で理解を得られなければ事業は見直しますか？又は強行で行ないますか？	事業の進捗状況により、工事開始時期を決定するため、現時点では、工事説明会の開催時期を明確にはお答えできません。なお、環境影響評価手続きを終え、事業を実施する場合には、工事の実施前に工事説明会の周知を行った上、地元住民の皆様へ丁寧な説明を実施いたし

（表は次ページに続く。）

		ます。
417	・耐久年数15年～20年と風車は言われていますが、使えなくなった風車はどのように撤去され最後はどうなるのですか？15～20 年のために破壊された自然は元に戻りません。この事業は再生可能、持続可能と言えるのでしょうか？アメリカや他国へ運び埋めるのですか？それとも壊れたまま山に放置される可能性はありませんか？	稼働後の運営に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても事業を継続して運用したいと考えております。 その後も、既存設備を全面的に更新することや主要部品のみを更新することにより、効率化を図り、長期間の運用が可能であると考えております。なお、事業の継続は今後の社会情勢を鑑みながら、判断いたします。 事業を終了する際には、大和エネルギー株式会社が責任を持って風力発電機を撤去いたします。撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。
418	・風車から出る低周波音は耳に聞こえない振動のような音であり、人によって感じ方は違いますが、長い時間音に当たっていることで、不眠、血圧上昇、耳鳴り、めまい、疲労精神障害、吐き気、偏頭痛、聴覚障害、手のしびれ等が報告されています。国の基準では「耳に聞こえない音だから、生理的に影響はない」（環境省）とされていますが、この基準に対して、全国から多く寄せられる被害報告を受けた日本弁護士会が2013年、基準の見直しを求める「低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書」を提出しています。健康被害が発生してからでは取り返しがつきません。調査基準の見直しや補償が約束されない中、この事業を進めても良いのでしょうか？健康被害や事故が確認された場合、結果的に地域の過疎化や地価の低下を招くと思います。	低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成28年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。
419	・その他建設予定地付近には多数の遺跡があることや、山岳修行者の修業の地でもある場所です。健康への影響、鳥、昆虫、植物、川への生き物、魚への影響など多様かつ広域で開発との関連が科学的に証明されていないものは評価の対象にならず開発後に被害を訴えることさえ出来ない可能性も十分に考えられます。電気を使っている以上、電力を作る発電方法について私たち１人１人が考え行動しなければと思いますが、その目的のためにたくさんの周辺住民、唐津市七山、浜玉浜崎、糸島市二丈吉井、福吉、一豊山、深江、佐賀市富士町、等こどもたちの健康、生活が犠牲になってはいけないと思います。周辺地区が唐津七山が糸島が佐賀市富士町が脊振山系が女岳が引き続き安心して安全で不安や悲しみのない子育てできる環境を強く望みます。七山の方が以前、ゴルフ場の開発の影響で大雨による川の氾濫、土砂流で人が亡くなったと、以来、七山と二丈の糸島の福吉の方が鎮魂のため浮岳に参って登ることを毎年行なっているそうです。七山背振山系の暮らしを守る、保安林を守る観点、そして住民の安心と安全、唐津、糸島、佐賀市富士町の発展を願う観点から、土砂流出防備保安林、水源かんよう保安林を開発しないで下さい。	対象事業実施区域の文化財については、文献その他の資料による調査及び関係機関へのヒアリングにより位置を把握しております。現状、風力発電機の設置位置は埋蔵文化財を外した計画としております。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 保安林については関係機関と協議を実施しております。引き続き、協議を実施するとともにその結果を踏まえ、事業計画を検討いたします。保安林における事業となるため、行政による審査を受け、適切に対応いたします。
420	事業者である大阪市大和エネルギー株式会社の（仮称）DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業に対して白紙撤回を求めます。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 218）

No.	意見の概要	事業者の見解
421	山の生態系がこわされるのではないかと心配です。	現地調査において動植物の状況の把握に努め、その結果をもとに適切に予測いたします。

（意見書 219）

No.	意見の概要	事業者の見解
422	自然を破壊してつくるエネルギーは嫌です。 他の事で儲けて下さい。 利益が出るからやるのではないですか？	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 220）

No.	意見の概要	事業者の見解
423	大きな風車はなぜいるのか？風車がなくても地ねつや水力はつでんで電気はつくれます。風車をさんせいすると、こまる人がたくさんいるのでやめてください。	陸上風力は環境負荷の少ないエネルギーであり、水力、太陽光に続く、再生可能エネルギーとなります。電源構成において、風力発電は目標容量に達していない状況で更なる導入が必要であると考えております。陸上風力は 2019 年度 420 万 kW ですが、2030 年度では約 3 倍増の 1330 万 kW、さらに政策の強化をしたケースで 1530 万 kW を参考値としております。【「2030 年に向けたエネルギー政策の在り方」（資源エネルギー庁、令和 3 年）に記載の数値を参照】また、日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46％の削減を目標として掲げており、再生可能エネルギー比率も現状より約 2 倍程度の目標に引き上げております。本事業はこれらに沿ったものと考えております。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 221）

No.	意見の概要	事業者の見解
424	美しい糸島の風景が失われることになります。 また環境保全上のリスクも考えられます。 よって佐賀唐津風力発電事業に反対します。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。 また、景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。 これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 222）

No.	意見の概要	事業者の見解
425	騒音問題がある上に発電される電力の少ない風力発電は陸地でやるべきではない。	陸上風力は環境負荷の少ないエネルギーであり、水力、太陽光に続く、再生可能エネルギーとなります。電源構成において、風力発電は目標容量に達していない状況で更なる導入が必要であると考えております。陸上風力は 2019 年度 420 万 kW ですが、2030 年度では約 3 倍増の 1330 万 kW、さらに政策の強化をしたケースで 1530 万 kW を参考値としております。【「2030 年に向けたエネルギー政策の在り方」（資源エネルギー庁、令和 3 年）に記載の数値を参照】また、日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46％の削減を目標として掲げており、再生可能エネルギー比率も現状より約 2 倍程度の目標に引き上げております。本事業はこれらに沿ったものと考えております。 騒音については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、適切に調査及び予測いたします。なお、音の感じ方には個人差があること、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しておりますが、一つの定量的な指標として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）を参考に評価いたします。また、地形や気象等の影響を踏まえ、周辺住宅等への影響を適切に把握し、風力発電設備を住宅等から離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 223）

No.	意見の概要	事業者の見解
426	糸島市出身です。 佐賀の玄海原発の問題も解決しておらずその上えたいのしれない風力発電がふうこうめいびな山に立つ等勝手気ままにせず行政としっかり道すじを話しあってからにしてください。	関係市である唐津市、佐賀市及び糸島市へ適宜情報共有をさせていただいております。引き続き、関係市への情報共有に努め、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、住民説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。唐津市長からは「地元住民の理解を得た上で進めてほしい。」とのお話をいただいておりますので、引き続き、丁寧な対応に努めます。

（意見書 224）

No.	意見の概要	事業者の見解
427	エネルギーをいかに作るか、ではなくいかに使わない生活をするかの検討もなく作り続けてる事に違和感を覚えます。 そして、こんなに狭い稜線に立てる事にどんな意味があるのかが理解できない。 反対です。	日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46％の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 局所風況マップから風況確認を行い、風況が良いエリアである当該地域を計画地として選定いたしました。現地において風況観測を行っており、概ね良好な結果が得られております。既存林道を利用して工事においても改変面積を低減できると考えております。また、唐津市は「第 2 次唐津市環境基本計画」において再生可能エネルギーの普及・利用の促進及び再生可能エネルギーによる地域活性化の推進を掲げており、本事業は寄与できるものと考えております。今後の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果を踏まえ、総合的に事業判断をいたします。

（意見書 225）

No.	意見の概要	事業者の見解
428	1、今回の事業は、風力関連産業として、環境保全のために配慮すべき事項に対しその影響を受けるとされる環境要素について勘案され、事業特性及び地域特性を踏まえており、市場の創出による、地域経済・産業の活性化に役立つ事業と考えます。	地域への貢献としては、事業計画地が植林地であることから、林業、地元地区と共生するため、防災対策や管理用道路の活用を検討しております。また、近隣地区との共生のため、保守点検等の雇用創出についても貢献したいと考えております。地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、さらなる地域経済・産業の活性化に向け、地域貢献策を具体的に検討いたします。
429	2、今の日本では石油の枯渇問題や原発事故問題で、今までの発電方法に対する疑問の声が大きくなっています。 自然の力を利用した風力発電は、かなりリスクの少ない発電方法だと思います。 自然エネルギーは安全です。	本事業は、地球温暖化防止の観点から、脱炭素社会を目指し、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換に貢献できるものと考えております。
430	3、個人的にも風車のある風景に憧れますし、そういう美しい景観で風力発電が盛り上がれば、七山、糸島地区の環境保全のためにも、役立つと思います。 よって本事業に関し以上の理由で賛成いたします。	引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 226）

No.	意見の概要	事業者の見解
431	説明会にも参加しましたが、安心して暮らせなくなると不安が募るばかりです。自然エネルギーが悪いわけではなく、そこに住む地域の人たちの安心、安全な生活、自然環境、その他の生き物たちの生活を脅かしてまでも、今回の計画を行う意味がどうしても理解できません。ただ自然エネルギーのものを建てればいいという訳ではなく、全ての命の持続可能な生活を守るためのツールとして自然エネルギーはあるのではないでしょうか。今回の計画にはどうしても賛成できません。建設の中止を希望します。	陸上風力は環境負荷の少ないエネルギーであり、水力、太陽光に続く、再生可能エネルギーとなります。電源構成において、風力発電は目標容量に達していない状況で更なる導入が必要であると考えております。陸上風力は 2019 年度 420 万 kW ですが、2030 年度では約 3 倍増の 1330 万 kW、さらに政策の強化をしたケースで 1530 万 kW を参考値としております。【「2030 年に向けたエネルギー政策の在り方」（資源エネルギー庁、令和 3 年）に記載の数値を参照】また、日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46％の削減を目標として掲げており、再生可能エネルギー比率も現状より約 2 倍程度の目標に引き上げております。本事業はこれらに沿ったものと考えております。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 住民の皆様にご安心いただける事業計画となるよう、検討いたします。

（意見書 227）

No.	意見の概要	事業者の見解
432	美しい自然と山村の風景と美観を残したいと思います。 環境破壊が心配されます。	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。

（意見書 228）

No.	意見の概要	事業者の見解
433	豊かな自然を破壊し、住民や動物の健康を害する可能性があるため反対です。 一度壊した自然環境は簡単にはもとに戻りません。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。

（意見書 229）

No.	意見の概要	事業者の見解
434	巨大風力発電に反対です。 ①建設予定場所は、脊振雷山県立自然公園と脊振北山自然公園のただ中にあり景観・自然破壊です。	本事業は自然公園内での計画となるため、環境影響評価とは別途「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に沿って関係機関と協議を実施しております。なお、配慮書段階より、県へご相談させていただき、展望地の抽出及び現地確認を実施しております。引き続き、県と協議をするとともに、各展望地からの眺望について調査、予測及び評価を実施した上、行政による審査を受けます。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。
435	②また、保安林も多くあり、「土砂流出防備保安林」と「水源涵養保安林」が 165ha もあるとか、人命も大水で失われたことがあるという話です。	保安林については関係機関と協議を実施しております。引き続き、協議を実施するとともにその結果を踏まえ、事業計画を検討いたします。保安林における事業となるため、行政による審査を受け、適切に対応いたします。
436	③低周波被害で、人の健康をそこねます。 以上、建設の中止を求めます。	低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。

（意見書 230）

No.	意見の概要	事業者の見解
437	住民のみなさんの懸念に答えられない事業を再生エネルギーの推進の美名で進めないで下さい。 未来を生きる人たちのことを考えて下さい。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 231）

No.	意見の概要	事業者の見解
438	環境破壊や動物・人間に対する低周波音・超低周波音の影響、万が一事故が起きた場合の処理方法、耐用年数が過ぎた場合の廃棄の方法など、色々と心配な事が多すぎます。 持続可能なエコなエネルギーは、すごく良い事だと思いますが、上記の危険を冒してまでも、今やるべきことなのか、大変疑問に思います。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、事業を終了するまで大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても事業を継続して運用したいと考えております。また、事業を終了する際の風力発電機の撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。

（意見書 232）

No.	意見の概要	事業者の見解
439	当該地区周辺は主だった産業も無く、企業誘致等もできないため、過疎化が進む事が考えられます。 今後数十年を考えますと、税収や地域の活性化にとってもリスクが少ない風力発電施設は非常に有効であると考えています。 地元のためにも、是非とも誘致をお願いします。 景観が悪くなると言う意見もあるみたいですが、工場や送電線とは違い、風車は自然に調和した良い景観であるとの声もよく聞く事をお伝えいたします。	地域への貢献としては、事業計画地が植林地であることから、林業、地元地区と共生するため、防災対策や管理用道路の活用を検討しております。また、近隣地区との共生のため、保守点検等の雇用創出についても貢献したいと考えております。地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、さらに地域貢献策を具体的に検討いたします。 引き続き、賛同いただけるよう、自然と調和した事業計画を策定いたします。

（意見書 233）

No.	意見の概要	事業者の見解
440	まずは方法書ならびにプロジェクトについて地域住民の意見を提出させて頂ける機会を設けて頂きありがとうございます。この度の風力発電プロジェクトに限らず、唐津市には既に多数の風力発電施設が建設されており、それらが設置されるまでの過程や現在の運営状況、さらに今回のプロジェクトに反対の意見をお持ちの近隣住民やアクティビストの皆様の常識でも納得できるご意見やご言い分など、いずれもプラスの要素と、マイナスの要素が混在する今回の問題（課題）であると存じます。 二酸化炭素の排出ゼロを目指す一環に新エネルギーは大きな柱であり、唐津市の地形や気候的要素、はたまた経済的に大きな負債を抱える行政や地域経済の停滞など県外からの投資を含む自然エネルギー開発事業は様々なメリットを運んでくれるものと期待される地域の方も少なくないなか、同時に景観的、自然災害の可能性、そして先祖代々が守ってこられた土地に手を付けることへの心配、疑心、さらにそれが営利目的を主とされる民間企業が成されることへの懸念は唐津に限らず他の地域や海外でも当然起こるべく事実です。	事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。ご提案の全ての事故（工事が発端となる自然災害を含む）について個人、団体が法的処置を持ち、裁判の管轄を日本国外にも認める旨の条項を開発許可に盛り込むことについては、許可権者により判断されることだと考えております。 未来の豊かな地球のためにクリーンなエネルギーを求めて事業を推進いたします。

（表は次ページに続く。）

	さて、ここから唐津市住民としてだけでなく、地球に住む一人として今回のプロジェクトの責任者が企業者までであるという点において一つだけ提案をさせて頂きます。またこの提案の対象は、今回のプロジェクト責任者である事業母体の大和エネルギー様だけではなく、この建設に関わる資金を提供する金融機関、そして許認可の責任管轄を持たれる国、県、そして市町村の行政と捺印をされる行政責任者と民間の責任者個人様全てを含みます。 ①　提案　今回のプロジェクトに関わる準備期間及び、施設運営機関、さらに撤去完了までに発生するすべての事故（工事が発端となる自然災害を含む）に対して個人、団体が法的処置を持ち、かつ裁判の管轄を日本国外にも認める旨の条項を開発許可の条件に盛り込んで頂きたい。 環境問題は限られた地域に限定して法的な縛りを持つべきものではございません。実際に原子力発電所の事故等が発端となる影響は市町村を越え国外にまで多大なる影響を与えます。これは法的な仕組みから現状に即すべく課題であり、今回の唐津市での新エネルギーのプロジェクトが未来にあるべく姿のモデルケースとなるべくの期待を込めての意見であり、提案でございます。 未来の豊かな地球のためにをモットーとされる大和エネルギー株式会社の名に恥じぬよう勇気のある行動、そして責任ある企業姿勢を市民の皆さんは日々厳しい視線にて観察されていることだと想像しております。	

（意見書 234）

No.	意見の概要	事業者の見解
441	景観が壊れる?? 九州大学の移転により自然破壊は進んでおります。 景観の問題はとって付けたいいがかりに過ぎません。	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
442	低周波問題 健康被害の立証は出来ておらず 立証できる何かが必要です。	低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
443	災害の不安 現状ままにしておいても災害は起きます 大手のダイワにはそのノウハウはお持ちのはずです。災害も視野に建設するはずです。	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。
444	野鳥の絶滅の危惧 今の糸島で見れる野鳥はかなり減って来ました。移住が増えて来ると自ずと野鳥も減ってきます。もっと立証出来て現実的な反対意見を求めた方が良いと思います。 原子力発電所も火力発電も風力発電もダメとなると太陽光か水力でしょうか?? 肥前町も沢山稼働し肥育牛が盛んです。健康被害を考えるならまずは肥育牛の健康被害も聞いて見ては??	鳥類については現地調査を実施し、現在の生息状況の把握に努めます。その結果を踏まえ、環境への影響を極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。 肥育牛への影響については、20 年以上全国で風力発電が稼働しておりますが、これまでに家畜動物への悪影響は報告されておりません。 また、東北では岩手県葛巻町、その他、北海道／苫前、高知／梼原、長崎／五島等、牧場の近くに風力発電所が設置されている事例がございます。
445	聞く話によると 代々糸島の方はあまり反対されてないようですが?? 私も同じく 自然破壊や景観問題など今更なんですよ。 すでに移住者が増えてきて自然破壊は進んでおります。 自分らに都合がいい事を並べて反対しているとしか思えません。 もっと大人の反対意見が必要だと考えます。 私も勿論反対ですが 反対しても佐賀県の問題ですので直接佐賀県に抗議した方が良いかとおもいますが 現職の知事はかなりの補助金大好きなので 確実に風力発電は建設されます。 ただ反対するだけですか?? 建設されたら抗議は終わりですか??	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 235）

No.	意見の概要	事業者の見解
446	◆健康被害が予測される高圧電線がどこに通されるか不明 現時点では、どの敷地に風力発電を建設するのか、風力発電を結ぶ道路がどこに通されるのか。道路の下に通される送電線がどなたの家の近くを通されるのかが不明です。このため影響がどのように及ぶのかがわからず現段階では住民も判断しようがありません。最近、唐津では高圧線による白血病や骨髄性異形成症候群などの発生率の高さが懸念されています。	送電線は浜玉変電所へ接続する予定としております。送電線ルートについては現地調査を実施の上、選定いたしますが、基本的には林道、作業道にケーブルを埋設し、埋設できない部分については架空とする方針です。なお、方法書では送電線ルートを検討中の段階であったため、お示しできませんでしたが、より計画が具体化した準備書では送電線ルートをお示しいたします。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。
447	◆七山における遺跡は 32 カ所 道路、風力発電建設予定の敷地を造成するために発生する土砂と樹木などの廃棄場所は、通常は七山の谷のあたりということになるでしょう。 その場合、七山には縄文時代の遺跡を中心に旧石器時代、弥生時代、中世から近世にかけて遺跡がざっと数えても 32 カ所。七山の遺跡は開発の影響のある藤川に最も多く、白木、荒川地区など影響のある地域だけでも 24 カ所に上っています。しかしながら発掘調査は遅れており、佐賀県の文化財課から発掘勧告を受けている遺跡があります。 また筑前、佐賀方面に抜ける街道として藤川あたりは要衝の地でもありました。山は鳴神の聖地であり、脊振山系の修験道の最終地点ではないかと思われます。この聖地に重機を入れ大規模に開発することについては大きい懸念を持っています。 街道、古道を丁寧に修復し、七山ウォーキングロード、浮嶽や女岳など脊振山の修験道の跡を破壊してほしくありません。	対象事業実施区域の文化財については、文献その他の資料による調査及び関係機関へのヒアリングにより位置を把握しております。現状、風力発電機の設置位置は埋蔵文化財を外した計画としております。 本事業では稜線上の登山道は直接改変いたしません。また登山道への影響については、今後の現地調査において利用状況や利用環境を把握いたします。その結果を踏まえ、登山道と共生ができるよう、事業計画を検討いたします。 工事の実施に当たっては、産業廃棄物の発生量を低減し、発生した産業廃棄物については可能な限り有効利用に努めます。発生する残土についても土量収支の均衡に努めます。残土が出た場合には場外搬出し、適切に処理いたします。
448	◆荒川峠を源流とする玉島川の影響 玉島川は二級河川であり、浜玉町、七山はもちろん唐津平野の田畑を潤す中心河川です。 この玉島川の源流は、女岳から獅子舞岳のあたり、荒川峠を源流となっています。 この地域は記録によれば旱魃と洪水の出やすい地域であり、崩落しやすい花崗岩の山々の稜線を幾重にも切り、杭を打ち込むことによってよくわかっていない地下水脈を切るなどして、水量の増減に大きな影響を与え、鳴神温泉、ななの湯などの温泉の湯量に影響は出ないか、また水量が減ることによって農作物への影響はないか、逆に下流域にある浜玉町や下流域にあるコスメティックバレーにおける洪水の可能性、水質の悪化についても懸念があります。	地下水については、環境影響評価とは別途、風力発電機の設置位置においてボーリング調査を実施いたします。その結果を踏まえ、水脈への影響がないよう、事業計画を検討するとともに安全性にも考慮し、施工いたします。
449	◆嘉永 2 年に起きた死者 19 名の大山崩れ 近年、九州の豪雨は尋常ではなく、また大型台風に見舞われる回数も増大しています。特に背振山脈の南麓であるこの地域は南から来る台風をさえぎる役割をしており、土砂崩れがたびたび起こっています。嘉永二年（1849 年）には七山では「大山崩れ」が起こっており、上流からの土砂災害の影響で野井原あたりで 19 名の死者が出ている記録があります。水量と水はけの悪さは、反面、樫原湿原などの植生を守る要因の一つになってい	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。

（表は次ページに続く。）

	ることでしょう。	
450	◆山の稜線、敷地造成の後の排水経路が不明 道路を通すにあたって、大雨の際に山から流れる水をどのように排水するのか、排水の経路が不明です。土砂防備林を大量に伐採した後、山に数か所の溜池をつくって排水するのか、そのあたりの計画が全く見えません。表土をはがされた土の上を豪雨で大量の水が流れた場合、この国交省のハザードマップで土砂災害地域に指定されているこの地域にどのような影響があるのか、このような影響について、どのような対策が講じられるのか不明です。唐津市が賃貸するということならば、土砂災害などが起こったとしても大規模な開発工事との関連性を立証する能力ことができなければ、責任を問う先はどうなるのかわかりません。大和エネルギーも対策をどのように講じるのか懸念を持っています。また責任の所在が土地を賃貸している唐津市ということになるのかについても、懸念があります。	本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画といたします。 施工方法については、行政と協議し、審査を受けることになりますが、現時点では、各風力発電機のヤードに沈砂池を設置することにより、建設工事に伴う濁水を緩和してから沈砂池排水口より林地浸透させる計画としております。河川及び沢筋等との位置関係を把握し、沈砂池設置位置や排水方向を検討し、周辺河川に濁水が流入することを極力回避又は低減できるよう、事業計画を検討いたします。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。
451	◆消火機能のない風力発電所による森林火災の可能 昨今の気候変動の影響の一つに森林火災があります。ダイワエネルギーの設置する風力発電は防災機能がついていないタイプであると聞き及んでいます。七山は唐津でも有数の森林を有しており、風力発電から火災が発生した場合、周囲に燃え移ることによって大規模な火災に発展する恐れがあります。この時に風力発電まで消防車が駆けつける道はなく、また駆けつけたとしても 159m 以上もある風力発電の中心部まで水を飛ばすことは、鏡山の麓から中腹に水を飛ばすようなものだと考えると、無理があります。火災が起こった場合の消防設備、森林火災の原因になった場合の補償についても全く不明です。	稼働後の火災対策については、今後の手続きにおいて、関係機関と対策を協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。
452	◆深層崩壊が懸念される土砂災害地域に巨大建造物を建設することへの懸念 今後十年で、化石燃料の消費を可能な限り 0 に近く押さえ、再生可能エネルギーが増加するよう変化を必要としていることはわかります。その影響によって七山をはじめ九州の山々は深層崩壊の危機にさらされているという点で、危機が差し迫っていることについては毎年、実感していることでもあります。だからこそこれだけ重量のある大きな建造物を花崗岩質の山に建設することは他の地域とは条件が大きく異なると考えます。	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。
453	◆土砂流出防備林および水源涵養保安林に建設することに反対 今回の大和エネルギーによる風力発電の建設予定地は県立自然公園であり、土砂流出防備保安林が約 4.8 ヘクタール、水源涵養保安林が 162.6 ヘクタールが含まれていることに大きな問題があると考えます。これを解除してまで開発を行なうことに強く反対します。	保安林については関係機関と協議を実施しております。引き続き、協議を実施するとともにその結果を踏まえ、事業計画を検討いたします。保安林における事業となるため、行政による審査を受け、適切に対応いたします。

（意見書 236）

No.	意見の概要	事業者の見解
454	超巨大発電に反対。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。
455	1. 建設地は脊振雷山県立自然公園と背振北山自然公園であり、自然破壊。	本事業は自然公園内での計画となるため、環境影響評価とは別途「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に沿って関係機関と協議を実施しております。なお、配慮書段階より、県へご相談させていただき、展望地の抽出及び現地確認を実施しております。引き続き、県と協議をするとともに、各展望地からの眺望について調査、予測及び評価を実施した上、行政による審査を受けます。
456	2.「土砂流出防備保安林」「水源涵養保安有林」区域、地形も断層山地で、地質は花崗岩で風化しやすい、農水省は水源函養林、自然保護（保安林）等はアセスでは大切にして、狭い日本国土を守ことを明記している。日本国の風土を、自然を破壊することは、将来の子孫に対する罪である。	保安林については関係機関と協議を実施しております。引き続き、協議を実施するとともにその結果を踏まえ、事業計画を検討いたします。保安林における事業となるため、行政による審査を受け、適切に対応いたします。 地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。
457	3. 低周波被害による健康問題。	低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。
458	4. 電力事業で、原発や、大規模風力などの設置は高齢化の地域、所得の少ない地域をお金であやつる。	局所風況マップから風況確認を行い、風況が良いエリアである当該地域を計画地として選定いたしました。現地において風況観測を行っており、概ね良好な結果が得られております。既存林道を利用して工事においても改変面積を低減できると考えております。また、唐津市は「第 2 次唐津市環境基本計画」において再生可能エネルギーの普及・利用の促進及び再生可能エネルギーによる地域活性化の推進を掲げており、本事業は寄与できるものと考えております。今後の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果を踏まえ、総合的に事業判断をいたします。

（意見書 237）

No.	意見の概要	事業者の見解
459	景観について 長年、受け継がれてきた景観の歴史に、 事業者が行う 20 年程度の事業期間が、 人の意識、環境へどのように作用するのか、 予測が難しいと感じています。 地域の人たちの「心の原風景」への影響も評価していただきたい。	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 238）

No.	意見の概要	事業者の見解
460	【方法書 第 2 章 2.1 対象事業の目的について】 最終段階「環境負荷の少ない電力発電所の設置を推進」とありますが、設置予定場所とその周辺の環境にとっては建設それ自体が大きな負担であり、リスクです。発電時に限って言えば、確かに風力発電は出力が比較的大きく、大気汚染をしないという点で優れた発電方法と言えます。ただ今回の事業による風車の建設は、地域の自然環境破壊を伴うこと、近隣住民の生活環境に長期的かつ未知数な影響を与えることから、反対します。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 239）

No.	意見の概要	事業者の見解
461	風力発電事業に賛成します。 当方、風車がある肥前町に以前住んでいましたが、風車が出来ることで環境が悪くなったと聞いたことがありません。 風車へのアクセス道路が整備され、休耕地だった畑が新に耕作され隣接農地も恩恵を受けていましたし、観光資源に乏しい肥前町に風車は貢献しています。 七山地区での事業で、搬入路整備の伴い、地元道路・林道の維持管理を軽減でき森林育成に貢献するとともに、整備された森林と風車は、この上なくクリーンなイメージで七山地区の観光資源になりえると思っています。 唐津市は上場地区、肥前町、鎮西町といった箇所で風力発電事業がすでに行われており、七山地区での事業をぜひ行っていただきく思います。	地域への貢献としては、事業計画地が植林地であることから、林業、地元地区と共生するため、防災対策や管理用道路の活用を検討しております。また、近隣地区との共生のため、保守点検等の雇用創出についても貢献したいと考えております。地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、さらに地域貢献策を具体的に検討いたします。 引き続き、賛同いただけるよう、事業計画を策定いたします。

（意見書 240）

No.	意見の概要	事業者の見解
462	建設予定地の近くに住んでいます。 私は偏頭痛が持病で寝込むことがありますので低周波による健康被害の影響にとても脅威を感じています。 311 の後に糸島市に移住して来て、今やっと心から落ち着ける日々を過ごしています。 大規模な風力発電の建設は環境破壊ですし、311 で傷ついた心は、糸島の美しい景色でどれだけ癒されてきたか。景観が損なわれることも大変悲しいです。 せめて、自分達が使う電力は自分達の地域で作られたらいかがでしょうか？	低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても環境影響評価項目として選定しております。 なお、低周波音による健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 241）

No.	意見の概要	事業者の見解
463	生まれも育ちもこの糸島で、生きてきました。電気のおかげで毎日快適に暮らさせて頂いております。しかし、脊振の美しい山を切り崩し、近くに住む方達の健康被害も騒音も、確実に安全性が保証されないまま、建設するのはやめてほしいです。 もっと、安全性が高く、自然の生態系を壊すことのない方法をもっと真剣に考えて欲しいです。どうか未来の子供達の為に、今一度最善の方法を考慮して下さい。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減し、皆様にご安心いただけるよう、事業計画を検討いたします。 これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。

（意見書 242）

No.	意見の概要	事業者の見解
464	反対。余計なものを立てる前に、住民と話し合って、自然環境を守るために生活の在り方を変えることが先だと思います。	地元住民の皆様に対して、事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 243）

No.	意見の概要	事業者の見解
465	風力発電所の近くの住民です。 安全性や計画性を見ても、納得できる計画ではありません。 CO_2 を出さないことだけが良いのではなく、近隣住民が安全に安心して暮らせる設計をするのが未来のエネルギーと言えるのではないでしょうか。 この計画で進めることに反対します。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 244）

No.	意見の概要	事業者の見解
466	人体に悪影響が出そうで嫌です。	懸念されている人体への影響については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 245）

No.	意見の概要	事業者の見解
467	わざわざ環境を破壊してまで対応年数が 20 年程度の風力発電を立てる必要ありますか？ 20 年後対応年数を経過したらどうなるのですか？撤去して元の状態に戻せますか？それとも新型機に更新するんでしょ？ 放置したりしませんよね？ 風力発電は音や低周波が出ると聞きます。健康被害が出た場合補償できますか？因果関係が不明と逃げたりしませんか？	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、事業を終了するまで大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても事業を継続して運用したいと考えております。また、事業を終了する際の風力発電機の撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。

（意見書 246）

No.	意見の概要	事業者の見解
468	糸島移住を考えていた矢先に風力発電計画を知りました。実際に風力発電ができることが決まれば移住先を変えることにします。 豊や自然や人々の暮らしを壊さないでほしいです。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 247）

No.	意見の概要	事業者の見解
469	山は木と地下水脈の絶妙なバランスでその構造を維持しています。安易な開発により、その構造が脆くも崩れ、土砂災害を引き起こしている事実をみれば容易に理解できることです。山の斜面でさえ大きな影響があるのに、尾根に沿って風車のような巨大な死荷重を 10 基もかけると山はどうなるでしょうか。これも容易に想像できるはずです。山は崩壊します。動物や草木も死にます。そして山肌は固くなり、浸水力を失い、麓からは湧き水が消えます。豪雨が降ると山肌を雨水が勢いよく流れ落ち、鉄砲水となって麓を襲います。 そのような簡単に想像できる悲惨な未来の何処が「ドリーム」なのでしょうか。 全く理解ができません。 この計画の白紙撤回を求めます。	地下水については、環境影響評価とは別途、風力発電機の設置位置においてボーリング調査を実施いたします。その結果を踏まえ、水脈への影響がないよう、事業計画を検討するとともに安全性にも考慮し、施工いたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。 DREAM とは、「Daiwa House Group（大和ハウスグループ）」、「Renewable（再生可能）」、「Energy（エネルギー）」、「Asset（資産）」、「Management（管理）」の頭文字をつなげた言葉となっておりますが、将来を見据えた事業となるよう計画いたします。

（意見書 248）

No.	意見の概要	事業者の見解
470	電気エネルギーは十分に充たしている現状で防風林を壊してまで、行うべき行動でしょうか？ 子供を持つ親として『子供たちの代に、またその次の代に繋げていくために、何をしたら良いか？』という問いを持ちながら生活をしています。 私の頂いた情報からはデメリットの方が多い様に感じます。それは、本当に必要でしょうか？子ども達が笑顔で活き活きと生活できる環境である事を願います。	日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46％の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 子ども達が笑顔で活き活きと生活できるよう、環境へ配慮した計画といたします。

（意見書 249）

No.	意見の概要	事業者の見解
471	建設に反対です。 購入した土地なのでなんでもして良いという考えは、合法的な土地の略奪です。近年のエコブームによってエコビジネスは儲かるんだと思いますが、今回の事例のように周辺の環境をおざなりにするようなエコビジネスが乱立することは環境にとって悪影響です。森林伐採を平然と行うエコの会社は信用できません。エコを謳うのであれば、周辺環境を害さない土地を探して事業を行うのが筋ではないでしょうか。	本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、行政の指導、審査を受け、適切に対応いたします。 懸念されている環境への影響については、環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 250）

No.	意見の概要	事業者の見解
472	とても不安です!!	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 251）

No.	意見の概要	事業者の見解
473	この山には必要ありません。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 252）

No.	意見の概要	事業者の見解
474	バカなの？ まずは六甲山に建てろ!!	局所風況マップから風況確認を行い、風況が良いエリアである当該地域を計画地として選定いたしました。現地において風況観測を行っており、概ね良好な結果が得られております。既存林道を利用して工事においても改変面積を低減できると考えております。また、唐津市は「第２次唐津市環境基本計画」において再生可能エネルギーの普及・利用の促進及び再生可能エネルギーによる地域活性化の推進を掲げており、本事業は寄与できるものと考えております。今後の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果を踏まえ、総合的に事業判断をいたします。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 253）

No.	意見の概要	事業者の見解
475	今回の方法書の内容では、この事業計画を進めることには反対させて頂きます。 まずそもそも、大阪に本社を置く御社が、この佐賀と福岡にまたがる脊振山系に、どうしても風力発電機を設置しなければならない、明確な理由が示されてません。 まずは、この脊振山の麓に住む人みんなが納得いく様な明確な理由が必要です。 それには 100％土砂災害がおこらない根拠、水源が少しも濁らず、水流もひとつも変わらない根拠、騒音や超低周波の被害がない根拠、動植物への影響、景観の変化、送電線や変電所の電磁波の影響、火災の可能性、これら全てが 100％おこらない根拠をまず示してから、進めて欲しいです。調査をするのであれば、最低でも 200 年先の保証を出来る調査。これをお願いしたいです。	局所風況マップから風況確認を行い、風況が良いエリアである当該地域を計画地として選定いたしました。現地において風況観測を行っており、概ね良好な結果が得られております。既存林道を利用して工事においても改変面積を低減できると考えております。また、唐津市は「第 2 次唐津市環境基本計画」において再生可能エネルギーの普及・利用の促進及び再生可能エネルギーによる地域活性化の推進を掲げており、本事業は寄与できるものと考えております。今後の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果を踏まえ、総合的に事業判断をいたします。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。

（意見書 254）

No.	意見の概要	事業者の見解
476	私は反対です。 風車を作ってから 20 年先の未来を想像した時、今より良い方向に向かってるという確信が持てません。 近い未来に壊れるだろう風車の修理、もしくは撤去後元通りの山に戻るまで、長期的な面倒はみて頂けないだろうなと考えています。 また住民から自然破壊の報告や健康被害の訴えがあった時は真摯な対応も多分難しいのかなと。 どうか計画を白紙に戻していただきたいです。	事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、事業を終了するまで大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても事業を継続して運用したいと考えております。また、事業を終了する際の風力発電機の撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 255）

No.	意見の概要	事業者の見解
477	災害で倒壊した場合、再生を速急に対応できるか。否か!!	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 また、今後の手続きにおいて、関係機関と稼働後の対策について協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。

（意見書 256）

No.	意見の概要	事業者の見解
478	これから将来のために、安全に責任持って運営出来るのか教えてください。今の状況で必要とは考えられません。	事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、稼働後の管理を含め、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。 稼働後の運営に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても事業を継続して運用したいと考えております。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 257）

No.	意見の概要	事業者の見解
479	① 第 4 章 4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由表 4.1-2 及び第 6 章 6.1.2 選定の理由表 6.1-6 において地形及び地質が考慮事項に選定されていないことは疑問である。 この事業で設置計画の風力発電機は 3200～4200kW と国内最大規模であり風車のブレードだけではなくタワーの受ける風圧が構造上重心が高いことで基礎部分へ大きな負荷となり地盤へ伝わる。またブレードが回転することによる振動も同様に伝わる。振動の抑制に関する技術の向上もみられるが、稼働中常に発生している振動は似た形状の電波塔や煙突にはない懸念すべき点であると考える。 今回の対象区域は風化殻の深度は 10m 以深となっており基礎杭の長さについては第 2 章の図 2.2-4 に今後の調査を踏まえて決定と記されているため不明だが、花崗閃緑岩、変成岩の泥質片岩等の風化殻は造成・基礎工事や稼働後の振動等の負荷でさらに風化が促進される可能性があることは否めない。風化が進みマサ化した土壌は昨今に頻発している線状降水帯や台風などによる豪雨にどの程度耐えうるであろうか。 2014 年広島や 2017 年朝倉で起きた花崗岩地質での豪雨による土砂災害は記憶に新しい。 設置場所が尾根であるがゆえ降水量は前原及び北山地域気象観測所より多いと予想され、傾斜も急峻で風車周辺の土壌も流されやすく花崗岩の露頭も起きるであ	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。

（表は次ページに続く。）

	ろう。もしその中に粘土細脈の存在している花崗岩の露頭があれば粘土細脈を境として小さな崩壊が発生することも憂慮すべきではないだろうか。 　このため重要な地形及び地質がなくとも調査は行うべきであり行う場合には環境への配慮は最大限必要である。	
480	② 　鳥類およびコウモリについてはバードストライクが特筆すべき項目で、特に猛禽類・渡り鳥への影響は世界的にも憂慮される事象であり風力発電には避けて通れない問題である。2005 年から 2007 年にかけて西海市崎戸風力発電所の調査からでも風を利用して飛翔する猛禽類は風力発電所周辺での発現率が高いことがうかがえ、モーションスミア現象や採食行動の習性で風車に衝突の危険性が高まっている。また尾根上や止まり木・餌場が近い場所、支柱が高くローターが大きく回転速度がゆっくりの風車は影響が出やすく今回の事業計画に該当する条件がそろっているのは問題である。またブレード回転による気圧の急激な変化で肺の血管が破裂して死亡したコウモリの例が報告されていて、鳥類についても詳しい調査が必要と考えられている。 　青山高原において野鳥の繁殖密度の調査で、風車近くの調査区と自然条件が同じの風車の影響のない対照区ではテリトリー密度が約 1/4、種類密度が約 1/4～1/3 に減少、自然保護区内で風車建設前（1994 年）に比べ建設後 4 年（2007 年）では種類が 21 種から 9 種と 41%減、三重県レッドデーターブックに記載されているキビタキ、クロツグミは観察されなくなっていたとの報告がある。青山高原風力発電の事業者は環境影響評価準備書の生態系予測評価の結果で注目種のヤマガラ・イヌワシについて影響は小さいと記載している。確かにこの調査ではヤマガラは確認できているが、従来存在していた 12 種が確認できていないのは生態系への影響は大きいことが示唆されている。生態系は多様な生き物と環境によって成り立っており、その構成要素の違いが地域を特徴づけるものであるから種類数や個体数の大きな増減は避けなければならない。 　調査時期については対象種に合わせて 2～4 季が設定されているが、期間に関しては年毎の気象の変化に伴う条件の違いでデータに偏りが生じないため複数年行うべきである。 　鳥の渡りについては周辺の計画中の風力発電所等の影響も考慮し想定外をなくすよう努めるべきである。	 　猛禽類、渡り鳥及びコウモリについては、現地調査により飛翔高度、生息状況等を把握いたします。調査期間については、現地調査の結果を基に再度、専門家へヒアリングを実施いたします。ヒアリング結果に応じて調査の継続を検討いたします。
481	③ 　対象区域の植生の多くはスギ・ヒノキ・サワラ植林で保安林に指定されている。保安林の効果として斜面崩壊の防御があげられるが斜面崩壊の多くは 2～3m の表層崩壊でありこれは樹木の根深でカバーできている深度である。しかしこの深度は成長した樹木の深度であるため工事で伐採後植林を行っても防御効果がはなはだしく低下してしまい元に戻るのにも時間がかかってしまう。また保安林が虫食い状態となってしまうと保安林の維持にも影響が出てしまうのではないだろうか。 　CO_2 削減のための風力発電なのに CO_2 を吸収する森林面積を縮小させるのは矛盾している。	 　本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、行政の指導、審査を受け、適切に対応いたします。 　風力発電によって火力発電で消費される燃料を削減することができることにより、二酸化炭素排出量の削減に繋がります。風力発電が需給調整を必要とするのは事実であり、電力系統の需給調整のために火力発電の出力を増減することで効率が低下するのではないかという懸念もあります。しかし、これまでの研究によると、火力発電の出力制御の増加による排出量は、発電電力量の総量や燃料使用量を削減することによる便益に比べ、小さいことが明らかになっております。このことから、風力発電事業を推進したいと考えております。
482	以上３つの点疑問を持つためにこの(仮称)DREAM wind 佐賀唐津風力発電計画には反対である。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（表は次ページに続く。）

	以下の資料を参考といたしました。 「風力発電設備支持物構造設計指針・同解説」　東京大学大学院工学系研究科　石原孟 「風力発電設備の動的特性と耐震設計の基礎的考察」棚邉隆　飯田泰彦　増田博　大塚久哲　榊豊和 「風車制御が発電出力と支持物に作用する 荷重に与える影響に関する研究」　山口敦　石原孟 「花崗岩のマサ化のメカニズムと斜面崩壊」　北川隆司 「風力発電が野鳥に与える影響のまとめ」　（財）日本野鳥の会自然保護室　浦 達也 「風力発電の鳥類群衆に与える影響調査研究」　鴨川誠 「風力発電機の鳥類の繁殖期の生息密度への影響」武田恵世　　　　日本鳥学会誌（2013） 「（仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業　環境影響評価準備書【要約書】」　株式会社シーテック 「樹木根系の斜面崩壊抑止効果に関する調査研究」今井久　ハザマ研究年報（2008.12）	

（意見書 258）

No.	意見の概要	事業者の見解
483	貴社におかれましては、これから国が推し進める自然エネルギー転換への取組み、有難うございます。 世界が脱炭素に向かう流れの中、これから多くの代替エネルギーを増やさなければいけないのは理解します。風力発電も砂漠や洋上ならば大きな力となる方法でしょう。 しかし、今回の計画は昔から住民達が慣れ親しんだ、いわゆる里山に計画され、その巨大さから山崩れなどの災害が懸念されます。 私は去年の豪雨災害で水没し大被害を被った熊本県南部に住んでいます。町内で崩れたのは 3 千箇所。山頂を削ってもいない山も崩れ、すぐ近所で 3 人の人が土砂に飲まれて亡くなりました。次の豪雨は唐津かもしれません。これからいつどこが「想定を超えた」豪雨に見舞われるかわからなくなってきました。このような時代に山（しかも保安林）に巨大な建造物を作るのは、控えたほうが良いと思います。 背振山周辺の方達もこれから台風や豪雨の度に不安になります。命に関わる事です。 そのような地域よりも、どうぞ洋上など、人的被害の出ない地域に変更していただけないでしょうか。よろしくお願いします。 （長くなってすみません。適当にはしょって ok です。応援しています。）	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 風力発電機の台風等の強風に対する強度は、発電用風力設備の技術基準（発電用風力設備に関する技術基準を定める省令）が定められており、現時点で検討中の機種は 10 分平均で 57m/s の風速まで耐えられる仕様となっております。構造については風力発電設備支持物構造設計指針の改定などの指針が見直されており、強度については向上しております。本事業においても、審査を受けるとともに、建築基準法に基づき設計いたします。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 住民の皆様にご安心いただける事業計画となるよう、検討いたします。 なお、洋上風力発電については、現時点では情報収集している段階でとどまっております。今後、事業展開についても検討いたします。

（意見書 259）

No.	意見の概要	事業者の見解
484	自然を守る。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 260）

No.	意見の概要	事業者の見解
485	・大型の風力発電機が立ち並ぶ景観は、主要な眺望点のほか、唐津市、糸島市、佐賀市の多くの生活エリアからも視認されると予測されており、良好な自然景観を享受する利益、地域のシンボルとしての景観の利益を阻害すると懸念します。また主要な眺望点には入っていませんが、玄海国定公園の良好な海と山の景観を阻害すると懸念します。景観利益を阻害に配慮した、小規模で分散型の風力発電機を活用するなど計画の見直しを実行しない限りは、今事業計画について反対します。	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、本事業は自然公園内での計画となるため、環境影響評価とは別途「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に沿って関係機関と協議を実施しております。なお、配慮書段階より、県へご相談させていただき、展望地の抽出及び現地確認を実施しております。引き続き、県と協議をするとともに、各展望地からの眺望について調査、予測及び評価を実施した上、行政による審査を受けます。 本事業計画地において、小型の風力発電機を設置する場合、周辺の木々が高いため、発電に必要な風が十分に受けられないことが想定されます。そのため、立地を含め、効率的に発電をするためには、本事業で採用を予定している大きさの風力発電機が有効であると考えております。
486	・川や地下水など水環境や土砂災害への影響について、事業環境影響評価方法書では、詳細設計に着手していないため計画段階配慮事項として選定しないとあるが、概略の計画はされていると考えられ、その内容を広く地域住民らに公開、説明しなければ、環境への影響について地域住民らも共に考えることができないと考えます。そのような情報公開がされず丁寧な合意のプロセスをふまない限りは、今事業計画について反対します。	施工方法については、行政と協議し、審査を受けることになりますが、現時点では、各風力発電機のヤードに沈砂池を設置することにより、建設工事に伴う濁水を緩和してから沈砂池排水口より林地浸透させる計画としております。河川及び沢筋等との位置関係を把握し、沈砂池設置位置や排水方向を検討し、周辺河川に濁水が流入することを極力回避又は低減できるよう、事業計画を検討いたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 地下水についても、環境影響評価とは別途、風力発電機の設置位置においてボーリング調査を実施いたします。その結果を踏まえ、水脈への影響がないよう、事業計画を検討するとともに安全性にも考慮し、施工いたします。 地元住民の皆様に対する説明として、事業計画地に隣接する唐津市 3 地区、糸島市 3 校区を対象に複数回地区説明会を実施しております。引き続き、地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、ご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。
487	・山頂付近に建設されるため、落雷や暴風などで火災が	風力発電機の台風等の強風に対する強度は、発電用風

（表は次ページに続く。）

	起こった時の消火が困難であることを懸念します。自然災害リスクの低い立地での、小規模で分散型の風車を活用するなど計画の見直しを実行しない限りは、今事業計画について反対します。	力設備の技術基準（発電用風力設備に関する技術基準を定める省令）が定められており、現時点で検討中の機種は 10 分平均で 57m/s の風速まで耐えられる仕様となっております。構造については風力発電設備支持物構造設計指針の改定などの指針が見直されており、強度については向上しております。今後の手続きにおいて、審査を受けるとともに、建築基準法に基づき設計いたします。 　落雷の多い地域であることは把握しております。現在の風力発電機の性能は上がっており、風力発電機には避雷針が付いております。また、耐雷性能については「JIS C1400-24」で基準が定められております。 　稼働後の火災対策については、今後の手続きにおいて、関係機関と対策を協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。
488	・騒音、低周波による健康被害への影響について、事業環境影響評価方法書では、事業実施想定区域が、配慮が特に必要な施設等から 500m の範囲を除外することとしているため、重大な影響が回避または低減されているとあります。しかし、島根県浜田市の既存風力発電機で直線距離 5～8km でも騒音がある事例が確認されています。事業環境影響評価方法書での基準だけでなく、確実に騒音、低周波による健康被害が起きないよう、より詳細な検討を行い、その結果の情報公開をし、丁寧な合意のプロセスをふまない限りは、今事業計画について反対します。	騒音については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、適切に調査及び予測いたします。なお、音の感じ方には個人差があること、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しておりますが、一つの定量的な指標として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）を参考に評価いたします。また、地形や気象等の影響を踏まえ、周辺住宅等への影響を適切に把握し、風力発電設備を住宅等から離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。 　低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。 　これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 　なお、懸念されている健康への影響については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。
489	・地球温暖化、気候変動への対策を本当に意味のあるものとするには、建設から事業実施、事業実施後、解体における一連の過程において、社会環境の持続可能性を考慮する必要があると考えます。特に事業実施後や解体時において、事業終了後に大型風力発電機が解体されずに残され景観利益を阻害したり、解体する際に地球温暖化、気候変動への悪影響や、周辺自然環境に悪影響を与えることが考えられます。事業する前の環境より、事業後の環境が悪化しないように、事業の計画段階において入念に検討をし、その結果を地域住民らに公開、説明をして頂きたいと考えます。その情報公開をし、丁寧な合意のプロセスをふまない限りは、今事業計画について反対します。	今後の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価いたします。その結果は準備書において住民の皆様にお示しいたします。引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。 　事業を終了する際には、大和エネルギー株式会社が責任を持って風力発電機を撤去いたします。撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。

（意見書 261）

No.	意見の概要	事業者の見解
490	超巨大風力発電事業が計画されている唐津市七山の地層は風化しやすい花崗岩です。山を切り崩すと、がけ崩れや土砂災害の危険性が大です。風車の建設計画現場は「土砂流出防備保安林」「水源涵養保林」区域です。 保安林区域が切り開かれると災害が起きます。 過去にも災害が発生しています。毎年、大雨になると災害発生を心配している地域です。災害が発生すると人の命をも奪いかねません。 この場所は唐津市だけの問題ではなく、尾根続きの糸島市にも大いに関係しています。 さらに、水源涵養保安林でもある、このような場所に超巨大風力発電を建設しないで下さい。住み続けなければならないのは私たち地域住民なのですから。	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 262）

No.	意見の概要	事業者の見解
491	ソーラーシステムを各世帯に給付する　とか 原子力発電所に作る　とか 風力発電小さくして各世帯に給付 とか 他の策を考えませんか？ 環境保全を第一に考慮した風力発電技術なら賛成します。 これからの未来は「技術のための自然」ではなく「自然のための技術」だと思います。 何千年、何万年、何億年という時間をかけて創られた自然を壊して良かったことなんて一つもないですよね。 海水温が 1.5℃上がると毎日災害が起こります。と、国連でもそれをどう食い止めるか早急な対応策を協議してる中、酸素をつくってくれる木々の森林破壊は海水温を上げることになります。 2015 年がタイムリミットで、2030 年にはどう悔やんでも元に戻らなくなると言われています。 2015 年は日にちに計算したら 365 日×4 年＝1460 日 あと 1460 日です。方法を見直しましょう。 今やるべきことは、地球環境を蘇生再生させることです。その方法はあります。	日本政府は2030 年までに二酸化炭素排出量を2013 年度比 46%の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。

（意見書 263）

No.	意見の概要	事業者の見解
492	1. 野鳥への影響・・・風車に鳥が衝突死するバードストライク 生息地喪失、環境の変化による強制移動や追い出し、棲み処を奪うことで個体郡の存続に与える影響は大きい。 加茂ゆらりんこ橋から七山に抜ける上空はハチクマ鶴などの渡りルートとなっている。	渡り鳥については、現地調査により飛翔経路や飛翔高度等を把握し、その結果を基に予測いたします。
493	2. 景観の破壊・・・風光明媚な背振山系の美しい景色、四季折々に、そこに咲く花木、県立自然公園にあたり史跡なども多く存在している。	景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
494	3. 環境破壊・・・暮らしを守る保安林の伐採により、川に赤土が入り込み、自然環境が破壊される。土砂くずれ等心配である。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、施工方法については、行政と協議し、審査を受けることになりますが、現時点では、各風力発電機のヤードに沈砂池を設置することにより、建設工事に伴う濁水を緩和してから沈砂池排水口より林地浸透させる計画としております。河川及び沢筋等との位置関係を把握し、沈砂池設置位置や排水方向を検討し、周辺河川に濁水が流入することを極力回避又は低減できるよう、事業計画を検討いたします。 環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。
495	4. 騒音被害、体への影響・・・大規模な風車からの騒音被害、低周波音による近隣住民の健康被害を懸念する。	懸念されている体への影響については、当社が愛媛県で稼働している2事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。
496	以上の点から断固として風力発電、風車建設反対致します。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 264）

No.	意見の概要	事業者の見解
497	ハーバード大学教授のデイビット・キース氏は、インターネット上で提供されている。 Energy Within Environmental Constraints（環境的制限の範囲内におけるエネルギー）という授業の中で、“どんなエネルギーでも環境負荷はある。私たちは、あらゆるエネルギーを理解して、もっとも環境負荷が少なくてエネルギー効率のよいものを選び取らなくてはならない”旨の発言をされていました（概要であり、一言一句正確な翻訳ではありません）。 →当該事業は、糸島市および唐津市にとって「もっとも環境負荷が少なくてエネルギー効率のよいもの」であるとは思えません。 また、大阪市立大学大学院准教授の斎藤幸平氏は、著作『人新世の資本論』の中で「資本主義による収奪の対象は周辺部の労働力だけでなく、地球環境全体なのだ。資源、エネルギー、食料も先進国との「不等価交換」によってグローバル・サウスから奪われていくのである。人間を資本蓄積のための道具として扱う資本主義は、自然もまた単なる掠奪の対象とみなす。（中略）そして、そのような社会のシステムが、無限の経済成長を目指せば、地球環境が危機的状況に陥るのは、いわば当然の帰結なのである」（第一章）と述べています。 私はこの論理を日本の現状に置き換え、先進国（＝グローバル・ノース）を大都市経済圏、周辺部（＝グローバル・サウス）を地方自治体と読み解きます。大都市経済圏を基盤とする御社が、経済成長のために、いち地方自治体である糸島市および唐津市の自然を掠奪しようとしているのではないでしょうか。 →この構造的な格差は持続可能ではありません。 自然豊かな糸島市および唐津市には、盲目的な経済成長ではなく、持続可能な暮らしをみずから能動的に選択して移り住んできた人々がたくさんいます。言い換えれば、将来の世代や地球に対して責任を持って生きようと覚悟を決めた人々がたくさんいるということです。 ここに至るまでにさまざまな決断をし、アクションを起こして、今ここで暮らしています。私たちはこれからも、経済成長のために環境を破壊するような事業に対しては、アクションを起こし続けます。 現状の（仮称）DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業に、反対いたします。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 風力発電機の耐用年数は 20 年となっておりますが、既存設備を全面的に更新することや主要部品のみを更新することにより、効率化を図り、長期間の運用が可能であると考えております。なお、事業の継続は今後の社会情勢を鑑みながら、判断いたします。 当社が愛媛県で稼働している 2 事業については、定期的に地元地区長を訪問し、稼働後の状況についてお聞きしております。佐田岬では、イベントへの協賛等、地元との共生に努めております。本事業を実施する際においても、当社の 2 事業と同様に、地元と共生できるよう、コミュニケーションを取りながら、対応いたします。

（意見書 265）

No.	意見の概要	事業者の見解
498	短時間の閲覧では具体的にどうという意見は出て来ませんが、1 月 22 日開催の住民説明会で説明を受けたいと思います。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発出されたことを考慮し、より多くの住民の皆様のご意見をお伺いするため、縦覧期間及び意見受付期間を延長し対応いたしました。また、関係市での住民説明会を複数回実施するとともに、地元地区への説明会も別途実施いたしました。説明会の日程については、地元住民の皆様へご相談させていただきながら、設定いたしました。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。

（意見書 266）

No.	意見の概要	事業者の見解
499	・騒音・超低周波音については不透明のため被害等への対応大事。覚書等の事前の約束。現場事務所や役所での窓口対応。	事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。
500	・水田の取水口に小さな沢の水を利用のため、軽微な山腹の形状変異も悪影響。	施工方法については、行政と協議し、審査を受けることになりますが、現時点では、各風力発電機のヤードに沈砂池を設置することにより、建設工事に伴う濁水を緩和してから沈砂池排水口より林地浸透させる計画としております。河川及び沢筋等との位置関係を把握し、沈砂池設置位置や排水方向を検討し、周辺河川に濁水が流入することを極力回避又は低減できるよう、事業計画を検討いたします。
501	・工事用道路、搬入道路拡幅工事等。災害対応。地元車の交通の支障を抑える。	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 工事開始前に、地元と協議をさせていただき、交通に支障をきたさないように対応いたします。
502	特に今度の計画は、直列でなく、部分並列なので、(音)の事が最大懸念。	騒音については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、適切に調査及び予測いたします。なお、音の感じ方には個人差があること、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しておりますが、一つの定量的な指標として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）を参考に評価いたします。また、地形や気象等の影響を踏まえ、周辺住宅等への影響を適切に把握し、風力発電設備を住宅等から離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。 低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。 これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 267）

No.	意見の概要	事業者の見解
503	低周波による健康被害が気になります。	低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、低周波音による健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。

（意見書 268）

No.	意見の概要	事業者の見解
504	低周波音の健康被害が気になります。 美しい自然を守っていきたいです。	低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。 なお、低周波音による健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 低周波音以外の環境影響評価項目として選定した項目についても適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、美しい自然を守っていけるよう、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 269）

No.	意見の概要	事業者の見解
505	健康被害が気になります。	懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。

（意見書 270）

No.	意見の概要	事業者の見解
506	美しい自然を守っていきたいです。 他の場所での検討を希望します。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、美しい自然を守っていけるよう、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 271）

No.	意見の概要	事業者の見解
507	・山の上を切り開いて構造物を作った場合２次災害のおそれが有る。 異常気象が多発している現在だれが住民を守る事が出来るのか心配だ。	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。 住民の皆様にご安心いただける事業計画となるよう、検討いたします。
508	・風車が建つと、騒音と低周波音による健康被害が発生する、又動、植物の生態系も変わると聞いている。 過疎化に拍車を掛ける事になると心配をしている。	懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している２事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 地域への貢献としては、事業計画地が植林地であることから、林業、地元地区と共生のため、防災対策や管理用道路の活用を検討しております。また、保守点検等における雇用創出についても貢献したいと考えております。地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、活気のある地域となるよう、地域貢献策を具体的に検討いたします。

（意見書 272）

No.	意見の概要	事業者の見解
509	・保安林の場所になぜ？	局所風況マップから風況確認を行い、風況が良いエリアである当該地域を計画地として選定いたしました。現地において風況観測を行っており、概ね良好な結果が得られております。既存林道を利用して工事においても改変面積を低減できると考えております。また、唐津市は「第２次唐津市環境基本計画」において再生可能エネルギーの普及・利用の促進及び再生可能エネルギーによる地域活性化の推進を掲げており、本事業は寄与できるものと考えております。今後の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果を踏まえ、総合的に事業判断をいたします。 保安林については関係機関と協議を実施しております。引き続き、協議を実施するとともにその結果を踏まえ、事業計画を検討いたします。保安林における事業となるため、行政による審査を受け、適切に対応いたします。

（表は次ページに続く。）

510	・低周波による動物生物が住みにくくなる又いなくなる？	現地調査により生物の生息・生育状況を把握いたします。生物への騒音及び低周波音については最新の知見の収集に努め、対応を検討いたします。
511	・人間への影響をどこまで会社が説明し又保障するのか？	今後の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価いたします。その結果は準備書において住民の皆様にお示しいたします。引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。 事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。
512	・今も大雨台風時には土砂災害があっているのにもっとひどくなるのでは？	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。
513	人が住みにくくなって誰が土地山林を守って日本の土地を守るの？	地域への貢献としては、事業計画地が植林地であることから、林業、地元地区と共生のため、防災対策や管理用道路の活用を検討しております。また、保守点検等における雇用創出についても貢献したいと考えております。地元住民の皆様のご意見をお聞きしながら、さらに住みやすい場所になるよう、地域貢献策を具体的に検討いたします。

（意見書 273）

No.	意見の概要	事業者の見解
514	自然を大切にして欲しい。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 274）

No.	意見の概要	事業者の見解
515	自然とその中の生物を考えたとき、低周波音が気になります。 山をくずさない、生物に影響のない。 他の発電方法を考えましょう。 潮の力。	現地調査により生物の生息・生育状況を把握いたします。生物への騒音及び低周波音については最新の知見の収集に努め、対応を検討いたします。 陸上風力は環境負荷の少ないエネルギーであり、水力、太陽光に続く、再生可能エネルギーとなります。電源構成において、風力発電は目標容量に達していない状況で更なる導入が必要であると考えております。陸上風力は 2019 年度 420 万 kW ですが、2030 年度では約 3 倍増の 1330 万 kW、さらに政策の強化をしたケースで 1530 万 kW を参考値としております。【「2030 年に向けたエネルギー政策の在り方」（資源エネルギー庁、令和 3 年）に記載の数値を参照】また、日本政府は 2030 年までに二酸化炭素排出量を 2013 年度比 46％の削減を目標として掲げており、再生可能エネルギー比率も現状より約 2 倍程度の目標に引き上げております。本事業はこれらに沿ったものと考えております。

（意見書 275）

No.	意見の概要	事業者の見解
516	税金のむだ使いはやめてほしい。	日本政府は2030年までに二酸化炭素排出量を2013年度比46%の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。

（意見書 276）

No.	意見の概要	事業者の見解
517	自然を破壊して、自然にやさしい風力発電っておかしくないでしょうか？ 美しい緑の中に、人工の冷たい風車が建つのは、おかしい。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、美しい緑を守っていけるよう、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 皆様に愛される温かな風力発電所を目指します。

（意見書 277）

No.	意見の概要	事業者の見解
518	・鉄塔を立てるために多くの木を切られると思うので、大雨の時等今迄より谷に多くの水や砂が流れ出し、下流に住む者にとって災害が心配されます。	本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。
519	・騒音により環境破壊が心配されます。	騒音については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、適切に調査及び予測いたします。なお、音の感じ方には個人差があること、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しておりますが、一つの定量的な指標として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）を参考に評価いたします。また、地形や気象等の影響を踏まえ、周辺住宅等への影響を適切に把握し、風力発電設備を住宅等から離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 278）

No.	意見の概要	事業者の見解
520	・低周波音の記述が無い様であるが、又超低周波のヘルツは何 Hz～何 Hz 程度か？	「よくわかる低周波音」（環境省、平成 19 年）によると「概ね 1Hz～100Hz の音を低周波音と呼び、その中でも、人間の耳では特に聞こえにくい音(1～20Hz の音)を超低周波音と呼んでいます。」と記載されております。
521	・国内には、騒音・低周波音の地域住民との問題（苦情・健康被害）の未解決が 25 件程度ある様ですが、各事例を確認されていますか。	「風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態把握調査」（平成 22 年、環境省）は確認しており、苦情等が継続している 25 施設のうち、24 施設が風力発電施設から最も近い住宅までの距離が 800m 以内となっております。 また、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。
522	・予防原則との考えがありますが、貴社はどの様に考えられていますか。	稼働後の運営に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、風力発電機の耐用年数である 20 年を超えても事業を継続して運用したいと考えております。
523	・設計風速は何メートルですか？	風力発電機の台風等の強風に対する強度は、発電用風力設備の技術基準（発電用風力設備に関する技術基準を定める省令）が定められており、現時点で検討中の機種は 10 分平均で 57m/s の風速まで耐えられる仕様となっております。構造については風力発電設備支持物構造設計指針の改定などの指針が見直されており、強度については向上しております。今後の手続きにおいて、審査を受けるとともに、建築基準法に基づき設計いたします。
524	・台風、豪雨、地震の同時発生を想定した構造計算ですか？	風力発電機は事象ごとに法令や基準に基づき、適切に設計いたします。 台風については、発電用風力設備の技術基準（発電用風力設備に関する技術基準を定める省令）が定められており、現時点で検討中の機種は 10 分平均で 57m/s の風速まで耐えられる仕様となっております。構造については風力発電設備支持物構造設計指針の改定などの指針が見直されており、強度については向上しております。今後の手続きにおいて、審査を受けるとともに、建築基準法に基づき設計いたします。 豪雨については、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないよう、関係機関と協議の上、排水計画を検討いたします。 地震については、建築基準法に基づき、500 年に 1 度の割合で発生する極めて稀な地震の荷重に耐えられるよう、安全性に配慮した設計といたします。
525	・基礎構造（杭等）、構造物は耐震設計ですか？	風力発電機の地震に対する強度は、建築基準法に基づき、500 年に 1 度の割合で発生する極めて稀な地震の荷重に耐えられるよう、安全性に配慮した設計といたします。
526	・土砂流出防備保安林解除に対しての対応は？ （どの様な流出防止の対応をするのか？）	保安林については関係機関と協議を実施しております。引き続き、協議を実施するとともにその結果を踏まえ、事業計画を検討いたします。保安林における事業となるため、行政による審査を受け、適切に対応いたします。
527	・風車、変電所、送配電施設の計画書又実施計画書	送電線は浜玉変電所へ接続する予定としております。送電線ルートについては現地調査を実施の上、選定いたしますが、基本的には林道、作業道にケーブルを埋設し、

（表は次ページに続く。）

		埋設できない部分については架空とする方針です。なお、方法書では送電線ルートを検討中の段階であったため、お示しできませんでしたが、より計画が具体化した準備書では送電線ルートをお示しいたします。 今後の手続きにおいて、現地調査や詳細設計の結果を踏まえた上で、風力発電機の機種を確定いたします。採用する風力発電機の機種が確定した段階でお示しいたします。

（意見書 279）

No.	意見の概要	事業者の見解
528	ざっと先日閲覧させていただきましたが、未定という部分が多数あり、不明瞭の感。 七山に住んでいる当事者としては、保安林を伐採するという、立地そのものがまちがいであると思います。 この矛盾はぬぐいきれないものがあります。 また非常に脆弱な地盤ともきいています。 これらのことに貴社は責任をもてるのでしょうか？ 2 年前のゲリラ豪雨の降り、我が家の庭には 30 cmの土砂が堆積しました。 あやうく流されるところでした。 土石流を防ぐ保安林が伐採されることに反対です。 又、火事の時も容易に消火できるところではありません。 風車の見学にも行きましたが、ぶざまな巨人が並んでいるという印象でとれもコントロールできるような代物でもなさそうです。 自然を破壊しては元も子もありません。 深く自然の恩恵に思いを持って下さい。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、環境影響評価とは別途、保安林及び林地開発許可手続きについて行政による審査がございます。林地開発許可の手続きにおいては、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から審査が行われ、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。 稼働後の火災対策については、今後の手続きにおいて、関係機関と対策を協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。

（意見書 280）

No.	意見の概要	事業者の見解
529	浮岳の登山口に近い場所に山小屋を建て、30 年程自然の中で生活を楽しんできました。 今この大切な場所の近くに 10 基の巨大風力発電が計画され驚き怒りを覚えています。この静かな地を、幸せをもたらしてくれた自然を勝手に壊すことなど許されることではありません。 現在の生活を守り、断固反対していきます。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 281）

No.	意見の概要	事業者の見解
530	私は玉島川の漁業組合員ですが、工事によって漁の資源がなくなります。 漁業を守る立場から風車事業は大反対です。 養蜂業者にとって、蜜蜂が電磁波で被害を受ける事実が起きています。方向をそれによって失い巣箱に帰れなくなっています。 養蜂家が、七山、浜玉地区に三人、移動養蜂家三人趣味で日本蜂を飼っている人も数名おります。 風車の被害で養蜂業や低周波によって養鶏場も打撃を受けることになります。 こういった産業が成りたたなくなる風車に絶対反対します。 蜂のエサ場である自然林を失くすことにも大反対です。	本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画といたします。 施工方法については、行政と協議し、審査を受けることになりますが、現時点では、各風力発電機のヤードに沈砂池を設置することにより、建設工事に伴う濁水を緩和してから沈砂池排水口より林地浸透させる計画としております。河川及び沢筋等との位置関係を把握し、沈砂池設置位置や排水方向を検討し、周辺河川に濁水が流入することを極力回避又は低減できるよう、事業計画を検討いたします。 いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 懸念されている電磁波についてですが、電気を送っている送電線などの電力設備のまわりにおける電磁波の大きさは、送電線の直下の地上 1m において、最大でも 200mG（ミリガウス）程度であるとされています。これは家庭用電化製品から発生している電磁波とほぼ同じ大きさであり、健康には支障のないレベルとなっております。また、世界保健機関（WHO）が 1987 年に環境保健基準第 69 巻で発表した見解においても、「5,000mG 以下の磁界では、いかなる生物学的影響も認められない」ことが記載されています。また、養鶏場への騒音による影響については、既往知見によると、身近で騒音に曝露されても鶏は順応し、産卵率、採食状況が低下することは考えられないとされています。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 282）

No.	意見の概要	事業者の見解
531	1. 樽門地区は急傾斜危険区域に指定を受け、大半の家屋が高い石垣の上に建って居り、水害には弱いと思われます。昨今の激しい風雨に避難を余儀なくされる事もしばしばです。 猪・穴熊・狸・イタチ等集落内で出没、（民家の）地中にも穴を掘り住みついて居り、更に地盤を弱くしていると思われます。又、福岡西方沖地震や熊本地震に依り、亀裂もみられます。 地盤が花崗岩で脆い地質で有る事。又現在県境で鹿が目撃され、何れ当地も被害を受ける可能性が有りと九大の調査隊の方に浮岳登山時に伺った事が有ります。	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。 本事業のような風力発電事業により、イノシシ等の害獣が里に下りてくるという科学的な知見は現在のところ確認されておりません。引き続き、最新の知見収集に努めるとともに、イノシシ等の害獣の生息状況の把握に努めます。
532	2. 中腹部に横井戸、縦井戸を掘り、当地区の自然水利及び生活用水として唯一の水源有り。汚染・枯渇は困ります。	施工方法については、行政と協議し、審査を受けることになりますが、現時点では、各風力発電機のヤードに沈砂池を設置することにより、建設工事に伴う濁水を緩和してから沈砂池排水口より林地浸透させる計画としております。河川及び沢筋等との位置関係を把握し、沈砂池設置位置や排水方向を検討し、周辺河川に濁水が流入することを極力回避又は低減できるよう、事業計画を検討いたします。 地下水については、環境影響評価とは別途、風力発電機の設置位置においてボーリング調査を実施いたします。その結果を踏まえ、水脈への影響がないよう、事業計画を検討するとともに安全性にも考慮し、施工いたし

（表は次ページに続く。）

		ます。
533	3. 設置区域の直下に小中学校が有り、大きな問題と思われます。	現在、風力発電機から最寄りの学校までは約2.9㎞の離隔がございますが、今後の手続きにおいて、騒音及び超低周波音について適切に予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。
534	4. 輸送道路拡張や設置場処の森林の伐採に依り、地中の根が腐り、再生までの期間、地中の空洞化で地盤が更に緩むのではないかと不安です。	本事業は保安林及び自然公園に位置しているため、改変面積を最低限に抑えた計画となるよう事業計画を検討いたします。また、行政の指導、審査を受け、適切に対応いたします。 地盤については、ボーリング調査の実施により、地盤の状況を確認の上、安全性を考慮し施工方法を検討いたします。
535	5. 背振山系の開発に依り、過去に狩川地区に大きな災害をもたらし、尊い命を失い、家を失われました。又、集中雨に依り、玉島川添国道の崖崩れに車が呑み込まれ尊い命を失われました。 常に自然災害と隣合わせの当地の保安林を伐採して、超巨大10基も設置されるのは何故？もっと話し合いが必要で、理解は得られていないと思います。置き去りです。	環境影響評価とは別途、保安林及び林地開発許可手続きについて行政による審査がございます。林地開発許可の手続きにおいては、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から審査が行われ、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。いずれの項目においても、関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。
536	6. 国の事情　世界的事情・県の事情・市の事情・地区の事情など理解は出来ますけれど、高齢化の中、体調不良を起こしても自然災害にあっても、地区を離れて他の土地へ移住は至難です。住民（川南地区）への説明と再考をお願い致します。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発出されたことを考慮し、より多くの住民の皆様のご意見をお伺いするため、縦覧期間及び意見受付期間を延長し対応いたしました。また、関係市での住民説明会を複数回実施するとともに、地元地区への説明会も別途実施いたしました。説明会の日程については、地元住民の皆様へご相談させていただきながら、設定いたしました。引き続き、地元住民の皆様のご理解を得られるよう、地区説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。 なお、懸念されている健康被害については、当社が愛媛県で稼働している2事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。

（意見書283）

No.	意見の概要	事業者の見解
537	工事中及び供用時の騒音・振動についての問題。 また、騒音及び超低周波音についての問題。P206に「残留騒音については配慮書の作成時点で把握されていない」とあり不確か。重大な影響の残存。 景観の問題。P254の主要な眺望点からの視認の可能性。観光地である七山の風景に影響を及ぼす。 また、風車の影による影響、鳥類に対する影響、土地の改変に伴う自然環境に対する影響も懸念が残る。	配慮書では、環境の保全について適正な配慮をするべき事項について検討を行う段階になります。また、方法書では、現地調査の手法についてご意見をいただく段階となります。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。 これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。

（意見書 284）

No.	意見の概要	事業者の見解
538	太陽光発電の買い取りは縮小方向なのに風力発電はどうして新設なのですか。必要性はどこに？	日本政府は2030年までに二酸化炭素排出量を2013年度比46％の削減を目標として掲げております。当社としては、目標を達成するためには、更なる再生可能エネルギーの普及並びに省エネルギーの推進が必要と考えておりますが、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進んでいないのが現状であると認識しております。そのため、本事業において、再生可能エネルギーである風力発電事業を推進することにより、化石燃料の炊き減らし並びに温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 太陽光発電事業については、買取価格は下落しているものの、継続して太陽光発電事業の導入が推進されております。

（意見書 285）

No.	意見の概要	事業者の見解
539	風車周辺の住民から、不眠、血圧上昇、めまい、頭痛、吐き気、腹痛、全身のこり、圧迫感など多様な健康への影響が訴えられています。健康被害が既に出ているので建てるべきではない!!少しでも苦しむ人がいて被害が生じる風車に良いイメージは持てず、自然豊かな素晴らしい所にそのような物があってはストレスを癒しに大好きな登山をしたくても台無しになります。どのような配慮をされたとしても景観は損ないます。 風力発電所は必要ありません。	懸念されている健康への影響については、当社が愛媛県で稼働している２事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。 景観については、主要な眺望点だけではなく、住民の皆様が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。調査、予測及び評価の結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 286）

No.	意見の概要	事業者の見解
540	強く反対します。 リスクが高い。	引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 287）

No.	意見の概要	事業者の見解
541	・ここ数年の大雨でこれだけの土砂崩れ被害がでている。巨大な風力発電を建てて、本当に大丈夫なのか。	環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。
542	・保全林が壊され、自然が壊され、動物の住む場所が奪われ、田畑への被害が予想される。今でさえ、動物による被害が多発しているのに、農業者の生活をおびやかさないでほしい。	保安林については関係機関と協議を実施しております。引き続き、協議を実施するとともにその結果を踏まえ、事業計画を検討いたします。保安林における事業となるため、行政による審査を受け、適切に対応いたします。 環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 なお、本事業のような風力発電事業により、イノシシ等の害獣が里に下りてくるという科学的な知見は現在のところ確認されておりません。引き続き、最新の知見収集に努めるとともに、イノシシ等の害獣の生息状況の把握に努めます。
543	・人体への影響が報告されていて、解決されていない。住む人のことを考えてほしい。	懸念されている人体への影響については、当社が愛媛県で稼働している 2 事業では、現時点で健康被害の報告はございません。また、定期的に地元地区の方へお伺いし、状況を確認しております。引き続き、国内外の最新の知見の収集に努めます。
544	・寿命が尽きた後の風車はどうするか、説明してほしい。	事業を終了する際には、大和エネルギー株式会社が責任を持って風力発電機を撤去いたします。撤去に当たっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成 29 年）に基づき、撤去及び処分を実施いたします。

（意見書 288）

No.	意見の概要	事業者の見解
545	・音の影響が明確でない。音を嫌って虫が寄り付かなくなった場合、植物への影響があり、当然農業への影響もあると思うが、どう考えているのか？	現地調査により生物の生息・生育状況を把握いたします。生物への騒音及び低周波音については最新の知見の収集に努め、対応を検討いたします。
546	・この施設は地域の価値を上げる可能性があるのか？音の影響を嫌い過疎化が進んでしまうようなことがあり得ると思う。	林道の整備や雇用の創出、環境学習の場の提供、災害防止策の実施等により、地域価値の向上に貢献したいと考えております。
547	・地元に不利益があった場合の補償を明確にして話を進めることができないか？	事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、大和エネルギー株式会社が責任を持って対応いたします。また、稼働後において、万が一苦情等があった場合は、現地調査を実施し、原因究明を行います。その上で、風力発電事業に起因することであれば、必要な対策を講じます。

（意見書 289）

No.	意見の概要	事業者の見解
548	ひぜん修験道ウォークの活動をしています。かつての修験道の破壊にもなり、渡り鳥の飛来の問題にも。土砂災害の危険にもなるので反対します。	本事業では稜線上の登山道は直接改変いたしません。また登山道への影響については、今後の現地調査において利用状況や利用環境を把握いたします。その結果を踏まえ、登山道と共生ができるよう、事業計画を検討いたします。 渡り鳥については、現地調査により飛翔経路や飛翔高度等を把握いたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。

（意見書 290）

No.	意見の概要	事業者の見解
549	山の上に高い風車を立てると、渡り鳥の障害物となるし、低周波音が発生するので反対します。	渡り鳥については、現地調査により飛翔経路や飛翔高度等を把握いたします。 低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 引き続き、住民説明会等を通じてご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

（意見書 291）

No.	意見の概要	事業者の見解
550	高い風車を建てると、今までの貴重な自然が損われ、地域住民の生活が土砂災害の危険や低周波音のため、損われると思うので、反対します。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、貴重な自然を損なうことのないよう、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。なお、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても調査、予測及び評価いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。

（意見書 292）

No.	意見の概要	事業者の見解
551	登山を趣味にやっています。 自然道と景観が損われる。 後の自然災害に必ず継ります。 破壊された風景は二度と戻りません。 数年前、玄海町で風力の羽が燃え、事故も発生しています。	環境影響評価項目として選定した項目について適切に調査、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、自然道とも共生できるよう、環境保全措置を検討いたします。また、住民の皆様、関係機関、専門家のご意見を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減するよう事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書において住民の皆様へお示しいたします。 また、環境影響評価とは別途、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うに当たり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。関係機関と協議を実施し、適切に対応いたします。 稼働後の火災対策については、今後の手続きにおいて、関係機関と対策を協議いたします。事業の実施に当たっては、現地に管理事務所を設置の上、当社の管理部門が遠隔監視及び点検・整備等のメンテナンスを行うことにより、事故を未然に防げるよう対策いたします。

○日刊新聞紙による公告

西日本新聞（佐賀版、ふくおか都市圏版）（令和 3 年 1 月 14 日（木）付）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 大和エネルギー株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 濱 隆
事務所の所在地 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目一番四三号 あべのハルカス三十三階

二、対象事業の名称 (仮称)DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業
種類 風力発電所設置事業（陸上）
規模 発電設備出力：最大三万二千キロワット

三、対象事業実施区域 佐賀県唐津市

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 佐賀県唐津市及び佐賀市、福岡県糸島市

五、縦覧の場所・時間 唐津市生活環境対策課、唐津市七山市民センター総務・福祉課、佐賀市環境政策課、佐賀市富士支所総務・地域振興グループ、糸島市生活環境課、一貴山コミュニティセンター、深江コミュニティセンター三階、福吉コミュニティセンター
※縦覧時間はいずれも、役所・施設開庁日時
電子縦覧 https://www.daiwa-energy.com/
期間 令和三年一月十四日（木）から令和三年二月十五日（月）まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和三年三月一日(月)までにお問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
一．七山公民館（佐賀県唐津市七山滝川一二五二番地）
一月二十二日（金）十八時三十分から
二．富士公民館（フォレスタふじ）
（佐賀県佐賀市富士町古湯二六二四）
一月二十四日（日）九時三十分から
三．伊都文化会館（福岡県糸島市前原東二丁目二―七）
一月二十四日（日）十五時から

八、お問い合わせ先
大和エネルギー株式会社 電力事業部 風力事業開発グループ
（担当：白井・豊田）
〒五四五―六〇三三 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目一番四三号 あべのハルカス三十三階
電話番号 〇六（四七〇三）三三〇八 ※受付時間：午前九時から午後五時まで（土・日・祝日を除く）

九、その他
今後、新型コロナウイルス感染症に関して国や地方自治体等から要請を受けた場合においては、必要に応じて縦覧や住民説明会の予定を変更することがあります。変更がありましたら、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

佐賀新聞（令和 3 年 1 月 14 日（木）付）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 大和エネルギー株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 濱 隆
事務所の所在地 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目一番四三号 あべのハルカス三十三階

二、対象事業の名称 (仮称)DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業
種類 風力発電所設置事業（陸上）
規模 発電設備出力：最大三万二千キロワット

三、対象事業実施区域 佐賀県唐津市

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 佐賀県唐津市及び佐賀市、福岡県糸島市

五、縦覧の場所・時間 唐津市生活環境対策課、唐津市七山市民センター総務・福祉課、佐賀市環境政策課、佐賀市富士支所総務・地域振興グループ、糸島市生活環境課、一貴山コミュニティセンター、深江コミュニティセンター三階、福吉コミュニティセンター
※縦覧時間はいずれも、役所・施設開庁日時
電子縦覧 https://www.daiwa-energy.com/
期間 令和三年一月十四日（木）から令和三年二月十五日（月）まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和三年三月一日(月)までにお問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
一．七山公民館（佐賀県唐津市七山滝川一二五二番地）
一月二十二日（金）十八時三十分から
二．富士公民館（フォレスタふじ）
（佐賀県佐賀市富士町古湯二六二四）
一月二十四日（日）九時三十分から
三．伊都文化会館（福岡県糸島市前原東二丁目二―七）
一月二十四日（日）十五時から

八、お問い合わせ先
大和エネルギー株式会社 電力事業部 風力事業開発グループ
（担当：白井・豊田）
〒五四五―六〇三三 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目一番四三号 あべのハルカス三十三階
電話番号 〇六（四七〇三）三三〇八 ※受付時間：午前九時から午後五時まで（土・日・祝日を除く）

九、その他
今後、新型コロナウイルス感染症に関して国や地方自治体等から要請を受けた場合においては、必要に応じて縦覧や住民説明会の予定を変更することがあります。変更がありましたら、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

○広報による公告

市報からつ（令和３年１月号　vol. 192）

環境影響評価方法書の縦覧と意見募集および住民説明会を行います

環境影響評価法に基づき「(仮称) DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書」が提出されます。

この環境影響評価方法書は縦覧でき、また、環境の保全の見地から意見がある人は、事業者に意見書を提出することができます。

縦覧場所

◆生活環境対策課

◆七山市民センター　総務・福祉課

縦覧期間

1月14日（木）から2月15日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで

※閉庁日を除く

なお、この環境影響評価方法書は、事業者のウェブサイトでも3月1日（月）まで公開しています。こちらは、いつでも閲覧可能です。

（公開URL）
https://www.daiwa-energy.com/

縦覧にあわせて住民説明会を開催します

◆日時　1月22日(金)午後6時30分～

◆場所　七山公民館

※新型コロナウイルス感染症の状況により、日程などが変更になる場合は改めてお知らせします。

意見の提出方法

住所、氏名、環境の保全の見地からの意見を記入して、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投かんするか、事業者に直接郵送してください。

郵送先

〒545-6033　大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43　あべのハルカス33F　大和エネルギー株式会社　電力事業部　白井・豊田

※3月1日(月)の消印有効

問　生活環境対策課（☎72-9124）

糸島市広報紙いとしま（令和３年１月１日号　No. 264）

法やAEDの取り扱い、窒息に対する異物除去法、止血法を学ぶ講習(修了証あり)

●2月14日(日)　9時30分～12時30分

共通事項

【場所】糸島市消防本部3階研修室

【受講料】無料

【定員】20人程度

【受講要件】市内に在住または勤務している人

【申込期限】各講習日の1週間前まで

※申し込み方法などは市ホームページで確認するか、お問い合わせください。

申し込み・問い合わせ　糸島市消防本部警防課　☎(332)8027

佐賀唐津風力発電事業に係る縦覧・住民説明会

大和エネルギー(株)が佐賀県唐津市で計画している「(仮称)DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業」に関して、「環境影響評価方法書」の縦覧および住民説明会を次のとおり実施します。

●「環境影響評価方法書」の縦覧

縦覧書類　(仮称)DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書

縦覧・意見書箱設置場所　糸島市生活環境課・一貴山コミュニティセンター・深江コミュニティセンター・福吉コミュニティセンター

※大和エネルギーホームページでもご覧いただけます。

大和エネルギー(株)のホームページ

縦覧期間　1月14日(木)～2月15日(月)

意見受付期間　1月14日(木)～3月1日(月)（郵送の場合、当日消印有効）

意見書提出方法　縦覧場所に備え付けの意見書に、住所・氏名・意見を記載の上、意見書箱に投函または提出先に郵送。

●住民説明会

日時　1月24日(日)　15時～

場所　伊都文化会館

提出先(郵送先)・問い合わせ　大和エネルギー(株)電力事業部(白井・豊田)（〒545-6033 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43 あべのハルカス33階）☎06(4703)3208

介護がよくわかる市民講座

在宅での介護力を高めるため、介護技術や知識を学ぶ研修会(全4回)を開催します。自分自身にも活用できる介護予防を学ぶことができます。

※資格を取得するための講座ではありません。

対象者　市内在住で、在宅で介護をしている人、介護に関心がある人、今後介護を必要とする人が身近にいる人、4回全てを受講できる人

定員　15人程度

(仮称) DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧・意見の受け付け、住民説明会

○縦覧・意見受付

■縦覧期間(開庁日時のみ可)
1月14日(木)～2月15日(月)

■縦覧場所
本庁　環境政策課、富士支所　総務・地域振興グループ

■意見受付期間　1月14日(木)～3月1日(月)　消印有効

■意見書　縦覧場所に備え付けの意見書に住所・氏名・内容を記入の上、意見書箱に投函するか、問い合わせ先にご郵送ください。

○住民説明会

■日時
1月24日(日)　9時30分～

■場所　富士公民館

※新型コロナウイルスの状況等により変更の場合あり。
※詳しくは、大和エネルギー(株)ホームページをご覧ください。

◎問い合わせ
〒545-6033
大阪府大阪市阿倍野区
阿倍野筋1-1-43
大和エネルギー株式会社
電力事業部（白井、豊田）
☎06・4703・3208
FAX 06・4703・3209

【縦覧期間及び意見受付期間延長、追加住民説明会の開催】

市報からつ（令和３年４月号　vol. 195）

環境影響評価方法書の縦覧と意見募集期間延長および住民説明会を開催

1月14日(木)から3月1日(月)まで行っていた「(仮称)DREAM(ドリーム) Wind(ウィンド)佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧と意見募集の期間を延長します。

環境の保全の見地から意見がある人は、事業者に意見書を出すことができます。

事業者の名称

大和(だいわ)エネルギー株式会社

縦覧場所

◆生活環境対策課

◆七山市民センター

総務・福祉課

縦覧期間

4月15日（木）までの午前8時30分～午後5時15分（閉庁日を除く）

なお、事業者のウェブサイトでもこの環境影響評価方法書を公開しています。こちらは縦覧期間中はいつでも閲覧可能です。

（公開URL）

https://www.daiwa-energy.com/

縦覧にあわせて住民説明会を開催します

◆**日時**

4月9日(金)午後6時30分～

◆**場所**　七山公民館

意見書の提出方法

住所、氏名、環境の保全の見地からの意見を記入して、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投かんするか、事業者に直接郵送してください。

意見書の提出期限

4月30日(金)まで

※郵送の場合は4月30日(金)の消印まで有効

郵送先

〒545-6033

大阪府大阪市阿倍野区阿倍野1-1-43

あべのハルカス33F

大和エネルギー株式会社

電力事業部　白井・豊田

問 生活環境対策課

（☎72-9124）

糸島市広報紙いとしま（令和３年４月１日号　No. 270）

人事院人材局試験課

☎03(3581)5311

佐賀唐津風力発電事業の縦覧・意見書受付期間を延長

大和エネルギー(株)が佐賀県唐津市で計画している「(仮称)DREAM Wind佐賀唐津風力発電事業」に関して、「環境影響評価方法書」の縦覧ならびに意見書受付の期間を延長します。

●**「環境影響評価方法書」の縦覧**

縦覧書類

(仮称)DREAM Wind佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書

縦覧・意見書箱設置場所

糸島市生活環境課・各コミュニティセンター(一貴山・深江・福吉)

※大和エネルギーホームページでもご覧いただけます。

大和エネルギー(株)のホームページ

縦覧期間

4月15日(木)まで

意見書受付期間

4月30日(金)まで

※郵送の場合は当日消印有効

意見書提出方法

縦覧場所に備え付けの意見書に、住所・氏名・意見を記載の上、意見書箱に投函または提出先に郵送してください。

●**住民説明会**

日時

4月10日(土)9時～

場所　伊都文化会館

提出先(郵送先)・問い合わせ

大和エネルギー(株)電力事業部(白井・豊田)

(〒545-6033 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43あべのハルカス33階)

☎06(4703)3208

販売農家などを支援します

規模の拡大や効率化などを図る農家に補助金を交付する、糸島市農業経営持続化支援事業を実施します。

補助対象

A **経営改善事業**

防災ラジオの試験放送

■**4月の試験放送日時**

○14日(水)（エフエム佐賀）
8時30分頃

○15日(木)（えびすFM）
13時頃

※防災ラジオは、危機管理防災課、各支所（富士・三瀬除く）、エフエム佐賀、えびすFMで販売。

◎**問い合わせ**
本庁　危機管理防災課
防災対策係
☎40・7013
FAX 24・3187
✉shoubousai@city.saga.lg.jp

(仮称) DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧・意見受付期間の延長、住民説明会

○縦覧・意見受付

■**縦覧期間**（開庁日時のみ可）
4月15日(木)まで

■**縦覧場所**
本庁　環境政策課、富士支所　総務・地域振興グループ

※縦覧物は意見書の受付期限まで設置します。

■**意見受付期限**
4月30日(金)消印有効

■**意見書**
縦覧場所に備え付けの意見書に住所・氏名・内容を記入の上、意見書箱に投函するか、問い合わせ先にご郵送ください。

○住民説明会

■**日時**　4月10日(土)　15時～

■**場所**　富士公民館

※新型コロナウイルスの状況等により変更の場合あり。

※詳しくは、大和エネルギー(株)ホームページをご覧ください。

◎**問い合わせ**
〒545－6033
大阪府大阪市阿倍野区
阿倍野筋1－1－43
あべのハルカス33階
大和エネルギー株式会社
電力事業部（臼井、豊田）
☎06・4703・3208
FAX 06・4703・3209

募集

要約筆記者養成講座受講生募集

聞こえない・聞こえにくい人に、その場の音声を文字にして伝える筆記通訳者を養成

［別紙 3］

〇インターネットによるお知らせ

大和エネルギー株式会社　ウェブサイト（お知らせ）

※本意見概要書では、縦覧期間及び意見受付期間延長後のお知らせを掲載した。

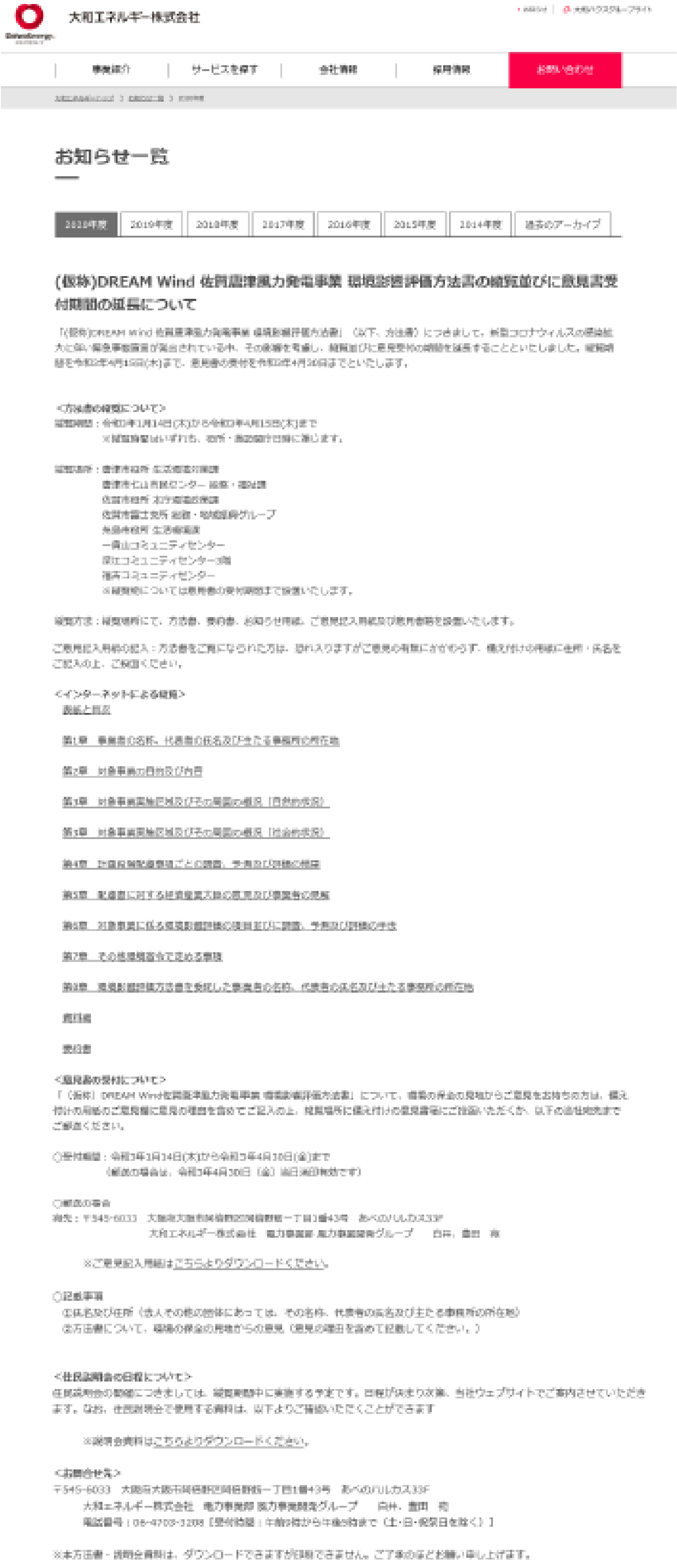

唐津市　ウェブサイト（お知らせ）

※本意見概要書では、縦覧期間及び意見受付期間延長後のお知らせを掲載した。

唐津市 Karatsu city

文字サイズ変更 拡大 標準 縮小 色合い変更 標準 青 黄 黒 Foreign Language

サイト内検索 検索 サイトマップ 組織案内 問い合わせ 携帯サイト

ホーム 防災・防犯 暮らし 健康・福祉・子育て 教育・文化・スポーツ まち・環境 産業・ビジネス 市政情報

ホーム > まち・環境 > 建築・開発 > 開発行為 > 「（仮称）DREAM　Wind佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧と意見募集および住民説明会について

開発行為

- 開発行為などにより設置される公共施設などの管理・帰属に関する取り扱い方針（平成29年4月1日改正）
- 「（仮称）DREAM　Wind佐賀唐津風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」の縦覧および意見の受付について
- 「（仮称）佐賀県唐津市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」の縦覧と意見の受け付けについて
- 「（仮称）DREAM　Wind佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧と意見募集および住民説明会について

もっと知りたい 唐津まちナビ

旬のイベントを紹介 イベントカレンダー

施設を探す・予約する

よくある質問

各種相談

ツイート　いいね！0

更新日：2021年2月16日

「（仮称）DREAM　Wind佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧と意見募集および住民説明会について

環境影響評価法に基づき「（仮称）DREAM　Wind佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書」が提出されましたので令和03年1月14日（木曜日）から令和03年4月15日（木曜日）まで、縦覧を行います。

環境の保全の見地から意見がある人は、事業者に対して意見書を提出することができます。

縦覧場所

- 本庁生活環境対策課
- 七山市民センター　総務・福祉課

縦覧期間

令和03年1月14日（木曜日）から令和03年4月15日（木曜日）までの午前8時30分から午後5時15分まで

市役所と市民センターの閉庁日は除きます。

なお、事業者である大和エネルギー株式会社ホームページ（外部サイトへリンク）でも、令和03年4月15日（木曜日）まで方法書を公開しています。

こちらは、いつでも閲覧が可能です。

意見の提出方法

縦覧場所に備え付けの意見書に記入し、次のどちらかの方法で提出してください。

- 縦覧場所に備え付けの意見書箱への投かん
- 郵送（令和03年4月30日（金曜日）当日消印有効）

郵送先

〒545-6033
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43あべのハルカス33F

大和エネルギー株式会社電力事業部宛

問い合わせ

生活環境対策課
〒847-8511　佐賀県唐津市西城内1番1号
電話番号：0955-72-9124

問い合わせフォーム

ページの先頭へ戻る

このホームページについて　著作権・免責事項について　個人情報について　ウェブアクセシビリティについて　RSS配信

唐津市役所　〒847-8511佐賀県唐津市西城内1番1号 電話：0955-72-9111 ファクス：0955-72-9180　市役所へのアクセス

Copyright © Karatsu City All Rights Reserved.

糸島市　ウェブサイト（お知らせ）

※本意見概要書では、縦覧期間及び意見受付期間延長後のお知らせを掲載した。

糸島市
ITOSHIMA CITY OFFICIAL WEBSITE

Foreign Language　文字サイズ　小　中　大　背景色　A　A　A

サイト内検索　検索

くらしの情報 Living guide　市の施設 Facility information　移住・定住情報 Migration guide　市政情報 City administration　観光情報 Sightseeing guide　企業・事業者 Businesses

トップページ > くらしの情報 > 環境・衛生 > お知らせ（環境・衛生） > DREAM Wind佐賀唐津風力発電事業　環境影響評価方法書の縦覧並びに意見書受付期間の延長について

DREAM Wind佐賀唐津風力発電事業　環境影響評価方法書の縦覧並びに意見書受付期間の延長について

更新日：2021年3月22日

大和エネルギー株式会社が佐賀県唐津市で計画している「（仮称）DREAM Wind佐賀唐津風力発電事業」に関して、「環境影響評価方法書」の縦覧並びに意見書受付の期間を延長することとなりました。つきましては、縦覧期間及び意見受付期間を下記のとおりお知らせいたします。

「環境影響評価方法書」の縦覧

●縦覧期間：令和3年1月14日（木曜日）から令和3年4月15日（木曜日）まで
（縦覧のための設置物は、意見受付期間：令和3年4月30日（金曜日）まで配置します）

●意見受付期間：令和3年1月14日（木曜日）から令和3年4月30日（金曜日）まで

●縦覧のための設置物

（1）（仮称）DREAM　Wind　佐賀県唐津風力発電事業環境影響評価方法書
（2）（仮称）DREAM　Wind　佐賀県唐津風力発電事業環境影響評価方法書（要約書）
（3）　意見箱
（4）　お知らせ
（5）　意見書

●縦覧・意見箱設置場所
（1）糸島市役所生活環境課
（2）一貴山コミュニティセンター
（3）深江コミュニティセンター（深江交流プラザ）
（4）福吉コミュニティセンター

大和エネルギーホームページ（外部サイトにリンクします）でもご覧いただけます。

●意見書提出方法

方法書の内容に対するご意見・ご質問は、縦覧場所に備え付けの意見書に住所・氏名・内容を記載の上、意見書箱へ投函または意見書提出先（問い合わせ先）に郵送でご提出ください。
郵送の場合、4月30日（金曜日）消印有効

●住民説明会
（1）日時：令和3年4月10日（土曜日）9時～
（2）場所：伊都文化会館

【意見書提出先（郵送先）・問い合わせ】
大和エネルギー株式会社電力事業部（白井・豊田）
（〒545-6033　大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43　あべのハルカス33階）
☎06（4703）3208

お問い合わせ

市民部　生活環境課
窓口の場所：本館1階
ファクス番号：092-321-1139

環境・エネルギー係
電話番号：092-332-2068

ごみ減量推進係
電話番号：092-332-2068

環境施設係
電話番号：092-332-2068

メールでお問い合わせ

環境・衛生
お知らせ（環境・衛生）
環境保全
まちの美化
生活環境

このページに関するアンケート

情報は役に立ちましたか？
○役に立った ○ふつう ○役に立たなかった

このページは探しやすかったですか？
○探しやすかった ○ふつう ○探しにくかった

このページに対する意見等をお聞かせください。
掲載して欲しい情報などの具体的なご意見を記入してください。

送信

寄せられた意見などはホームページの構成資料として活用します。なお、寄せられた意見等への個別の回答は、おこないません。
住所・電話番号など個人情報を含む内容は記入しないでください。

PAGE TOP

このサイトについて ｜ 関連機関・リンク ｜ 問い合わせ・組織一覧 ｜ ウェブアクセシビリティについて ｜ サイトマップ

佐賀市　ウェブサイト（お知らせ）

※本意見概要書では、縦覧期間及び意見受付期間延長後のお知らせを掲載した。

検索

Language　文字の大きさ　標準　大　特大　背景色

トップページ ＞ くらしの情報 ＞ 生活・環境・の整備 ＞

「（仮称）DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧、意見書の受付及び住民説明会について

「（仮称）DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧、意見書の受付及び住民説明会について

更新：2021年04月 5日

大和エネルギー株式会社（事業者）が佐賀県唐津市で計画している「（仮称）DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業」に関して、環境影響評価方法書の縦覧を実施しています。環境保全の見地から意見がある方は、事業者に対して意見書を提出することができます。

［参考］

〇環境影響評価

開発事業を行う事業者が、その事業による環境への影響をあらかじめ調査・予測・評価することにより、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうとする制度です。

〇方法書

事業者が、環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示した図書です。

縦覧書類

（仮称）DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書

縦覧場所

1　佐賀市役所

・本庁環境政策課

・富士支所総務・地域振興グループ

2　インターネットによる縦覧

大和エネルギー株式会社ホームページ

※その他、唐津市及び糸島市においても縦覧がなされています。

縦覧期間

令和3年1月14日（木）から令和3年4月15日（木）まで

※市役所での縦覧は開庁日時

※縦覧物は意見書の受付期間まで設置

意見書の受付について

受付期間

令和3年1月14日（木）から令和3年4月30日（金）まで

※郵送の場合は令和3年4月30日（金）当日消印有効

提出方法

縦覧場所に備え付けの意見記入用紙に必要事項を記入の上意見書箱に投函、または事業者へ郵送。

意見記入用紙は大和エネルギー株式会社ホームページからもダウンロードできます。

住民説明会

日時

令和3年4月10日（土）15:00～17:30

場所

富士公民館（フォレスタふじ）

住所：佐賀県佐賀市富士町大字古湯2624

説明会の内容

1　事業計画の概要

2　「環境影響評価方法書」の内容について

3　質疑応答

※その他唐津市及び糸島市においても説明会が開催されます。

意見書の提出及び問い合わせ先

〒545-6033　大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43　あべのハルカス33F

大和エネルギー株式会社　電力事業部　風力事業開発グループ

電話番号：06-4703-3208［受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝・祭日を除く）］

このページに関するお問い合わせ

環境部　環境政策課　自然環境係

〒840-8501　佐賀市栄町1番1号　本庁１階

電話:0952-40-7202 ファックス:0952-26-5901

このページの担当にメールを送る

ホームページの考え方　ウェブアクセシビリティ　リンク集　市のプロフィール

世帯数

101,934世帯

男 109,330人

女 122,191人

人数合計 231,521人

令和3年2月末日現在

（外国人含む）

過去の人口

SAGA city, Saga

豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまち

佐賀市

〒840-8501　佐賀市栄町1番1号

代表電話番号

0952-24-3151

各課へのお問い合わせ

アクセス

(C)Saga City All Rights Reserved

［別紙 4］

○折込チラシによるお知らせ

【縦覧期間及び意見受付期間延長】

令和 3 年 3 月 2 日（火）

Daiwa Energy
大和ハウスグループ

（仮称）DREAM　Wind　佐賀唐津風力発電事業
環境影響評価方法書
意見受付期間の延長について

当社は、佐賀県唐津市で風力発電事業を計画しており、現在、環境影響評価法に基づき環境影響評価方法書の手続きを実施しております。今回、「（仮称）DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業 環境影響評価方法書」について、新型コロナウィルスの感染拡大に伴い緊急事態宣言が発出されている中、その影響を考慮し、縦覧並びに意見受付期間を延長することにいたしました。

つきましては、意見受付期間を令和 3 年 4 月 30 日（金）までとさせていただき、ご意見を受付けておりますので、縦覧場所に備え付けております意見書箱へのご投函または下記の【お問い合わせ先】までご郵送ください。

なお、意見書は縦覧場所に設置しているものまたは当社 HP よりダウンロードしたものをご使用ください。

※意見受付期間の延長については、令和 3 年 2 月 15 日（月）に当社 HP でお知らせいたしましたが、今回改めて本案内にて周知させていただきます。

※再度実施させていただく住民説明会の日程については、関係市（唐津市・佐賀市・糸島市）の 4 月 1 日号の市報または各市および当社 HP でお知らせさせていただきます。

○縦覧および意見受付について

縦覧場所　：＜唐津市＞
唐津市生活環境対策課、七山市民センター総務・福祉課
＜佐賀市＞
佐賀市環境政策課、佐賀市富士支所総務・地域振興グループ
＜糸島市＞
糸島市生活環境課、一貴山コミュニティセンター、
深江コミュニティセンター3 階、福吉コミュニティセンター

電子縦覧　：https://www.daiwa-energy.com/

縦覧期間　：令和 3 年 1 月 14 日（木）～令和 3 年 4 月 15 日（木）
※縦覧期間後も意見受付期間中は方法書を閲覧いただけます。

意見受付期間：令和 3 年 1 月 14 日（木）～令和 3 年 4 月 30 日（金）

意見提出期限：令和 3 年 4 月 30 日（金）　（当日消印有効）

【お問い合わせ先】
大和エネルギー株式会社　電力事業部
風力事業開発グループ
白井　克憲、豊田　隆一（担当）
〒545-6033
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 1 番 43 号
TEL：06-4703-3208

【追加住民説明会の開催】

令和３年４月１日（木）

Daiwa Energy®
大和ハウスグループ

（仮称）DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業
環境影響評価方法書
住民説明会の実施について

当社は、佐賀県唐津市で風力発電事業を計画しており、現在、環境影響評価法に基づき環境影響評価方法書手続きを実施しております。「（仮称）DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業 環境影響評価方法書」について、新型コロナウィルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が解除されたことを受け、住民説明会を再度実施させていただきます。今回改めて住民説明会のお知らせのため、本案内にて周知させていただきます。また、当社ホームページ、関係市（唐津市・佐賀市・糸島市）のホームページ及び関係市の４月１日号市報でも同様にお知らせをさせていただいております。

本事業についてより多くの住民の皆様からご意見を頂戴したいと考えております。

なお、令和３年４月30日（金）（当日消印有効）までご意見を受け付けております。

○住民説明会について

＜説明会の内容＞

1. 事業計画の概要
2. 「環境影響評価方法書」の内容について
3. 質疑応答

＜唐津市＞
日時：令和３年４月９日（金）18:30 ～ 21:00
場所：七山公民館
住所：佐賀県唐津市七山滝川1252番地

＜糸島市＞
日時：令和３年４月10日（土）9:00 ～ 11:30
場所：伊都文化会館
住所：福岡県糸島市前原東２丁目2-7

＜佐賀市＞
日時：令和３年４月10日（土）15:00 ～ 17:30
場所：富士公民館（フォレスタふじ）
住所：佐賀県佐賀市富士町大字古湯2624

【お問い合わせ先】
大和エネルギー株式会社　電力事業部
風力事業開発グループ
白井　克憲、豊田　隆一（担当）
〒545-6033
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目１番43号
TEL：06-4703-3208

［別紙 5］

〇お知らせ

※本意見概要書では、縦覧期間及び意見受付期間延長後のお知らせを掲載した。

お　知　ら　せ

「(仮称) DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間及び時間

令和 3 年 1 月 14 日（木）～令和 3 年 4 月 15 日（木）まで
（縦覧時間はいずれも、役所・施設開庁日時）

2. 閲覧用紙の記入

環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますが**ご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。**

3. 意見書の受付

「(仮称) DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函いただくか、下記住所までご郵送をお願いいたします。

〇受付期間　令和 3 年 1 月 14 日（木）～令和 3 年 4 月 30 日（金）まで
（郵送の場合は、4 月 30 日（金）の消印有効です。）

〇送付先（郵送の場合）
〒545-6033
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 1 番 43 号　あべのハルカス 33F
大和エネルギー株式会社　電力事業部　風力事業開発グループ　白井・豊田 宛

〇記載事項
①氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
②方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

4. お問い合わせ先

大和エネルギー株式会社　電力事業部　風力事業開発グループ　白井･豊田
〒545-6033　大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 1 番 43 号　あべのハルカス 33F
電話番号：06-4703-3208
受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝祭日を除く）

※方法書及び要約書は大和エネルギー株式会社のホームページでも公表しております。
https://www.daiwa-energy.com/

※閲覧に際して、方法書及び要約書への書き込み、コピー及び写真撮影は不可としております。

以　上

○ご意見記入用紙

※本意見概要書では、縦覧期間及び意見受付期間延長後のご意見記入用紙を掲載した。

「(仮称)DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、意見書箱にご投函いただくか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください。

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入のうえ、意見書箱へのご投函をお願いいたします。

○意見書の郵送先　〒545-6033 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 1 番 43 号
あべのハルカス 33F
大和エネルギー株式会社 電力事業部
風力事業開発グループ白井・豊田 宛

○意見書の提出期限　令和 3 年 4 月 30 日(金)〔当日消印有効〕

〜〜

意　見　書

令和 3 年　　月　　日

項　目	ご 記 入 欄
お名前 〔法人その他の団体にあっては、法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご住所 〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地〕	〒
方法書についての環境の保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含めて記載してください。〕	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いいたします。
なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いをいたします。
2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4 サイズ)の用紙をお使いください。